### 第2期

## ともに伸びる 玉名の教育プラン

# 玉名市教育振興

# 基本計画

計画期間 <sup>平成</sup>27年度 <sup>平成</sup>31年度



### 第2期 玉名市教育振興基本計画の策定にあたって

近年の国際化、情報化、少子高齢化等の進展に伴い、教育を取り巻く環境は大きく変化し、様々な課題が顕在化するようになり、制定から約60年を経た平成18年12月に教育基本法が改正されました。

新教育基本法第17条において、政府及び地方公共団体の教育基本計画の策定等に関する規定が新設されました。この規定に基づき、平成20年7月に政府において初めて教育振興基本計画が策定されました。その後、平成25年6月には第2期教育振興基本計画が閣議決定され、新しい時代に対応した教育改革が進められています。

玉名市教育委員会においても、教育基本法に定められた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、平成22年3月に第1期の「ともに伸びる 玉名の教育プラン(5年間)」を策定し、「未来を拓き 地域と国際社会に貢献する人づくり」を教育目標に掲げて、具体的な施策・事業を展開してきました。計画推進にあたっては、毎年度ごとに自己点検・評価を重ねてまいりました。

平成25年度からは、市民の有識者代表による玉名市教育委員会外部評価委員会を立ち上げ、 教育委員会に属する事務管理及び執行の状況について報告し、その評価結果に関する報告書を公 表するとともに事業の見直しを行い、教育目標の実現に向けて積極的に取り組んできました。

そのような中、平成24年3月に市政運営の基本方針となる玉名市総合計画の後期基本計画(5年間)が策定されました。そこで、この計画の基本目標の一つである「人をはぐくむまちづくり」という教育分野の目標を実現するため、このたび、今後の本市の目標を示す「第2期 ともに伸びる 玉名の教育プラン(5年間)」を策定しました。策定にあたっては、基本的な考えをお示しし、これまでの5年間の取組の課題を踏まえ、教育振興基本計画策定委員会でのご意見等を参考にいたしました。そのうえで、「第1期 ともに伸びる 玉名の教育プラン」の基本理念を継承しつつ、新しい教育課題に対応すべく教育委員会4課の全ての事業について見直しを行い、策定したものです。

この計画は、平成27年度以降の5年間の玉名市教育行政の方向性を示すものであり、玉名市 民の個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって社会を生き抜 く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけることを目指して進めていくも のであります。

最後になりましたが、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました教育振興 策定委員会の委員をはじめ、アンケート調査やパブリックコメント等などを通して貴重なご意見 をお寄せいただきました多くの市民の皆様と関係各位に対し、心から深く感謝し厚くお礼申しあ げます。

平成27年5月 玉名市教育委員会教育長

池田誠一

### 玉名市教育目標

人間尊重の精神を基盤とし、伝統と文化を尊重しながら、生涯にわたって学ぶ意欲を持ち、進んで地域及び国際社会に貢献でき、個性豊かで心身ともに健康な市民の育成に努める

### 玉名市教育方針

- 1 玉名市家庭教育憲章の実践
- 2 人間尊重の教育の推進
- 3 郷土を愛する心と国際意識の高揚
- 4 個性と創造力の育成
- 5 健全な心身の育成

### もくじ

| はじめに                 | •••••••••••••  |
|----------------------|--|
| 1 2                  | 計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6<br>策定の趣旨<br>計画の性格<br>計画期間  |
| 第2章<br>1             | 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |
| 1                    | 計画の基本構想 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8<br>基本理念<br>取組の体系図  |
| [1]<br>[2]<br>[3]    | 基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |
| [1]<br>◆1<br>(1      | 具体的施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |
| ◆2<br>(3<br>(2<br>◆3 | 教育の充実を図り、子どもたちの「生き抜く力」を養成する  空 確かな学力の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15  3) 教育指導の充実  4) 読書活動の推進  3 豊かな心の育成  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17  5) 道徳教育の充実 |

| (6) いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と早期解消  |
|--|
| (7) 基本的な生活習慣の定着  |
| (8) 体験活動の充実  |
| ◆4 健康づくり・体力づくりの推進・・・・・・・・・・・・22                                      |
| (9)学校体育  |
| (10)学校保健   |
| (11)学校安全   |
| (12)食育   |
| ◆5 特別支援教育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・26                                       |
| (13)連携体制の強化  |
| (14)的確な支援の実施   |
| (15) 理解・啓発の推進  |
| ◆6 信頼される学校づくり・・・・・・・・・・・・・・28  |
| (16) 開かれた学校づくり   |
| (17)教育環境の充実  |
| (18) 教職員の資質・専門性の向上   |
| ◆7 社会の変化に対応した教育の推進・・・・・・・・・・・・31                                     |
| (19) 国際理解教育及び英会話教育の推進  |
| (20)情報教育の推進  |
| (21)環境教育の推進  |
| (22)キャリア教育の推進  |
| (23) 小中一貫教育の推進   |
| ◆8 学校施設・設備の充実 ・・・・・・・・・・・・・・37                                       |
| (24) 学校の耐震化及び非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化                                     |
| (25) 学校規模の適正化  |
| (26) 学校教育スポーツ施設整備  |
| 3】 活力あるコミュニティ形成に向け、生涯学ぶ楽しさを感じられる教育の                                  |
| 37   |
| ◆9 地域の特色を生かした「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に                                  |
| ▼9 地域の特色を主かるた「白立」「励働」「周追」の300年間の失坑に<br>向けた生涯学習社会の構築 ・・・・・・・・・・・・・・40 |
| (27)「自立」「協働」「創造」を前提とした生涯学習社会の実現に向けた、                                 |
| 一人一人の主体的な学びの推進   |
| (28) 生涯学習推進のための社会全体の「横軸」の連携・協働                                       |
| (29) いつでも学べる生涯学習の機会や場の充実と成果の活用                                       |
| ◆10 地域に根ざした生涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・47                                    |
| ▼↑0 地域に低さりた土涯スポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・             |
| (31)体育施設の整備充実と利用の促進  |
| (32) 競技スポーツの組織の強化と指導者の育成   |

| 【4】豊かな心を育むため、自然、伝統、文化を尊重し郷土を愛する教育環境を整える |
|---|
| ◆11 文化財の保護と活用の推進・・・・・・・・・・・・50          |
| (33)文化遺産の保存・整備と公開・活用                    |
| (34)文化遺産を継承する取り組み                       |
| (35)博物館の機能強化と利用促進                       |
| (36)郷土の歴史、伝統文化を尊重する教育の推進                |
| (37)地域の特性を活かし、地域に根ざした学びの推進              |
| (38)豊かな体験活動の推進                          |
| ◆12 創造的文化交流活動の推進・・・・・・・・・・・・55          |
| (39) 芸術・文化活動の協働の推進                      |
| (40) 文化体験事業の充実                          |
| (41)歴史・文化を生かした地域づくり                     |
| 【5】家庭、学校、地域が連携を深め協働することで、地域社会全体の教育力を高める |
| ◆13 家庭の教育力の向上・・・・・・・・・・・・・・59           |
| (42)地域における家庭教育に対する支援強化                  |
| (43) 家庭教育に関する講演会の機会等の充実                 |
| (44) 玉名市子ども読書活動推進事業の充実                  |
| ◆14 家庭、学校、地域社会の連携と教育力の向上・・・・・・・62       |
| (45)教育における地域社会全体の横の連携強化                 |
| (46)子ども地域活動推進事業の拡充                      |
| (47) 放課後及び地域における子どもの居場所づくり              |
| (48) 児童通学合宿の推進                          |
| (49) 青少年の非行防止と健全育成の推進                   |
| (50) ボランティア活動の推進                        |
| 第6章 計画推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66      |
| (1) 玉名市教育振興基本計画の周知及び市民の意見・要望の把握         |
| (2) 玉名市教育振興基本計画について評価・点検の実施             |
| (3) 市民、関係団体、NPO、企業、国・県等との協力・連携の推進       |
|   |
| 第7章 数値目標 ••••••••••••67                 |
| <b>資料編</b> •••••••••••72                |
| • 玉名市教育振興計画策定経過                         |
| • 第2期教育振興基本計画策定委員会委員名簿                  |
| <ul><li>計画策定に関わるアンケート結果報告書</li></ul>    |
| <ul><li>パブリックコメント結果報告書</li></ul>        |
| <ul><li>用語の解説</li></ul>                 |
| • 関係法律、計画等                              |

### 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法に基づき、政府は、同法に示された教育の理念の 実現に向けて、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本 計画を策定しました。

本市においては、計画策定以降も継続する少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少、依然として厳しい経済情勢、グローバル化・情報化の進展など社会情勢が急激に変化する中、新たな教育課題が浮上しています。

第1期計画である「ともに伸びる 玉名の教育プラン」の成果と課題を検証し、今後の本市教育の目指す方向性を示すため、第2期計画を策定します。

### 2 計画の性格

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定するもので、国や県の教育振興基本計画を参考にし、本市の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画とします。

「ともに伸びる 玉名の教育プラン」(計画期間:平成22年度~26年度)の後継計画であり、「玉名市総合計画後期基本計画」との整合を図りながら、本市が抱える教育課題を解決し、本市教育への新たな要請に対応する内容とします。

### 3 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中、我が国では、社会保障、環境問題、経済の活力の維持、地域間の格差の広がり、世代をまたがる社会的・経済的格差の 固定化の懸念、社会における安全・安心の確保などさまざまな問題が生じています。

また、国際社会にあって、グローバル化や情報通信技術の進展に伴い、人・モノ・金・情報やさまざまな文化・価値観が国境を超えて流動化しつつあり、変化が激しく先行きが不透明な社会に移行しています。さらに、世界に先んじて少子化・高齢化の急激な進行に直面しています。このような状況は、社会生活のさまざまな側面に影響を及ぼしつつあるものと考えられ、我が国の社会の各分野において早急な対応が迫られています。

こうした変化の激しい社会においては、幼・保等、小、中、高、大という学校教育段階は もとより、一般社会においても生涯を通じて自らを磨き高めていくことが生きていくために 必要となります。すべての人々が幼児期から高齢期までの生涯を通じて、自己にとって有益 な教育や学習に自ら取り組み、その成果を生かすことのできる社会の実現を目指すという生 涯学習の縦軸の理念です。

また、国・地方公共団体・地域社会・家庭・企業・学校などの教育をめぐる各主体がそれ ぞれの立場で責任と役割を全うするのはもちろんのこと、それにとどまらず、横の連携を強 化し、個々人が、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって社会を生 き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけることが重要です。従 って、これからの新しい時代の教育は、生涯学習社会における縦軸・横軸の概念を基盤にお いて、その充実を考えていく必要があります。

このような中、平成18年12月の教育基本法において、①知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した個人、②公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民、③我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人の育成を目指すことが明確にされ、このような目標を達成するために、「教育立国」としてふさわしい教育の在り方を具体的に検討し、必要な施策を実行することが求められています。

本市では、総合計画において、「人と自然がひびきあう 県北の都 玉名」という将来像を掲げるとともに、教育分野では、「人をはぐくむまちづくり」を基本目標に、〈学校教育の充実〉、〈社会教育の充実〉、〈文化・芸術の振興〉、〈国際交流の推進〉、〈「音楽の都 玉名」づくり〉を主要施策として、諸課題に対応する施策を進めています。

これらのことをふまえ、本計画においては、生涯における人間形成の基本となる学校教育 や社会教育、社会体育の充実を図るとともに、家庭教育の重要性を再認識し、次世代を担う 子どもたちの健全な育成を図ります。また、文化・芸能、芸術の振興については、貴重な歴 史的文化遺産の保存・整備と継承を図りながら、新たな文化の創造に努めます。さらに、国 際交流、国際理解教育及び英会話教育を推進することで国際感覚を備えた人材を育成してい きます。

### 第3章 計画の基本構想

### 1 基本理念

### 「牛涯を通じて未来を拓く 地域と国際社会に貢献する人づくり」

(持続して発展・成長するイメージ) (人が社会の中で自立し、主体的に本市の未来を担うイメージ)

グローバル化した現代社会において、私たちは国内だけでなく国際的にもさまざまな問題に 直面しています。このような社会において本市が発展し未来を拓くためには、知・徳・体のバ ランスがとれ、地域と国際社会に貢献できる人づくりが何より重要だと考えています。

また、個々人が、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く 力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけなければなりません。

そこで、第1期の教育振興基本計画の基本理念である「未来を拓き 地域と国際社会に貢献 する人づくり」を引き継ぐことで、本市の一貫した基本姿勢と施策展開の継続性を示したいと 考えました。

また、この基本理念は、本市の総合計画後期基本計画における教育分野の基本目標の「人を はぐくむまちづくり」と表裏一体をなすものであり、市民一人一人が自立し、生涯を通じて自 ら主体的に学び、交流し、まちづくりに取り組む社会を目指すことを表しています。

### 2 取組の体系図

児

書

少 年

期

成年

期

#### 基本理念「生涯を通じて未来を拓く 地域と国際社会に貢献する人づくり」

5つの基本目標、◆14の基本的方向性、50の基本事業、15の数値目標

- 1 家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ
  - ◆1 家庭・地域の教育力の向上
  - (1) 中学校区における幼・保等・小・中の連携と交流強化

数値目標1 家庭教育憲章の認知率

- (2) 就学前における家庭や地域との連携による、読み聞かせなど「読書に親しむ場」の工夫
- 2 教育の充実を図り、子どもたちの「生き抜く力」を養成する
  - ◆2 確かな学力の育成

数値目標 2 全国学力・学習状況調査の平均正答率

数値目標3 教科学習が「好き」「分かる」児童・生徒の割合

- (3) 教育指導の充実
- (4) 読書活動の推進

数値目標 4 小中学校図書館における図書標準冊数達成校

### ◆3 豊かな心の育成

- (5) 道徳教育の充実
- (6) いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と早期解消

数値目標5 児童・生徒が「学校が楽しい」と感じる割合

- (7) 基本的な生活習慣の定着
- (8) 体験活動の充実
- ◆4 健康づくり・体力づくりの推進
- (9) 学校体育
- (10) 学校保健
- (11) 学校安全
- (12) 食育

数値目標6 学校給食での地場産物使用割合

数値目標7 朝ごはんを毎日食べる児童生徒割合

### ◆5 特別支援教育の推進

- (13) 連携体制の強化
- (14) 的確な支援の実施
- (15) 理解・啓発の推進

### ◆6 信頼される学校づくり

- (16) 開かれた学校づくりの推進
- (17) 教育環境の充実
- (18) 教職員の資質・専門性の向上

### ◆7 社会の変化に対応した教育の推進

- (19) 国際理解教育及び英会話教育の推進
- (20)情報教育の推進
- (21) 環境教育の推進
- (22) キャリア教育の推進
- (23) 小中一貫教育の推進

### ◆8 学校施設・設備の充実

(24) 学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化

数値目標8 市内小・中学校の耐震化率(非構造部材の耐震対策を含む)

(25) 学校規模の適正化

数値目標9 市内小学校における1学年2学級~3学級の学校数

(26) 学校教育スポーツ施設整備

- 3 活力あるコミュニティ形成に向け、生涯学ぶ楽しさを感じられる教育のまちづくりを行う
  - ◆9 地域の特色を生かした、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築
  - (27)「自立」「協働」「創造」を前提とした生涯学習社会の実現に向けた、一人一人の主体的な学びの推進
  - (28) 生涯学習推進のための社会全体の「横軸」の連携・協働

数値目標 10 放課後子ども教室参加児童数及び地域の協力者

(29) いつでも学べる生涯学習の機会や場の充実と成果の活用

数値目標 11 4公民館講座の受講者数

数值目標 12 人権教育研究大会参加者数

- ◆10 地域に根ざした生涯スポーツの推進
- (30) 生涯スポーツ活動の普及振興

高

舲

甜

横

軸

 $\mathcal{O}$ 

連

携

協

- (31) 体育施設の整備充実と利用の促進
- (32) 競技スポーツの組織の強化と指導者の育成
- 4 豊かな心をはぐくむため、自然、伝統、文化を尊重し郷土を愛する教育環境を整える
  - ◆11 文化財の保護と活用の推進
  - (33) 文化遺産の保存・整備と公開・活用
  - (34) 文化遺産を継承する取り組み
  - (35) 博物館の機能強化と利用促進

数値目標 13 歴史博物館こころピアの来館者数

- (36) 郷土の歴史、伝統文化を尊重する教育の推進
- (37) 地域の特性を活かし、地域に根ざした学びの推進
- (38) 豊かな体験活動の推進
- ◆12 創造的文化交流活動の推進
- (39) 芸術・文化活動の協働の推進
- (40) 文化体験事業の充実
- (41) 歴史・文化を生かした地域づくり
- 5 家庭、学校、地域が連携を深め協働することで、地域社会全体の教育力を高める
  - ◆13 家庭の教育力の向上

数値目標 14 家庭において食事や片付けの手伝いをしている割合

- (42) 地域における家庭教育に対する支援を強化
- (43) 家庭教育に関する講演会の機会等の充実
- (44) 玉名市子ども読書活動推進事業の充実

数値目標 15 玉名市図書館(室)貸出冊数及びボランティア数

- ◆14 家庭、学校、地域社会の連携と、教育力の向上
- (45) 教育における地域社会全体の横の連携強化
- (46) 子ども地域活動推進事業の拡充
- (47) 放課後及び地域における子どもの居場所づくり
- (48) 児童通学合宿の推進
- (49) 青少年の非行防止と健全育成の推進
- (50) ボランティア活動の推進

- 9 -

### 第4章 基本目標

5つの基本目標と14の基本方針

### 【1】 家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ

家庭の自主性を尊重しながら、家庭教育が地域や学校との連携をはじめとする豊かなつ ながりの中で行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会の充実を図るとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援の充実を図ります。

◆1 家庭・地域の教育力の向上

### 【2】 教育の充実を図り、子どもたちの「生き抜く力」を養成する

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度などの「確かな学力」を身につけさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ります。また、次世代を担う子どもたちが幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて判断し、さまざまな変化にも対応していけるよう育んでいきます。さらに、「豊かな心」や「たくましい体」の育成を図り、子どもたちが生涯にわたって健康で豊かな生活ができるような基盤づくりに努めます。

- ◆2 確かな学力の育成
- ◆3 豊かな心の育成
- ◆4 健康づくり・体力づくりの推進
- ◆5 特別支援教育の推進
- ◆6 信頼される学校づくり
- ◆7 社会の変化に対応した教育の推進
- ◆8 学校施設・設備の充実

### 【3】 活力あるコミュニティ形成に向け、生涯学ぶ楽しさを感じられる教育のまち づくりを行う

現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般 行政や民間等の多様な提供主体とも連携して推進します。

- ◆9 地域の特色を生かした「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会の構築
- ◆10 地域に根ざした生涯スポーツの推進

### 【4】 豊かな心をはぐくむため、自然、伝統、文化を尊重し郷土を愛する教育環境 を整える

自然、伝統、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、心

のつながりや相互理解を助長し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に 貢献するものです。

また、本市には、大正10年に重要文化財に指定された石貫ナギノ横穴群・石貫穴観音横穴から、平成22年に指定の旧玉名干拓施設に至る国指定文化財9件のほか、県指定文化財13件、国登録文化財7件、国登録記念物1件、市指定文化財74件、市登録・選択文化財47件など、多様で貴重な文化財が数多く存在しています。

文化財保護法において、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」と記されているように、適切に保存した上で、市民のために公開し、活用することが必要です。また、広く公開し、活用することにより、郷土意識の高揚や玉名市民としての一体感の醸成に有用であり、豊かな心とふるさと玉名への愛着心の醸成に努めていきます。

- ◆11 文化財の保護と活用の推進
- ◆12 創造的文化交流活動の推進

### 【5】 家庭、学校、地域が連携を深め協働することで、地域社会の教育力を高める

家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などの 大きな役割を担うものであります。そこで、発達段階に伴う家庭教育の課題の変化に応じ た親の育ちを応援することや、子育て家庭のネットワークと支援のネットワークを広げる 地域の取組の活性化、また児童虐待の発生予防やいじめなどの社会的課題に対応した支援 の充実などが求められています。以上のことから、親子の育ちを応援する学習機会の充実 を図るとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援の充実に努めます。

- ◆13 家庭の教育力の向上
- ◆14 家庭、学校、地域社会の連携と、教育力の向上

### 第5章 具体的施策

### 基本目標1 家庭や地域の絆の中で、「生きる力」の基礎をはぐくむ

### ◆1 家庭・地域の教育力の向上

家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達など、子どもたちの人格形成において大きな役割を担うものです。現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が難しい状況となっており、家庭教育の自主性を尊重しながら、家庭教育が地域や学校との連携をはじめとする豊かなつながりの中で行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会の充実を図るとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援の充実を図ります。

### (1) 中学校区における幼・保等、小、中の連携と交流強化

### ≪基本的な考え≫

地域の子どもたちが一貫性のある、よりよい環境で育つためには、幼稚園・保育所等、小学校、中学校が共通の視点や方向性を持ち、発達や学びの連続性を踏まえ、連携し合うことが必要です。

就学前教育から小学校以降の教育への移行や接続が円滑に行われるよう、幼稚園・保育所等と小学校の連携を推進します。また、小中一貫教育の充実を目指し、中学校区内の小学校同士の連携や中学校との連携を推進します。

### ≪現状と課題≫

家庭教育は、子どもの健全な成長、人格の形成にとって大変重要な役割を担っており、道徳や礼儀など、子どもが最低限身につけることは、家庭においてなされるべきものです。しかし、少子化や核家族化、地縁的つながりの希薄化など、家庭を取り巻く社会環境の変化とともに、家庭における教育力の低下が指摘されています。また、子育てに関する知識や経験が乏しく、育児についての不安や悩み・負担感を持つ保護者の増加等についても、適切な対応が求められています。

育ちと学びをつなげる視点から、各中学校区において、幼・保等、小、中の連携協議会が 開催されるようになりました。協議会では、それぞれの部会に分かれて地域の子どもの育ち の状況について情報を共有したり、公開授業等で交流を行ったりしています。

### ≪具体的施策≫

- 幼・保等、小、中間の連携を深めることで、子どもたちの育ちと学びに、連続性と一 貫性のある教育活動を実践します。
- 小中一貫教育の取組で定めた中学校区の教育目標の具現化に向けて共通実践事項の確 実な取組を図ると共に、幼稚園・保育所等との合同研修会を通して取組状況を周知し、 実践化を推進します。

○「家庭は人づくりの源 家庭教育はすべての教育の出発点 子どもの健やかな成長を願いはぐくみます」を基本理念とした「玉名市家庭教育憲章」の周知と浸透を図ります。

### (2) 就学前における家庭や地域との連携による、読み聞かせなど「読書に親しむ場」の工夫 ≪基本的な考え≫

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。

このため、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養うなど、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、家庭、地域、学校を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

### ≪現状と課題≫

本市において、ボランティアによる読み聞かせやブックスタート事業(絵本を通じた保護者と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センターで行われる4ヶ月児検診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者に読書活動の意義や価値を啓発しながら絵本を贈呈する)、 童話発表大会など、子どもの読書活動を推進してきました。

今後、子どもが読書に慣れ親しめるよう、手を伸ばせばそこに本がある環境、いつでもどこでも読書ができるような環境づくりを目指し、家庭・学校・関係機関等が連携・協力し、市全体で総合的かつ計画的に子どもの読書活動の推進に取り組むことが必要です。

### ≪具体的施策≫

- 家庭に対する取組として、幼い頃から本の 楽しさに触れさせるとともに、家庭での読み 聞かせを促進するため、乳児から参加できる 「おはなし会」や「ブックスタート事業」に 取り組みます。
- 幼稚園・保育所に対する取組として、図書館資料の団体貸出・移動図書館「たまきな号」を運行し、子どもたちの興味・関心に応える資料の提供等を通じて、幼稚園等における読書環境の充実のための支援に努めます。



▲4ヶ月児検診の様子

○ 民間団体等に対する取組として、地域のボランティア・文庫等は、子どもの読書活動 推進の担い手であり、欠かせない存在です。そのため、ボランティア・文庫等が地域に おいて継続して活動できるよう支援に努めます。

### 基本目標2 教育の充実を図り、子どもたちの「生き抜く力」を養成する

### ◆2 確かな学力の育成

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの「確かな学力」を身につけさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ります。その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視します。

### (3)教育指導の充実

### ≪基本的な考え≫

これまで、子どもたちの生きる力をはぐくむために必要な授業改善に取り組んできましたが、依然として教師による一方的な授業形態も見られるところです。そのため、教師の説明場面や指導場面を適切・簡潔なものとし、子どもたちが授業の過程において自ら考え、他の人と考えを交わしながらよりよい解決ができる言語活動を、どの教科においても位置づけていく必要があります。

また、学校での授業内容と家庭での学習の連携を図り、児童生徒自らが自己の達成度を確認しながら、生涯学び続ける探究心や向上心を身につけることが重要です。

### ≪現状と課題≫

学校教育法に示された「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して 課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学 習に取り組む態度を養うなどの確かな学力」を子どもたちに身につけさせるため、学習指導 要領では教育内容・方法の一層の充実を図ることが求められています

玉名市の子どもたちの学力については、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果によると、概ね全国平均以上ですが、基礎的・基本的な知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力などの育成には引き続き取り組む必要があります。また、学習習慣の定着にも課題が見られます。確かな学力の育成のためには、学習指導要領の趣旨を踏まえ、指導方法の工夫改善を図るとともに自ら課題を見つけ、他者と協働して解決するためのコミュニケーション能力を育成することが不可欠です。

### ≪具体的施策≫

- 学習指導要領の内容を踏まえて、基礎的·基本的な知識·技能を確実に習得させる「徹底指導」と、子どもたちが自ら考え、問題解決に主体的に取り組む「能動型学習」とのめりはりをつけた熊本型授業の質を高める計画的、組織的な取組を推進します。
- 全国学力・学習状況調査や県学力調査(ゆうチャレンジ)の問題及び調査結果の活用 等により、学力の検証改善サイクルを確立し、授業改善のための取組を充実させ、国・ 県の学力調査において平均以上の定着率を目指します。
- 各教科等の目標の実現に向けた言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力の基盤となる言語能力を育成します。

- 図書室補助員の活用や図書費の確保を図り、学校図書館の整備・充実に努め、主体的 な学習活動や読書活動の一層の充実に取り組みます。
- 玉名市教育センターの活動を充実させ、子どもたちの基本的な生活習慣の定着と確か な学力の育成のための研究と研修に努めます。
- 教師の実践的指導力の向上を図るために、学校訪問、指導主事の派遣等により校内研修の充実を図るとともに、市教育委員会が研究推進校を指定し、取組を支援していきます。

### (4)読書活動の推進

### ≪基本的な考え≫

図書室補助員の活用や図書費の確保を図ることで読書環境の整備と質の高い読書活動の推進に努めます。また、各教科等においても言語に対する関心や理解を深め、子どもたちの言語活動の充実を図ります。



▲読書に没頭する子どもたち



▲学校図書館の掲示の工夫



▲居心地のよい雰囲気づくり



▲季節にあわせた特設コーナー

### ≪現状と課題≫

読書に関する調査では、小学校の高学年や中学生に読書離れの状況が見られることから、 幼少期から本に親しむ習慣づくりや読書環境の整備を進めます。

- ボランティアによる読み聞かせなど、読書活動を充実します。
- 各小中学校に図書室補助員を配置し、子どもの読書活動を推進するための環境づくりを行うなど、学校図書館の充実を図ります。

### ◆3 豊かな心の育成

子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、すべての小中学校で「玉名学」の学びを充実させます。また、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策(情報モラル教育)等の充実を図ります。

### (5) 道徳教育の充実

### ≪基本的な考え≫

道徳教育は、道徳の時間を要として学校教育活動の全体を通じて行うものであるとともに、 より効果的な教育を行う観点から発達の段階に応じて指導の重点が明確化されています。ま た、各教科等で、それぞれの特質に応じて道徳の内容を適切に指導することも道徳的な判断 力、心情、実践意欲と態度を育てるうえで有効です。

本市においても、「くまもとの心」など郷土の先人について学んだり、より身近な資料を 活用したりして、児童生徒の心に響くような学習を志向しています。また、「玉名学 礼節」 との関連を図ることにより、実践力の向上を目指しています。

### ≪現状と課題≫

これまで、中学校における道徳の時間の授業確保が難しかったり、資料内容の読み取り教育と揶揄されたこともあったりするなど、道徳本来の資料を通して自らの言動を考えることができていない授業も見られました。現在、道徳教育推進教師を中心とした、全教師の協力による道徳教育の展開に努めていますが、指導する側の教師の指導力の違いもあり、道徳性が一様には高まらない状況も一部見られました。

そこで、文部科学省では、全国で一定水準の道徳授業を実現するために、平成27年3月に、小・中学校等の学習指導要領の一部を改正して、道徳を「特別の教科 道徳」としました。全面実施は、小学校において平成30年4月から、中学校において平成31年4月からとなりました。

### ≪具体的施策≫

- 校長の学校経営方針のもと、道徳教育推進教師を中心とした協力体制を確立し、子どもたちの道徳的価値の自覚を深め、道徳的実践力の育成を図るための授業研究と教育活動全体を通じた道徳教育の推進を図ります。
- 本県独自の道徳教育用郷土資料「くまもとの心」などを活用し、郷土の素晴らしさを 伝え、人間の生き方や考え方を学ぶ中で、更に郷土に対する理解と愛着を深め、社会の 一員としての自覚を高めます。
- 「玉名学 礼節」の学びと関連させることにより、実践力の向上を図ります。
- 道徳教育の諸計画を整備・充実し、各教科等の特質や子どもたちの発達の段階等を踏まえた適切な指導に努めます。

○ すべての学校で、保護者や地域の人々への「くまもとの心」等を活用した道徳の授業 を公開し、家庭や地域社会と連携した道徳教育を推進します。



▲老人福祉施設で演奏する生徒



▲行事を通じて仲間づくり

### (6) いじめ・不登校・問題行動等の未然防止と早期解消

### ≪基本的な考え≫

いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の発生件数など、児童生徒の問題行動等に係る全国的な指標は依然として高水準で推移しており、国として憂慮すべき事態とされています。このうちいじめの問題に対して、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめの禁止、国・地方公共団体・学校及び教職員・保護者等の責務、いじめ

の防止等のため基本方針や基本的施策 等について規定されました。

同法に基づき、市では平成26年6 月に「玉名市いじめ防止基本方針」を 策定し、市、学校、家庭、地域、その 他の関係機関との連携のもと、いじめ の防止等のための対策を総合的かつ効 果的に推進します。

### ≪現状と課題≫

平成24年度から、玉名市独自に小中学生を対象にいじめの有無や日常生活の様子を知るためのアンケート調査 (タマにゃんチェック)を月1回程度行い、いじめの早期発見・きめ細かな教育相談に役立てています。

また、平成26年度に熊本県が実施 した「心のアンケート」結果では、 「いじめられた」と回答した児童生徒



このタマにゃんチェックは、みなさんが たのしい学校生活をおくるためにするものです。みなさんのこたえをもとに、みなさんと先生たちでもっとすごしやすい学校にしていきたいと思いますので、すなおな気もちでこたえてください。 このアンケートには、今月のことだけをらりかえってこたえてください。

| はい |       | しつもん   | はい | 616 |
|----|-------|--|----|-----|
| 1  | *     | あさ、きまった時間におきることができた。                           |    |     |
| 2  | での    | あさごはんを毎日食べることができた。                             |    |     |
| 3  | 2     | 毎日しゅくだいなどをきちんとできた。                             |    | Г   |
| 4  | ځ     | 夜はしっかりねることができた。                                |    |     |
| 5  |       | 毎日ちこくしないで学校に来ることができた。                          |    | П   |
| 6  |       | わすれもの、しゅくだいわすれをしなかった。                          |    |     |
| 7  |       | じゅぎょうのとき、がんばることができた。                           |    |     |
| 8  |       | あいさつを元気よくできた。                                  |    |     |
| 9  | セ     | そうしをまじめにさいごまでやった。                              |    |     |
| 10 | での    | 自分がまかされたこと (日直やかかりのしごとなど) を<br>がんばった。          |    |     |
| 11 | Ë     | 及だちやみんなのためになることをすすんでやった。<br>どんなことを()           |    |     |
| 12 | _     | 友だちにやさしくすることができた。<br>どんなことを ( )                |    |     |
| 13 |       | 友だちがいやがることをしてしまった。                             |    | Г   |
| 14 |       | クラスの中にいるとほっとしたり明るい気分になったり<br>する。               |    |     |
| 15 | _     | 友だちの中で、よいことをした人をみつけた。<br>だれが、どんなことを<br>( )     |    | Г   |
| 16 | 友だちの  | こまっているとき、友だらからたすけてもらった。<br>だれが、どんなことを<br>( )   |    |     |
| 17 | 0 5 2 | 反だちからいやなことをいわれたり、されたりした。<br>いじめられり、なかまはすしにされた。 |    | Г   |
| 18 | 2     | いじめられたり、なかまはすしにされたりした人を見た。                     |    |     |
| 19 |       | なかのよい友だちがいる。                                   |    |     |
| 20 |       | 。<br>のことや友だちのこと、家のことなどでこまったり なやん<br>していることがある。 |    |     |

**壺カしてくれて ありがとう** 

▲「タマにゃんチェック」(小学生用)

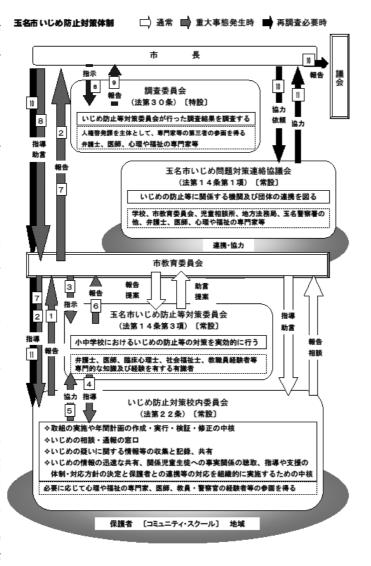
の割合は、小学校で14.4%、中学校で11.3%と、学年が上がるに連れ減少傾向にあるものの、小2など増加傾向が見られる学年もあります。

不登校の児童生徒についても、平成26年度は、39名と減少傾向にあります。

いじめや不登校・問題行動の早期対応と解消に向けて、専門家や関係機関と連携して、子 どもたちが様々な問題について気軽に相談できるよう相談体制及び不登校児童生徒への支援 体制を充実します。

### ≪具体的施策≫

- 「玉名市いじめ防止基本方針」 に沿って、いじめの未然防止及び 早期発見・解消に取り組み、いじ めをしない、いじめをさせない、 いじめに負けない集団づくりや、 相手の気持ちを考える態度などを はぐくみ、楽しいと感じる学校づ くりを進めます。
- 日常的な指導の中で、子どもた ち一人一人を把握し、教師と子ど もたちとの信頼関係を築き、教育 活動全体を通じてきめ細やかな指 導を行います。また、「タマにゃ んチェック」などにより悩みの早 期発見に努め、全教職員が一体と なって、子どもたちの様々な悩み を受け止め、積極的に教育相談を 行います。
- 子どもたちの規範意識を高める ために、「玉名学」の学習を充実 させます。また、いじめや問題行 動等に関するきまりや指導の方針 を明確にし、保護者等の理解と協 力を得るように努め、全教職員が これに基づいた共通実践と関係機 関との連携した取組を行います。



▲玉名市のいじめ防止対策体制

- 不登校や問題行動等の未然防止及びそれらの解消を図るために、教育相談員や適応指導教室指導員等を活用し、適切かつきめ細やかな指導に努め、心の居場所づくりや望ましい人間関係づくりに努めます。
- ネット上のいじめ等を防ぐために、情報モラルに関する指導の充実を図り、望ましい 人間関係づくりと問題行動の防止に努めます。

### (7) 基本的な生活習慣の定着

### ≪基本的な考え≫

児童生徒の生きる力の育成の根底には、学校内外における基本的な生活習慣の定着が必須です。現在、家庭における家庭学習時間の十分な確保ができていない原因の一つにテレビやゲーム、携帯電話等を扱うなどに費やす時間の長さがあげられます。メディアの活用力を高めることは現代の社会においては必要なことではありますが、学習とのバランスのとれた時間の使い方が重要です。

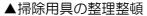
### ≪現状と課題≫

大人の生活リズムに子どもが巻き込まれ、睡眠や食事などの生活習慣が乱れている子ども たちが増えています。生活習慣の乱れは、健康や体力、学習にも悪い影響を及ぼすと言われ ており、幼児期からきちんとした生活習慣を身につけることの重要性について、保護者の理 解を深めることが必要です。

### ≪具体的施策≫

- 「玉名学 礼節」の学習を充実させることなどにより、子どもたちの発達段階に即して、具体的・系統的な指導を行うとともに、一定の行為の型が生活習慣となるように、 指導の充実を図ります。
- ノーテレビ・ノーゲーム・ノーメディアデーの実践や幼・保等、小、中の連携による 指導の充実を図りながら、学校と家庭・地域社会とが連携を密にして協力し補完し合う ことにより、一層指導の効果をあげるよう努めます。
- 特に、生命尊重・健康安全に関することや礼儀作法・規則正しい生活(早寝・早起き・ 朝ごはん等)に関する指導については、重点的に指導を行います。







▲靴並べも習慣に

### (8) 体験活動の充実

### ≪基本的な考え≫

現代は、情報化が進展し、自ら体験することなしにICTを通した疑似体験等が容易にできる状況にあります。しかし、実体験との較差は大きく、課題の発見から解決に至るまで、自らの体験を通した思考・判断が有効な解決の材料となることは従前と変わりません。そこ

で、児童生徒には、教育活動により多くの体験活動を仕組み、自らの体と五感を使った活動により、体験しながら学ぶ経験を味わわせることは大変重要です。

### ≪現状と課題≫

外遊びなど、様々な体験の機会が減少傾向にあるため、地域の協力を得ながら子どもたちの成長に必要な体験ができる環境をつくり、地域との交流を通して社会に貢献し、参画する意識を高めるよう体験活動の充実を図ります。

### ≪具体的施策≫

○ 特別活動や「玉名学 探究」の授業等において、地域の人々や各種団体との連携を図りながら、集団宿泊体験・職場体験・奉仕体験・自然体験等の様々な体験活動を通して、 学ぶことや生きることの意義や豊かな感性と人間性が育まれるように努めます。



▲みんなで川遊び



▲普段できない山歩きを体験



▲集団宿泊教室



▲職場体験

### ◆4 健康づくり・体力づくりの推進

学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進を図ります。更に、子どもの安全・安心を確保するため、防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進します。

また、子どもの体力の向上傾向が維持され、確実なものとなるよう、学校と地域における 子どものスポーツ機会の充実を図ります。

### (9) 学校体育

### ≪基本的な考え≫

健康・体力は、人間が成長・発達していく上で必要不可欠なものです。人間が知性を磨き、 知力を働かせて活動していく源であり、子どもの将来にとって大変重要なものです。しかし、 近年の社会環境や生活環境の変化は、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えており、 生活習慣の乱れ、いじめ・不登校などのメンタルヘルスに関する課題等新たな課題が顕在化 しています。

### ≪現状と課題≫

玉名市内の子どもたちの体力・運動能力については、熊本県及び全国と比較して概ね上回る状況にあります。しかし、大人の世代と比べると依然低い状況にあるため、教科体育の授業の充実、運動の習慣化、適正な運動部活動の推進により、子どもの体力の向上を図ります。

- 「生きる力」を育む体育の授業を推進するとともに、地域や家庭と連携し、教育活動 全体を通して子どもたちの体力向上に取り組みます。
- 「運動部活動の指針」(玉名市教育委員会)の周知を図り、適正で魅力ある運動部活動を推進します。運動部活動のあり方に関する提言を受け、小学校の部活動については、 社会体育へ移行するための取組を関係機関と連携して推進していきます。



▲基礎基本を大切に



▲たくましい体でリレー

### (10) 学校保健

### ≪基本的な考え≫

各学校においては、児童生徒及び職員の健康維持・増進のために、健康診断をはじめ、環境衛生についても確実な履行が求められています。一方、食習慣等の変化により、低年齢からの生活習慣病の発現やアレルギー性疾患の発現も増加してきています。

高齢化の傾向の高まりとともに、一人一人が自分の心身の状況を知り、健康を管理し、維持向上を図るための基礎的な力を培っていかなければなりません。

### ≪現状と課題≫

学校の教育活動全体を通じて行う保健教育の充実により、児童生徒の生涯にわたる健康な生活に必要な知識や能力の育成を図ります。また、子どものむし歯保有率は低下傾向ではありますが、引き続き歯磨きや望ましい食習慣の形成の指導を行うとともに、学校におけるフッ化物洗口の推進及び保護者への啓発を行います。

### ≪具体的施策≫

- 保護者や関係機関との連携を図りながら、計画的・系統的な健康教育の推進を図ります。
- 健康診断を適正に実施し、事後措置を積極的に進めます。
- 環境衛生検査を適正に実施し、事後措置を積極的に進めます。
- 子どもたちの心と体の健康に関する相談を充実します。
- 学校におけるフッ化物洗口を含めた歯及び口腔の健康づくりを推進し、自律的な健康 管理能力の育成を図ります。
- 学校歯科医師や関係機関と連携しながら、フッ化物洗口の保護者への啓発を行います。



▲正しい歯みがきの練習中



▲フッ化物洗口の洗口液を受け取る様子

### (11) 学校安全

### ≪基本的な考え≫

学校内外を問わず、児童生徒の関わる事故や事件が多発しています。不審者の侵入による 事件・事故のみならず、児童生徒同士の死傷事故の発生及び下校後に事件や事故に巻き込ま れることもまれではありません。

児童生徒に、いかに自分で自分の身を守るかについて指導することをはじめ、校内の施設 設備等の瑕疵がないように、日頃からの安全管理に十分配慮が必要です。

### ≪現状と課題≫

登下校中や学校内で子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事例が多発しています。本市では、各学校に防犯パトロール、青色パトロール隊、防犯ボランティア、子ども110番の家など、地域で児童生徒を見守る対策が図られています。

しかし、通学路等では、道幅が狭かったり、通行量が多かったりと、毎日の登下校を安全 に行うために配慮を要する地点が各学校に見られます。

また、東日本大震災や熊本広域水害などをはじめとする過去の災害を教訓に日頃より児童 生徒に危険予測・回避能力を育成するため、災害に応じた避難訓練等、安全教育を実施してい ます。

- 自ら安全な行動がとれる児童生徒を育成するため、家庭や関係機関との連携を図りながら、「玉名学」の学習を充実させるなど、危険予測・回避能力の習得のための実践的・効果的な安全教育を推進します。
- 校内や通学路における定期的・日常的な安全点検を実施するとともに、家庭や関係機 関等との連携を図りながら、安全な環境づくりに努めます。



▲安全に登校する様子



▲地域の安全を守る駐在さんに質問

### (12)食育

### ≪基本的な考え≫

子どもたちが生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。食育は生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものです。

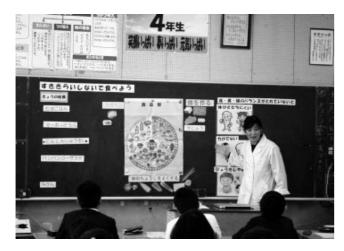
子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるとともに、自然の恩恵 や食に関わる人への感謝の心、食事のマナー等の社会性及び郷土の食文化に対する理解を深めます。

### ≪現状と課題≫

子どもたちの朝食の摂取状況は、年々改善しているものの、全ての子どもたちが摂取するまでに至っていません。また、朝食の内容にも課題があるため、学校・家庭・地域の連携強化に努める必要があります。

### ≪具体的施策≫

- 教職員の指導力を高め、学校教育活動に「食」の意義や重要性を位置づけるとともに、 家庭や関係機関との連携を図りながら、「食」に関する知識や実践的な態度を身につけ させ、望ましい食習慣の形成に努めます。
- 子どもたちの「食」への関心や理解を深めるための「食」に関する体験活動や学校給 食の充実を図ります。



▲栄養教諭の先生と「食育」の授業

### ◆5 特別支援教育の推進

様々な背景を有する者が共に暮らし、支え合う共生社会の形成に向けて、教育的ニーズに 対応した特別支援教育の取組を行います。

障がいのある者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにすることが必要です。そのため、可能な限り障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒と共に学ぶことができるよう配慮しつつ、教育内容・方法の改善充実などを図ります。

### (13) 連携体制の強化

### ≪基本的な考え≫

特別支援教育は、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じての必要な支援を行うものです。

### ≪現状と課題≫

玉名市では、平成19年度から10名の特別支援教育支援員を配置し、平成20年度には3名、平成21年度にも3名と年々増員しその充実を図ってきました。平成27年度は、31名の支援員を配置しています。また、平成19年度から玉名市特別支援連携協議会を立ち上げ、特別支援教育の推進を図っています。

#### ≪具体的施策≫

- 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の成長や自立に向け、一人一人の教育的 ニーズに応じた支援を実施します。
- 各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会における特別支援教育充実に努めます。また、各中学校区に地区コーディネーター、各ブロックにリーダーコーディネーターを位置づけ、連携をしながら支援をつなぐ取組を推進します。
- 今後の玉名市における特別支援教育の望ましいあり方などについて、関係者と協議の うえ、その推進に努めます。

### (14) 的確な支援の実施

### ≪基本的な考え≫

障害者の権利に関する条約におけるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、特別支援教育の更なる推進を図ります。

### ≪現状と課題≫

発達障がいなどの特別な支援を必要とする児童生徒が多数通常学級で学んでおり、全ての 教員の特別支援教育に関する専門性の向上が必要です。各校に特別支援教育コーディネータ ーを位置づけ、特別支援教育について共通理解を図る校内委員会の充実と各種研修会への積 極的参加を呼びかけています。

また、各中学校区に地区コーディネーター、各ブロックにリーダーコーディネーターを位置づけ、的確な支援の充実に向けて研修を重ねています。

### ≪具体的施策≫

- 発達障がいのある子どもたちへのきめ細やかな対応ができるように特別支援教育に対 する教職員の理解を深める研修の充実に努めます。
- 特別支援教育支援員の配置による指導体制と個別の指導計画や教育支援計画に基づく 指導・支援の充実や関係機関との連携を図ります。

### (15) 理解・啓発の推進

### ≪基本的な考え≫

一人一人の子どもの個別的な教育ニーズを確実に把握し、自立と社会参加を図るための細やかな指導が重視されています。学齢期においては、児童生徒の困難を軽減するために、より個に応じた指導に取り組むことが必要です。

より適切な支援の実施のために、保護者に対して就学前から幼稚園や保育所等を通して、 「特別支援教育」の趣旨や制度について周知・啓発を行うことが必要です。

### ≪現状と課題≫

各校に特別支援教育コーディネーターを位置づけ、特別支援教育について共通理解を図る 校内委員会の充実に努めています。

また、各中学校区に地区コーディネーター、各ブロックにリーダーコーディネーターを位置づけ、特別支援教育の理解と保護者への啓発に向けて話し合いを重ねています。

PTA研修会等、特別支援教育に対する理解が図られるよう、機会を捉えて保護者への啓発を行っています。

### ≪具体的施策≫

- 教職員、保護者等に対して特別支援教育そのものに対する理解が深まるよう啓発に努めます。
- 巡回相談等を通じて、教職員の理解を深めるとともに保護者への働きかけや啓発のあ り方に関する研修を行います。



▲アイマスク体験で配慮を学ぶ \_ 2



▲車椅子体験

### ◆6 信頼される学校づくり

現在、時代の流れとともに社会環境や教育環境が大きく変化しており、教職員に求められる資質や能力も高度化、多様化、専門化しています。そのため、より充実した研修を行うことが不可欠であり、研修内容の見直しを進め、現場のニーズに的確に対応した有効かつ効果的な研修体制の整備が必要です。

市教育委員会内の教育センターによる研修を充実し、教職員の研修に対する目的意識を高め、研修成果を日常の教育活動に積極的に生かすことができるような研修体制の整備に努めていきます。

### (16) 開かれた学校づくりの推進

### ≪基本的な考え≫

子どもたちに「生きる力」をはぐくむためには、学校・家庭・地域の連携協力が不可欠です。 地域に開かれ信頼される学校を実現するために、学校は保護者や地域住民の意見や要望を的 確に把握し、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められています。それと同時に、 教職員の資質及び専門性を向上させることで、信頼される学校づくりを進めていくことが求められています。

### ≪現状と課題≫

玉名市では、すべての小・中学校で学校評議員または学校運営協議会が設置され、外部人 材の活用や保護者等との協力体制も整備されています。また、自己評価と学校関係者評価も 実施され、学校教育の質の向上を図っています。

- 学校評議員や学校運営協議会の制度の積極的な活用と学校評価の充実を図りながら、 学校運営について幅広く地域の意見を参考にして、具体的な改善策を示し、教育の充実 を図ります。
- 地域人材の積極的な活用を図ることで、多様な学習の場を設定したり、子どもたちの 学習意欲や知識が高まるようにしたりするとともに、学校教育に対する理解と協力が得 られるよう努めます。



▲地域の方に見守られて下校



▲地域の方に郷土料理を習う

### (17) 教育環境の充実

### ≪基本的な考え≫

子どもたちにとって、日中の大半を過ごす学校は、より良い環境で教育を受けられる安全・ 安心な学習の場であり、生活の場でなければなりません。学びの場にふさわしい整備された 教育環境づくりとともに、言語環境をはじめ人権尊重の精神の涵養が求められています。

### ≪現状と課題≫

どの学校でも、清掃が行き届いた校舎や運動場、手入れされた花壇やプランターの草花、子どもたちの頑張りや学習の足跡がわかる掲示物など、学びの場を整える努力がなされています。また、子どもたちや教師の言葉遣いをはじめとする人権尊重の視点に配慮した言語環境づくりも進められています。

### ≪具体的施策≫

- 教師や子どもたちの言語環境や教育環境を適正に整え、学びの場にふさわしい潤いの ある学校づくりを推進します。
- 全教職員が、教育活動全体を通じて人権尊重の精神がみなぎる教育環境づくりを推進 します。

### (18) 教職員の資質・専門性の向上

### ≪基本的な考え≫

これからの学校には、子どもたちに生きる力を育成するだけでなく、いじめや不登校など 様々な課題に適切に対応し、児童生徒、保護者、地域住民との信頼関係を築いていくことが 求められています。そのためには、教職員の資質・専門性の向上を図る努力は不可欠です。

### ≪現状と課題≫

教職員には、子どもたちに確かな学力を育むための学習の実践的指導力に加え、教育的愛情を基盤とした、高い倫理観や人権感覚、教職に対する使命感と向上心、組織の一員としての自覚等が求められています。一方で、様々な教育的課題に対応していくため、教職員の業務は多様化しており、それに伴う多忙感の解消や心身の健康維持に係る対策の充実等が課題となっています。

### ≪具体的施策≫

- 「不祥事の根絶に向けて」(玉名市教育委員会)及び「玉名市学校教育目標」「目指す子ども像」(玉名市教育委員会)の周知を図り、学校訪問、研修会等を通じて、教職員としての自覚と指導力の向上を図る取組を行います。また、各学校においては校内研修を充実させ、一人一人の実践的指導力の向上に努めます。
- 教職員が心身ともに健康で充実した教育活動が図られるよう、教職員の健康診断を実施していきます。
- 教職員一人一人が、人権の意義・重要性や様々な人権問題についての基本的認識を深

め、すべての教育活動を通して人権教育を推進することにより、子どもたちにしっかり と寄り添い、一人一人を大切にした教育に努めます。



▲玉名市辞令交付式



▲新規採用教員の服務宣誓式



▲研究授業で授業の腕を磨く



▲校内研修で熱心に協議する

### ◆7 社会の変化に対応した教育の推進

グローバル化が加速する社会経済にあっては、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身につけた国際的に活躍できるグローバル人材の育成が急務であるとともに、学習者が安心して質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価されるようにICT環境を構築する必要があります。

また、「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身につけさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義についての理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指します。

### (19) 国際理解教育及び英会話教育の推進

### ≪基本的な考え≫

企業の国境を超えた事業活動の活性化や高度情報化社会の進展などにより、世界中を多くの人やモノ、情報などが行き来する社会や経済のグローバル化が進んでいます。また、国同士の相互依存関係が深まる一方で、環境問題やエネルギーの問題、食料の問題やウイルス性の疾病の問題など、一つの国や地域では解決できない問題や利害の対立する問題が増えています。

このように、急激に多様化、複雑化する国際社会の中で生き抜いていく力の一つが語学力であり、特に英会話力の必要性はますます高まっていると言えます。

#### ≪現状と課題≫

平成26年度熊本県学力調査の結果、本市の中学生の英語力は県平均と比べて同等程度であることが分かっています。一方、小学校6年生の「外国語授業が好きではない、あまり好きではない」割合は、7.6%、中学校3年生の「英語の勉強が好きではない、あまり好きではない」割合は、27.5%であり、他教科との比較において突出したものではないものの課題が見られます。

子どもたちの英会話力を高めるためには、興味を喚起し、楽しくかつ計画的・継続的に指導していくことが必要です。

### ≪具体的施策≫

- 各教科等で、我が国や郷土の伝統や文化を理解して、そのよさを継承し、発展させるための教育を充実させます。
- 学校の教育活動全体を通じて、異なる文化や人々に対する理解を深め、子どもたちが国際社会の中で生き抜くために必要な資質を身につけるための教育を推進します。
- 義務教育9年間を貫く英会話学習活動である「エンジョイ・イングリッシュ」の全小中学校導入を進め、充実を図ります。
- ALTの資質向上を図るとともに、外国語活動(英語活動)と「エンジョイ・イングリッシュ」を相互に関連させた、玉名市独自のカリキュラムを作成することにより、9年間

で確かな英会話力を育てます。

○ 英検の受検を推進し、3級以上を受検する生徒には二次試験(面接形式のスピーキング テスト)のための補習をするなど、支援体制を整えます。



▲ALTとの外国語活動の授業



▲エンジョイ・イングリッシュの学習

### (20)情報教育の推進

### ≪基本的な考え≫

情報化の進展により、電子黒板、デジタル教科書、情報端末(タブレットPC)など、学校教育の中にも急速にICTが普及してきました。

学校のICT環境の整備を推進し、教員のICTを活用する指導力の向上を図ることで、 授業の質の向上や教職員の負担軽減を図っていくことが期待されています。

### ≪現状と課題≫

活字やインターネットなど様々なメディアの情報を読み解く力を身につけるとともに、インターネットを正しく使うことができるよう、児童生徒の情報を活用する能力、情報を発信する力、ICT(情報通信技術)に関する正しい知識、情報モラルを高めることが期待されています。また、学校のICT環境を整え、教職員のICTを活用する指導力の向上や負担軽減も図っていきます。

- 子どもたちが情報化社会を生き抜くことができるよう、情報活用能力や言語能力を高め、情報化社会に参画する態度等を育成する教育活動を充実させます。
- 各教科等の授業の中で、教師の I C T 活用を推進するとともに、子どもたちが I C T を使って調べたり表現したり交流したりすることによって、「わかる授業」「魅力ある授業」づくりを推進します。
- 玉名市教育センター情報教育部会の取組を各学校の実践に活かし、教職員のICTを 活用する指導力の向上や負担軽減を図る等、情報教育を推進します。
- 情報モラル教育年間指導計画をすべての学校で策定し、児童生徒の実態に応じた計画的・継続的な指導を行います。

### (21) 環境教育の推進

### ≪基本的な考え≫

オゾン層の破壊や酸性雨の増加、砂漠化の進行など、豊かな人間生活を送ると引き替えに、 地球全体の環境が悪化の一途をたどっています。更に近年では、PM2.5の飛来によって 子どもたちの学習活動が制限される状況も発生しています。将来に生きる私たちの子孫のた めにも、豊かな自然と環境を残していかねばなりません。

そのためにも、自分たちの日々の生活を見直し、持続可能な社会を創造しなければなりません。

### ≪現状と課題≫

身近な自然環境や地球環境を守り、次世代に引き継ぐ持続可能な社会をつくることが重要です。

子どもたちが環境問題に関心を持ち、環境保全に主体的に行動する態度をはぐくみます。

### ≪具体的施策≫

- 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」などを通して、子どもたちの水俣病に対する正しい理解 と環境問題への意識を深めます。
- 学校の教育活動全体を通じて、学校版環境 I S O やボランティア活動等環境教育に関する取組を実践します。
- 学校の教育活動全体を通じて、他の教科等との関連を図りながら、系統的な環境学習 を推進します。



▲水俣に学ぶ肥後っ子教室



▲学校版環境 | SOの活動

### (22) キャリア教育の推進

### ≪現状と課題≫

近年、高校中退者の増加や「働かない大人」の存在が社会問題化しており、少子高齢化と併せて、納税者の減少という国の根幹を揺るがしかねない状況が生まれつつありま

す。子どもたちに、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲を向上させることが必要です。また、学校教育には、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプラニング能力」など、将来の社会的自立・職業的自立の基盤となる資質・能力の育成が求められています。

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果、国及び県の平均を下回った項目に、本市の子どもたちの課題を見ることができます。小学生は、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」「テレビのニュース番組やインターネットのニュースを見ますか」の項目が低く、社会や地域への関心の低さが伺えます。また、中学生は、「友達に伝えたいことをうまく伝えることができますか」の項目が低く、コミュニケーション能力に課題があると言えます。更に、小中学生共に「学校生活で、友達関係など何か悩みを抱えたら、誰に相談することが多いですか」という問いに「誰にも相談しない」と答える子どもの割合が多いことから、人間関係形成力に課題があると考えられます。

### ≪具体的施策≫

玉名市独自の教科「玉名学」を新設し、「礼節」「探究」「日本語」のテキストを用いた9年間の計画的・継続的学習を推進します。「玉名学」では、以下のような資質・能力を育て、子どもたちに社会を生き抜く力の基礎を身につけさせます。

- 基本的生活習慣と礼儀作法
- 〇 公共の精神
- 〇 人間関係形成力
- よりよく問題を解決する力
- 学び方やものの考え方
- 地域社会への関心と参画態度
- 自己理解と他者理解及び協働性
- 自己の生き方を考える力



▲先輩から体験を学ぶ



▲立志式で記念撮影

### (23) 小中一貫教育の推進

### ≪基本的な考え≫

国は、平成18年に教育基本法、平成19年に学校教育法を改正し、小学校と中学校別々に示していた目標に加え、「義務教育の目的・目標」を示して、義務教育9年間を一体的にとらえた教育の重要性をうたっています。これは、国が、数多くのデータや教育に関する研究の成果として、現在ある様々な教育の課題を解決するためには「義務教育9年間を一体ととらえた教育が必要だ」と判断したことの表れでもあります。

これまで、小中一貫教育に取り組んだ学校や地域からは、中学生の不登校出現率の減少、 全国学力・学習状況調査における平均正答率の上昇、児童生徒の規範意識の向上、異年齢集 団での活動による自尊感情の高まり、教職員の児童生徒理解や指導方法改善意欲の高まり等 の意識面の変化といった成果が報告されています。

このような成果を踏まえ、中央教育審議会は、平成26年12月22日に「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」を答申しました。国は、この答申を受け、小中一貫教育の制度化に向けた検討を進めています。

### ≪現状と課題≫

現在、全国的に、不登校やいじめ、問題行動の増加、中学校生徒及び小学校高学年児童の 学習意欲及び学力の低下、あるいは二極化、児童生徒の規範意識の低下及び基本的生活習慣 の未定着など、様々な教育課題が指摘されています。

また、平成25年度の全国学力学習状況調査の結果から、下記のような項目について、小学生より中学生の方が肯定的な回答の割合が低いという実態が明らかになっています。

- 「リーダーとして周りの人をまとめて引っ張っていける自信がある」
- •「自分の行動や発言に自信を持っている」
- 「自分にはよいところがある」
- 「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」
- 「将来の夢や目標を実現するために努力している」
- 「なりたい職業がある」

本市においても、同じような傾向が認められることから、発達の連続性をふまえて児童生徒を理解するとともに、義務教育9年間の指導の系統性・連続性を重視した教育の取組が必要と考えます。

### ≪具体的施策≫

「各中学校区の小中学校が一体となって、保護者や地域の皆さんと連携し、子どもたちの 『知・徳・体』のバランスのとれた成長と学校生活の充実を図り、豊かな人間性や社会性 を育てる」という玉名市の小中一貫教育の目的の具現化のために以下のことに取り組みま す。

○ 各中学校区で、「目指す児童生徒像」を一元化し、それぞれの「目指す児童生徒像」に向けて共通実践事項を決め、小中学校の教職員が協力しながら、子どもたちの9年間の育ちに責任をもって実践を重ねます。

- 特色ある教育課程として、義務教育の9年間を貫く玉名市独自の教科「玉名学」と独自の学習活動「エンジョイ・イングリッシュ」を導入し、子どもたちに社会を生き抜く力を身につけさせます。
- 小中一体型(併設型)の新しい学校づくりを推進し、小中一貫教育の充実を図ります。



▲中学生と小学生が一緒に取り組む



▲「玉名学 探究」で留学生等と交流





▲中学生のよさを小学生が学ぶ





▲「玉名学 礼節」の授業 茶道の心と作法に学ぶ

### ◆8 学校施設・設備の充実

学校は、児童生徒が安全に安心して過ごすことのできる「学びの場」であり、また地域においては防災上の拠点でもあることから、老朽化が進んでいる校舎等の計画的な改修を進めながら、耐震性を確保していきます。

### (24) 学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化

#### ≪基本的な考え方≫

学校施設は、子どもたちにとって学び舎であるとともに豊かな人間性を育む空間であることから、安全性を要求される施設でもあります。児童生徒の安全、不審者などからの防犯対策、更には、災害時の避難場所としての機能も備えた、安全・安心が確保された施設でなければなりません。

### ≪現状と課題≫

現在、建築年次が古く老朽化の著しい施設を優先的に、年に1 棟程度の整備を行っています。また、学校施設のうち、昭和56年5月以前の建築基準法で建設された建物が22 校57棟(小学校17校41棟、中学校5校16棟)となっており早期の耐震化が必要となり整備を進めてきました。整備棟数は別表1のとおりです。

| _ |             |    |
|---|-------------|----|
| - | =           | -1 |
| ы | <del></del> |    |
|   |             |    |

|     |      | ~H21 | H22  | H23 | H24 | H25 | 合計   |
|-----|------|------|------|-----|-----|-----|------|
|     | 校 舎  | 2棟   | 9棟   | 10棟 | 4 棟 | 〇棟  | 25 棟 |
| 小学校 | 体育館等 | 1 棟  | 15棟  | 〇棟  | 〇棟  | 〇棟  | 16棟  |
|     | 合 計  | 3棟   | 24 棟 | 10棟 | 4 棟 | 〇棟  | 41 棟 |
|     | 校 舎  | 〇棟   | 4 棟  | 4 棟 | 3棟  | 〇棟  | 11 棟 |
| 中学校 | 体育館等 | 〇棟   | 1 棟  | 〇棟  | 3棟  | 1 棟 | 5棟   |
|     | 合 計  | 〇棟   | 5棟   | 4 棟 | 6棟  | 1 棟 | 16棟  |

※整備棟数には解体も含む

学校施設の構造体の耐震化対策は平成 25 年度に完了しましたが、文部科学省でも大規模 空間の非構造部材の耐震化の重要性が示されたことから、早急に体育館天井等の非構造部材 の耐震化を行い、学校施設の安全性と避難場所としての機能を確保する必要があります。

そこで、平成 26 年度に体育館等の天井材や照明灯等の非構造部材の耐震調査設計を行い、 平成 27 年度までに耐震改修工事を完了させる予定です。

また、バリアフリー化については、エレベーターや多目的トイレの設置を必要とする児童 生徒が在籍する学校の整備は随時進めていく必要があります。今後も継続的に子どもたちが 安全で快適に過ごすことのできる教育環境の整備を計画的に行っていく必要があります。

### ≪具体的施策≫

### ○ 耐震化計画に基づく整備

学校施設の構造体の耐震化に引き続き、体育館天井等の非構造部材の耐震化事業を行い、子どもたちの安全を確保できる施設の充実を図ります。

### ○ 大規模改修及び改築による整備

施設の老朽化対策や施設の機能充実のため、空調設備等導入の検討を含め、「玉名市公 共施設長期保全プログラム」に沿った計画的な改修を進めていきます。

### (25) 学校規模の適正化

### ≪基本的な考え方≫

小規模校では、教職員が子どもと触れあう機会が多くなり、児童が家庭的な人間関係を築きやすくなると考えられます。また、一人一人にきめ細やかな指導が可能という反面、クラス替えがなく、交流の幅が小さいので多様な意見にふれる機会や切磋琢磨する機会が不足することが考えられます。

複式学級については、授業時間の実質的な確保ができにくいことや学年に応じた学習となりにくいことが考えられます。

このようなことから、子どもたちの学びの環境と人間関係の形成がより豊かになり、楽しく学校生活を送ることのできる教育環境を確保することが必要です。

### ≪現状と課題≫

現在、本市の小学校の多くが小規模校であり、更に複式学級を有する学校も増加しています。このような現状から、教育機会の均等や子どもにとって望ましい教育環境の創出を目的に平成24年度に「学校規模・配置適正化基本計画」を策定し、子どもたちの学習環境の整備・向上に取り組んでいます。

#### ≪具体的施策≫

### ○ 学校規模・配置適正化事業の推進

一定の地域性を考え、玉名市を6つのゾーンに分けた中学校区で、校区の経緯及び将来の動向も含めて小学校の適正配置を進めます。適正配置を早急に進める優先度基準として、適正規模基準に満たない小規模校(12学級未満)、特に過小規模校(複式学級を有する学校)から順次検討していきます。

また、「小中一貫教育校」を設置する場合は、「小中一貫教育」の一元的な教育活動が 展開できる教育環境を高めるためにも、『小中の施設一体校』を基本と考えます。地域の 実情や財政状況に合わせ、中学校区内での既設の小学校と中学校で敷地を別として設置 することも視野に入れながら、地域との教育ネットワークが構築できる施設整備を進め ていきます。

○ 学校再編に伴う通学区域の検討や遠距離通学等の対策 学校の再編に伴い生じてくる遠距離等の児童に対して、スクールバスの運行や通学区 域の再検討の通学対策を実施します。

### ○ 新しい学校づくりへの支援

新しい学校づくりにあたっては、「新しい学校づくり委員会」を組織し、校名、校歌、校旗、通学路、制服、PTA、移転計画、教育課程、跡地利用検討等について協議していきます。これらを検討するにあたっては部会を設置し、作業を分担しながら新しい学校づ

くりを進めていきます。

### 〇 学校跡地施設の活用

学校跡地等の利活用については、地域の方の意向を踏まえながら、地域の活性化に結び つく利活用、「玉名市公共施設適正配置計画」に沿った利活用となるように、進めていき ます。

### (26) 学校教育スポーツ施設整備

### ≪基本的な考え方≫

スポーツ振興の一つとして、健康増進や余暇活動の場の提供、スポーツ施設の充実は非常 に重要なことと認識されています。

### ≪現状と課題≫

本市では、学校スポーツ施設の老朽化が激しい施設が多く、また各種競技場建設の要望等も多く、学校教育施設と社会教育施設を一体的な改修計画及び建設計画を立てて施設整備を進めているところです。しかし、すべての要望に早急に対応することは困難であり、状況を確認しながら計画に沿った施設整備を行っていく必要があります。

### ≪具体的施策≫

○ 学校教育スポーツ施設整備

玉名市公共施設保全計画や長期整備計画を立てて、施設整備を進めていきます。

### <u>基本目標3 活力あるコミュニティ形成に向け、生涯学ぶ楽しさを感じられる教育の</u> まちづくりを行う

### ◆9 地域の特色を生かした、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現 に向けた生涯学習社会の構築

個々人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や 地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身につけられるようにします。このため、現 代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につなが るよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等 の多様な提供主体とも連携して推進します。

### (27)「自立」「協働」「創造」を前提とした生涯学習社会の実現に向けた、一人一人の主体的な学びの推進

### ≪基本的な考え≫

各地の多くの自治体で策定された生涯学習計画においては、いつでもどこでも学ぶことができる「生涯学習社会」をつくるための学習環境の整備は、あくまで行政(学校を含む)が主導し、民間教育機関、各種の社会教育関係団体等の協力を得ながら行うものと考えられています。

### ≪現状と課題≫

近年、市民ニーズの多様化・高度化が進む一方、市民社会の成熟化が進み、市民自らが NPO などをつくり「公共」を担おうとする動きもみられるようになってきました。社会のあり方 や「公共」に対する考え方は、大きく変化しており、現代社会の様々な課題に対して、市民 をはじめ多様な担い手が協働しながらその解決にあたるということが求められています。

### ≪具体的施策≫

教育基本法第3条に「生涯学習社会」とは「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」であるとうたわれています。そのことを踏まえ、第2期玉名市教育振興基本計画では、以下の生涯学習社会の構築を目指していきます。

### 「自立」「協働」「創造」の3つをキーワードとした生涯学習社会

- (自立) 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていく ことのできる生涯学習社会
- (協働) 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支えあい、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会
- (創造) 自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

### (28) 生涯学習推進のための社会全体の「横軸」の連携・協働

#### ≪基本的な考え≫

教育には「不易と流行」という言葉がありますが、中央教育審議会の答申「21世紀を 展望した我が国の教育の在り方について」では次のように記されています。

#### ① 不易

「時代を超えて変わらない価値のあるもの」豊かな人間性、正義感、公正さを重んじる心、 自律と協調、思いやり、人権尊重、自然愛など、いつの時代、どこの国の教育においても 大切にされなくてはならないもの。また、自分の国の言語、歴史や伝統、文化を大切にす る心。

### ② 流行

「時代の変化とともに変えていく必要のあるもの」国際化や情報化などの社会の変化、科学技術などの進歩などに柔軟かつ的確に対応していく資質や能力。

家庭、学校、地域社会全体が教育の不易の部分で、もっとこうあるべきだという一貫した指導方針を確認し合い、足並みを揃えて徹底指導を図ることが必要であり、また「変わらぬものを変わらぬ方法で伝える」ことではなく、「変わらぬものを変わりゆくときの流れに合わせ、新たな価値を加えて改めて認識させていくよう努力する」という向上心を養い、その再構築を図る責務があります。

### ≪現状と課題≫

近年の少子高齢化や核家族化、都市化、人間関係の希薄化等により、地域教育力の低下が 指摘されています。人々が様々な生活課題を克服し、それぞれに生きがいを持って豊かな地 域社会を実現していくためには、生涯を通した主体的な生涯学習と、お互いのつながりを大 切にし合った社会参画がこれまで以上に求められています。

生涯学習を推進するためには、幼稚園・保育所、小・中学校・高校、大学という体系的な学校教育から一般社会・老後までをつなげた「縦軸」としての生涯学習社会と、家庭・学校・企業・地域・行政などの教育における社会全体の「横軸」との連携と協働を図り、それぞれが役割と責任を自覚するとともに、相互補完をし合いながら社会全体の教育を図っていく必要があります。

### ≪具体的施策≫

- 各支館の個性や独創性を活かした計画づくり 公民館21支館がそれぞれの地域資源を活用するなど個性と創造性を活かした活動が 自主的に実施できるように支援していきます。
- まちづくり団体のネットワークづくりと地域の担い手の育成 地域においては、まちづくり団体が地域の実情に応じた個性的な活動を展開しており、 このようなまちづくり団体との連携やネットワークを効果的に活かすことができるよう に支援するとともに、地域活動の担い手育成を積極的に推進します。
- 〇 5つの"なかよし"の積極的な推進

親が子を育てる喜び、子が成長する喜びを感じる社会づくりのために、家族・ともだち・学校・となり近所・地域全体の"5つのなかよし"を積極的に推進し、4公民館において「なかよしの日」の普及啓発を図ります。

### ○ 生涯学習フェスティバルの開催

公民館講座における1年間の学習成果の発表と、生涯学習に関する活動の発表の場を 提供することにより、市民一人一人の生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動へ の参加を促進するため、生涯学習フェスティバルを開催します。

- 小・中・高・九看大との連携強化による多様な学習機会の創設 新たな知識や技術を習得したいという住民の学習ニーズに応えるため、市内の小・中 学校・高等学校・九州看護福祉大学との連携を強化し、趣味・実用、高齢者福祉、環境 などに関する多様な学習機会の提供に努めます。
- 放課後子ども教室における地域協力

心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、小学校の余裕教室に子どもたちの活動拠点を確保し、地域の大人の協力を得て、多様な学習活動や文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図ります。



▲支館における神楽伝承



▲まちづくり団体と連携(ホタルの幼虫の放流)

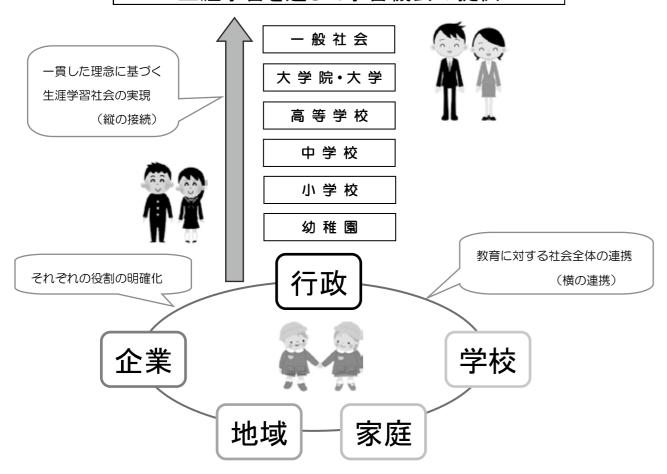


▲なかよしの日イベント



▲生涯学習フェスティバル(コーラスの発表)

### 生涯学習を通じて学習機会の提供





▲大学等との連携による学習機会の提供



▲放課後子ども教室における地域協力

### (29) いつでも学べる生涯学習の機会や場の充実と成果の活用

### ≪基本的な考え≫

市民一人一人が自己実現を目指し、豊かな人生を送ることができるように生涯にわたって あらゆる機会、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことが 出来るような環境を整え、市民一人一人の資質・能力の向上を通して社会全体の活性化を図っていく生涯学習社会の実現を目指していくことが重要です。

### ≪現状と課題≫

生涯学習を推進するためには、市民の多様な学習活動を支えるための機会や場が必要です。 市民の学習ニーズに対応するため、魅力ある公民館講座などの学習機会の提供や豊富で新 しい学習情報の収集に努め、その情報を市民が気軽に入手、相談できる機会を提供すること が求められています。そのほか、生涯学習の中心的な役割を担う公民館においても、地域課 題の掘り起こしや学習の体系化、多様なニーズに対応した学びや課題解決に向けた講座等を 展開するため、人的体制を含めた公民館の充実が今後ますます必要となっています。

また、潜在的な人材の掘り起しと育成のために、公民館講座の修了者が学んだ知識をまちづくりに活かし、それぞれの地域において活躍できる場を開拓する必要があります。

### ≪具体的施策≫

○ 4公民館の各種公民館講座事業の拡充 地域住民の生涯学習活動を積極的に推進 する拠点である4公民館(中央、岱明、横 島、天水)で地域の実情に合わせた公民館 講座の拡充を図るとともに、市民の多様な 学習ニーズに応えるため、専門的な知識の ある講師を迎え、中長期的な講座を開設す るなど学習メニューを充実させます。

また、誰もが参加できる自主的な学習グ ループの支援に努め、仲間づくりや地域づ くりについても積極的に取り組んでいきま す。



▲公民館講座(親子パンづくり講座)

〇 地域に根ざした公民館活動の振興

地域づくりの総合的な機関としての役割を担う公民館の充実を図るため、公民館職員の研修体制を強化し、地域に根ざした公民館活動の振興を図ります。

また、公民館を地域活動の拠点として位置づけ、地域の元気を引き出すための支援に 取り組みます。

○ 3つの図書館と1つの図書室の相互情報ネットワーク化 本市に設置している3つの図書館(玉名、岱明、横島)と1つの図書室(天水)は、 図書館相互貸借の情報ネットワーク化により利用者の利便性の確保と図書の貸出冊数の 向上を図ります。

### ○ 市民の読書意欲の向上

多様な図書資料の購入により、市 民・利用者の読書意欲を掻き立てると ともに、蔵書内容の充実に努めていき ます。また、ボランティアによるお話 し会や読み聞かせ、童話発表会などの 読書に関する行事、乳幼児健診におけ るブックスタート事業の推進をはじ め、読書活動の意義についての啓発や 本の紹介等を行い、生涯本に親しんで もらえるよう取組を進めていきます。



▲絵本の読み聞かせ

### 〇 岱明町公民館の機能の充実

岱明町公民館は施設が老朽化しているため、岱明地区の地域コミュニティの拠点施設として、周辺公共施設である支所庁舎及び図書館と集約するなど最適化を検討し、小規模イベントホールなどこれまでの施設になかった設備・機能を加え多機能化を図るとともに、誰もが利用しやすい身近な生涯学習の拠点、地域の交流拠点としての施設整備を進めていきます。



▲岱明町公民館

### ○ 人権教育・啓発の推進

「玉名市人権教育・啓発基本計画」のもとに人権教育の推進を図ります。

市民一人一人が人権尊重の理念を正しく理解し、自他の生命を尊重し、思いやりの心や規範意識、人間性豊かな社会の形成者となるよう、人権学習の機会の提供に努めます。

また、玉名市人権教育推進協議会を中心に、関係機関・団体と連携して玉名市人権教育研究大会や人権学習会、講演会を実施します。さらに、同和問題をはじめあらゆる人権問題について広報紙やホームページ等による広報啓発を継続的に行います。

### ○ 個別的な人権課題に対する取り組み

平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、 現在及び将来にわたって人権擁護を推進していく上で、特に、女性、子ども、高齢者、 障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者等をめぐる 様々な人権問題が重要課題となっています。また近年、犯罪被害者及びその家族の人権 問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、刑事手続等における犯罪被害者 等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道によるプラ イバシー侵害、名誉棄損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等の問題が生じている とされています。マスメディアによる犯罪の報道に関しては少年事件等の被疑者及びその家族についても同様の人権問題が指摘されており、その他新たにインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じていると記されています。

さらに、平成26年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、その他の分類の中に性的指向(異性愛、同性愛、両性愛)を理由とする偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動や性同一性障害者の人権について、解決に資する施策の検討を行うと明記されています。

学校教育においても、性同一性障害の子どもは「自己肯定感が低くなっている」「(性同一性障害などであることを)隠そうと重圧を感じている」とし、「不登校、自傷行為、自殺念慮(自殺への思い)に及ぶことがある」と指摘されています。

そこで、まず教職員において「用語や分類にとらわれず、まずは悩みや不安を聞く態度」を徹底し、具体的な支援策としては、人権教育の年間指導計画に位置づけたり、校内研修や職員会議で取り上げたりして啓発を図っていきます。また、一方的な調査や否定をしないようにし、保護者に隠していたり保護者が受容していなかったりする場合等においては注意をして対応していきます。



▲玉名市人権教育研究大会

### ◆10 地域に根ざした生涯スポーツの推進

市民のスポーツニーズが多様化する中、それぞれのライフスタイルに応じてスポーツに親しむことができる環境づくりとして、社会体育施設の整備やスポーツサークルづくりを推進するとともに、その中心となる体育協会や玉名市スポーツ推進委員協議会をはじめとする関係団体への支援及び指導者の育成・強化を図ります。

### (30) 生涯スポーツ活動の普及振興

### ≪基本的な考え≫

市民の誰もが生涯にわたり、明るく豊かで、活力のある生活を営むために、それぞれの興味、関心、適性等に応じてスポーツを生活の中に位置づけ、主体的にスポーツを楽しむことができる環境が大切です。

### ≪現状と課題≫

本市においても高齢化が進み、市民が健康で活力のある生活を営むために、生涯にわたりスポーツに親しむことができることが重要です。

市民アンケート調査によるとスポーツ振興に向けて一番力を入れることは「年齢層にあったスポーツの普及」でした。

また、今後の大きな課題として小学校運動部活動の社会体育への移行があり、総合型地域スポーツクラブ等を受け皿とする体制づくりが急務となっています。

このように多様化するニーズに対応するためには、スポーツ種目協会、連盟で組織する玉名市体育協会や市内各地区から選ばれた玉名市スポーツ推進委員協議会をはじめとする関係団体との連携を緊密に図り、継続的に親しめるような市民スポーツ活動を一層推進することが求められています。

本市におけるスポーツに関する詳細な現状データの把握や今後の課題(小学校運動部活動の社会体育への移行、総合型地域スポーツクラブの推進、2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ振興等)に対する本市の一定の方向性を導き出すために、教育委員会のみならず市関係部署および関係団体との協議を重ね、「玉名市スポーツ推進計画」を策定する必要があります。

### ≪具体的施策≫

- (31)体育施設の整備充実と利用の促進と(32)競技スポーツの組織の強化と指導者の育成とも関連させ、地域スポーツ振興を総合的かつ計画的に推進するために有効である「玉名市スポーツ推進計画」を策定します。
- すべての市民を対象としたスポーツ大会を企画し、市民が運動を通じて楽しく交流でき、かつ健康づくり・体力づくりへの個々の意識高揚を図っていきます。
- スポーツ種目協会、連盟で組織する玉名市体育協会や玉名市内各地区から選ばれた玉名市スポーツ推進委員協議会等と連携を深め、市民スポーツ大会の開催や、体力や年齢を問わず手軽に取り組めるグラウンドゴルフやペタンク等様々なスポーツの普及に取り組みます。

○ 学校におけるスポーツ活動の充実を図るため、地域における指導者等の育成に努めます。





▲市民スポーツ大会

▲グラウンドゴルフ大会

### (31) 体育施設の整備充実と利用の促進

### ≪基本的な考え≫

体育施設の整備充実と利用促進の支援体制整備は、本市のスポーツを推進するための基盤 として極めて重要です。

特に老朽化に伴う修繕等が必要な施設は、体育施設としての機能維持が図れるように努めます。

### ≪現状と課題≫

桃田運動公園各施設、岱明B&G海洋センター、横島体育館、天水体育館等の体育施設の利用者は年々増加し、年間延べ約44万5千人が利用しています。また、夜間照明が設置されている4校を含む、27校の小、中学校の運動場や体育館の開放により、年間の施設利用件数は約4千8百件となっています。

市民のスポーツ活動、健康づくり等の拠点施設として適正な運営や維持管理が必要ですが、 老朽化した施設も多く、施設改修や体育備品の入れ替え等により利用者にとって安心・安全 な施設とすることで利用の促進を図る必要があります。

また、熊本県下で唯一公共のサッカー場がない本市において、市民からの要望が高いサッカー場建設の検討を実施しているところです。

- 老朽化した横島体育館の改築やサッカー場の建設を実施します。
- その他の老朽化が激しい体育施設については緊急性等の優先順位をつけて、施設改修 や体育備品等の入れ替えを検討していきます。
- 健康増進や余暇活動としてのスポーツレクリエーションの拠点として体育施設の利用 促進に力を入れていきます。
- スポーツ大会の行事調整を行い、効果的な施設利用を図ります。
- 学校施設の有効活用を図ります。

### (32) 競技スポーツの組織の強化と指導者の育成

### ≪基本的な考え≫

全国大会等における競技者の活躍は、人々に夢と感動・勇気を与え、明るく活力のある社会の形成に役立つものと考えます。

そのために、スポーツ関係団体との連携による強化と指導者の人材育成に努めることにより、総合的な競技力の向上を図っていきます。

### ≪現状と課題≫

本市において、各種競技スポーツ大会が盛んになっており、小学生から全国大会へ出場する子どもたちも増加しています。競技力の向上にはトップレベルの技術等に身近に触れることも大切であり、これまで長年、若手選手の育成を目的に実施している金栗杯玉名ハーフマラソン大会の開催を通じて機会充実を図ってきました。

また、スポーツ推進委員に60名を委嘱し、地域のスポーツ振興を進めています。スポーツ団体については、現在、体育協会加盟団体が30団体あり、それぞれ活発に活動しています。今後は、スポーツ推進委員協議会や体育協会、各団体等と連携し、質の高いスポーツ指導者の育成を図ることやボランティア活動を支援する体制づくりが求められます。

### ≪具体的施策≫

- 各種スポーツ団体の育成・人材育成の強化を図ります。
- 玉名市体育協会と連携を図り、指導者の育成や研修会・講習会等への参加、種目スポーツ教室を開設し、スポーツ事故の防止に努めるとともに、将来の有望な選手の育成を目指します。
- スポーツ大会において優秀な成績を収めた者に激励金を交付し、顕彰に努め、競技力 の向上を図ります。



▲金栗杯ハーフマラソン大会

### 基本目標4 豊かな心をはぐくむため、自然、伝統、文化を尊重し郷土を愛する教育 環境を整える

### ◆11 文化財の保護と活用の推進

玉名市には、大正10年に重要文化財に指定された石貫ナギノ横穴群・石貫穴観音横穴から、平成22年に指定の旧玉名干拓施設に至る国指定文化財9件のほか、県指定文化財13件、国登録文化財7件、国登録記念物1件、市指定文化財74件、市登録・選択文化財47件など、多様で貴重な文化財が数多く存在しています。

文化財保護法において、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」と記されているように、適切に保存した上で、市民のために公開し、活用することが必要です。また、広く公開し、活用することにより、更にその価値を明確にすることができます。

貴重な文化財を保存し、活用するため、玉名市文化振興基本計画において「文化遺産を未来へ継承し、その価値を明らかにし、活用によって豊かになる地域の創造」を基本方針として、文化財保存整備計画を策定しています。

### (33) 文化遺産の保存・整備と公開・活用

### ≪基本的な考え方≫

文化財を適切に保存し、公開・活用していくために、適切な管理を行うとともに、保存のための整備等必要な措置を計画的に講じていくことが必要です。加えて、公開・活用のために必要な周辺環境の整備を行う必要があります。

### ≪現状と課題≫

国指定史跡である大坊古墳、永安寺東古墳・永安寺西古墳は、既に保存整備事業を実施し、公開・活用を進めていますが、施設の老朽化への備えと長寿命化の措置が必要です。未整備の石貫ナギノ横穴群、石貫穴観音横穴群については、崩壊の恐れがあり、保存のための追加指定や用地確保と合わせて整備を進めていく必要があります。旧玉名干拓施設については、今後の管理と公開・活用策が課題です。

文化財保護の責任は一義的に所有者又は管理者等にあり、指定した国や県、市はこれを支援する責務を負っています。そのため、文化財の所有者や管理者等への補助制度を設けて、必要な支援を行っています。

- 国、県指定の史跡や重要文化財については、個別の保存管理計画の策定を進めます。
- 文化財を適切に保存し、公開・活用していくためには、保存管理計画を作成し、適切な 管理を行うとともに、保存のための整備等必要な措置を計画的に講じていきます。
- 公開・活用のために、案内標識や解説板、駐車場など必要な周辺環境の整備を行います。
- 県指定史跡経塚・大塚古墳群や、他の指定文化財、登録文化財等についても、それぞれ の状況や特性に応じた個別の保存管理の方針を検討していきます。

- 未指定の文化財についても、継続的に調査を行い、適切な評価により価値を明らかにし、 新規の指定に努め、保存のための措置を講じていきます。
- 災害等での毀損に備えて、記録の作成を進めていきます。





▲永安寺東古墳

▲大坊古墳

### (34) 文化遺産を継承する取り組み

### ≪基本的な考え≫

地域の市民団体などについては市の支援を継続して行っていくと同時に、交流活動を通じた新たな担い手の確保やコミュニティそのものの活性化も求められるところです。無形民俗文化財の保持団体や、天然記念物、有形文化財の保護管理に携わる既存の団体に加え、特定の文化財だけでなく、広く新たな担い手を育てていきます。

### ≪現状と課題≫

梅林天満宮流鏑馬を始め、築山花棒踊り、大浜外嶋住吉神社年紀祭、肥後神楽、小天天子 宮火の神祭りなど、それぞれに伝承活動が行われています。

また、史跡や天然記念物など長い年月を経てきた文化財には、日常の適切な維持管理が重要です。市から委託を受けて日常管理を行う地区のほか、住民有志で有形・無形の文化財の保存・伝承活動を行っている団体があります。

文化財を保存・伝承するにあたって重要な役割を担っている市民の団体ですが、その多くが高齢化や会員数の減少といった課題を抱えています。



▲大浜外嶋住吉神社年紀祭



▲玉名市神楽フェスティバル

### ≪具体的施策≫

- 地域の団体に加え、専門的な知識、技術をもつ職能団体や学術研究団体などと連携しながら、市民の関心を高め、これを具体的に推進していくリーダーの育成に努めて、広く市民との協働の体制を構築します。
- 流鏑馬や神楽などの民俗芸能については保存のための記録映像を作成するとともに、 子どもたちに伝承させる後継者育成の活動を進めます。
- 情報発信に努め、市民が民俗芸能にふれる機会の充実を図ります。

### (35) 博物館の機能強化と利用促進

### ≪基本的な考え≫

博物館の機能強化と利用推進のため、資料収集・調査・研究の成果を生かした展示・体験・ 学習機会の充実を図ります。多くの利用者が郷土の歴史を再発見できる場として、また歴史 的遺産を学校教育、観光振興の素材として活用し、「まちづくりの核」となるようにします。

### ≪現状と課題≫

博物館においては、資料に関する専門的な調査・研究、そして資料の保管・展示についての技術的研究を行っています。これらの成果を公開・周知することが博物館の重要な役割です。そのため、調査・研究を行う専門職員としての学芸員の役割が極めて重要です。今後、職員の専門技術の更なる向上を図り、玉名市の豊富な文化資源についての調査・研究活動をより充実させていきます。

また、博物館友の会では112名のメンバーで博物館行事をサポートしていますが、行事のサポート以外にも、文化財保存活動や調査・研究、展示活動におけるレベルアップを図ることが必要です。

### ≪具体的施策≫

○ 調査・研究の体制づくり

博物館活動は、資料の調査・研究、展示・公開、教育・普及など、多岐にわたります。 調査・研究に従事する学芸員をはじめこれらの活動を支える博物館友の会や各地域の協力をもとに博物館活動を継続的に支える体制を整えていきます。

〇 収蔵機能の充実

博物館では調査・研究のため収集された資料や発掘調査による出土品、豪潮関連資料、 同田貫、文書などを所蔵しています。調査・研究が進むにつれて収集される資料も増加 しており、すでに施設内での収蔵場所が不足している状況です。玉名市は文書、絵画や 民具などの資料を豊富に有しています。将来的にこれらを収蔵・保管する施設の確保を 行い、貴重な資料を安全に収蔵できるよう整備していきます。

〇 展示機能の充実

博物館では「河とともに発展した玉名」をテーマとした常設展示のほか、平成6年の 開館以来、80回を超える企画展を開催してきました。新たに発見された資料や調査・ 研究の成果をはじめ、玉名の歴史を多様な視点から紹介してきました。 今後、継続的に展示・公開を行っていくと共に、展示施設や設備、運営組織や活動の機能充実を図っていきます。

### (36) 郷土の歴史、伝統文化を尊重する教育の推進

### ≪基本的な考え≫

文化財を長い将来にわたって保存していくためには、それを守り伝える市民が「貴重な国 民的財産」としての価値を認識し、共有することが重要です。

そのため、学校教育や生涯学習など、文化財を通じてあらゆる機会に地域のことを学ぶことができるような仕組みを整えます。また、市民に対してあらゆる機会を通じて、関心を高めていく必要があります。見慣れた地域の一つ一つの文化財のみならず、生活環境自体が長い歴史の中で形成された文化であり景観であり、歴史遺産であることを再認識する機会を設けていきます。

### ≪現状と課題≫

平成27年3月に策定された「玉名市文化振興基本計画」の小中学生アンケート調査において、玉名市の民俗芸能の中で知っている・参加したことがある項目で「知らない」と回答する人が80%以上となっており、伝統行事に対する認知度が低い結果となっています。

また、「玉名市はどんな豊かな文化のまちになって欲しいと思いますか」との問いでは、「たくさんの人が玉名市に訪れる文化イベントが行われるまち」が53.4%と最も多く、次いで「民俗芸能や地域のお祭りを大事にするまち」「古くから伝わる玉名市の歴史文化を守り、伝えるまち」と歴史文化に対する意見が多くなってなっています。

これらの結果から、玉名市の歴史文化のもつ魅力を幅広い市民が理解し、ふるさとに対する愛着心を高め、伝統文化を後世へ引き継ぐ人材として育つよう、学校や公民館活動等を通じた学習機会の充実、保存団体等の市民活動への支援が必要だと考えます。

### ≪具体的施策≫

学校教育の場では「玉名学 探究」などの時間を通じて、持続的に働きかけを行っていく 必要があります。これにより、地域の歴史と文化を正しく理解することにより、愛情をはぐ くみ、これからの玉名市を担う人材の育成に結びつけていきます。

また、見慣れた地域の一つ一つの文化財のみならず、生活環境自体が長い歴史の中で形成 された文化であり景観であり歴史遺産であることを再認識する機会を設けることが大切です。

- 文化協会や地域人材の講師の活用による学習プログラムの充実
- 歴史博物館等での子どものための文化活動体験ワークショップの開催
- 老人会等の高齢者の文化活動機会の充実

### (37) 地域の特性を活かし、地域に根ざした学びの推進

### ≪基本的な考え≫

「玉名学 探究」等の身近な教材、観光振興のための地域の名所としての有効活用を推進 します。各地域の誇れる歴史的資産を最大限に活用し、子どもたちの郷土への愛着心をはぐ くむために楽しみながら学習できる企画を充実させ、地域特有の文化財に触れる機会を提供するとともに、企画内容や周知案内を工夫、充実させ地域の歴史や文化を継承する活動に取り組みます。

### ≪現状と課題≫

博物館では、学習の場として企画展をはじめ様々な催しや体験学習等を積極的に開催し、 子どもたちに地域の文化や伝統に触れる学習を開催しています。今後はより多くの子どもた ちに博物館の企画を体験してもらうよう広報活動等により広く周知していきます。

### ≪具体的施策≫

博物館における体験学習をなどの催しを広報、ホームページ、新聞等に掲載し、学校や教育施設等には児童・生徒向けチラシ等を作成・配布して、周知する必要があります。

### (38) 豊かな体験活動の推進

### ≪基本的な考え≫

本市では、菊池川と有明海、そして玉名平野という自然環境、蛇ヶ谷公園の桜、天水みかんの花、山田の藤、裏川の花しょうぶといった四季を彩る花、そして史跡や町並みといった歴史的環境、歴史博物館や草枕交流館などの文化施設を有しています。

こうした文化的資源に恵まれているなかで、市民が多様な人々と交流する機会を得ることは、玉名から情報やもてなしを提供すると同時に、訪れた人々から新しい知識や知恵、自らの文化的価値を与えてもらえる機会でもあります。こうした機会は、「学びへの動機」になります。文化遺産を活かしたまちづくりの推進を通して、日常的に子どもたちが地域の文化に触れあう機会を増やしていきます。

また、博物館では市民の学習意欲に応えるため、資料の収集を行い、調査研究を行っています。この研究成果をもとに学校・地域と連携をとりながら参加者自身が自ら学ぶ楽しさが味わえる多様な体験学習や講座等に取り組みます。

### ≪現状と課題≫

博物館の体験学習では、各年代層に対応した体験学習を開催しています。幅広い年代層を対象にすることにより、学習意欲を持ち博物館で学ばれた市民の方々と学校・家庭・地域で協働できるような環境づくりが必要です。

「学びへの動機」に応える環境整備のため、資料の収集や展示・公開など、歴史博物館 や図書館、公民館などの機能の充実を図っていきます。

- 市民と来訪者の交流機会の創出
- 歴史博物館や図書館、公民館など文化施設の機能の充実
- 博物館による体験学習の充実(勾玉作りや子ども向け夏休み体験学習など)
- 学校等との連動による博物館施設での学習機会の拡大

### ◆12 創造的文化交流活動の推進

現代を生きる私たちは、先人が育んできた独自の歴史文化遺産を大切に保存・活用するとともに、次代の新たな文化の創造に向けて伝えていく役割を担っています。

玉名市文化振興基本計画においては、歴史文化と音楽の創造と発信を目標に掲げ、市民がともに文化を紡ぎ育てるまちづくりを進めることを基本理念とし、「文化を通じて人と人、人と社会がつながる、感性と創造力を高める市民文化の創造」を基本方針として設定しています。市民の主体的、創造的な活動が多くの出会いを生み、玉名市の個性豊かな文化の発信へとつながるよう、文化・芸術に親しむ機会の拡充に努め、新しい地域文化の創造を図ります。

### (39) 芸術・文化活動の協働の推進

### ≪基本的な考え方≫

市民主体の文化芸術活動を活性化するためには、市民自らが企画し地域に根づいているイベントや展示等だけでなく、地域のまちづくり活動や、様々な分野の市民活動と連携した市民の力を培う文化芸術の取組を支援していくことが必要です。

### ≪現状と課題≫

「音楽の都 玉名」をめざし、市民音楽祭、スクールバンドコンサート、市役所ロビーコンサート、合唱団などの各団体によるコンサート、市民文化祭による発表会、歴史博物館こころピアコンサートなどが行われています。また、アウトリーチ事業では演奏家を小学校等に派遣し、生の演奏を聞かせたり、楽器の演奏を体験させたりしています。

これらの担い手は、文化協会や市民音楽祭実行委員会、またアーティストバンクに登録した音楽家たちです。

しかし、市民の文化活動の発表機会である市民文化祭は、文化協会加盟団体の関係者が多い一方で、一般市民の参加拡大が望まれます。市民が気軽に練習や発表のできる機会と、市民会館など施設の充実が必要です。

また、市民との様々な恊働事業、共催事業を実施し、気運を高めていくことが必要です。



▲玉名市民音楽祭

### ≪具体的施策≫

文化活動の中核拠点である玉名市民会館を有効に活用し、市民の関心のある催し物を充実させます。また、公民館や学校などを活用し、身近に各地域に密着した文化芸術に触れることができるイベントを充実していきます。

- 市内外の幅広い人を集める音楽祭の開催(グレンミラー音楽祭など)
- 市民音楽祭・歴史博物館こころピアコンサートなどの音楽コンサートの開催
- スクールバンドコンサートの開催(学校吹奏楽等の交流イベントの充実)
- 学校などでの子どもの音楽に触れる機会の充実(アウトリーチ事業の推進等)
- 地域拠点での音楽活動の展開(高瀬蔵での音楽イベント、各種コンサートの開催など)
- 玉名市民会館での文化催しの充実(関心の高い映画上映会の定期開催など)







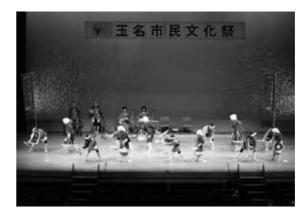
▲スクールバンドコンサート

### (40) 文化体験事業の充実

### ≪基本的な考え方≫

継続した文化活動、学習活動による文化が育つ環境づくりを進めます。また、市民文化祭 への市民の参加率を高め、文化活動への参加の輪を広げます。

高齢者等が身近な環境で文化を学べる機会や子どもたちが文化活動を体験し、文化を学ぶ機会を充実させるため、各年代のニーズに合った文化を学ぶ機会づくりを進めます。





▲玉名市民文化祭(左:舞台部門 右:展示部門)

### ≪現状と課題≫

次代を担う子どもたちを対象に、感性豊かな人材育成を目的として、演奏家が学校や保育 所等で生の演奏や楽器体験を提供する音楽アウトリーチ事業を行っています。

また、文化庁の文化遺産を活かした地域活性化事業として伝統文化親子教室が開催されています。以前の伝統文化こども教室で開催された事業をふくめ、地域の民俗芸能として肥後神楽、横島潟担い節、伊倉にわかなどの教室が実施されたほか、全国的な流派の茶道、生花、和装礼法などの分野で実績があります。

歴史博物館こころピアでも多彩な体験学習プログラムを設けており、多くの参加者があります。

### ≪具体的施策≫

子どもたちをはじめ、市民が玉名の歴史文化や芸術・音楽にふれ、体験する機会を拡大することで、創造性豊かな人材の育成を図るとともに、地域に対する愛着心を高めていきます。

- 学校教育における郷土学習機会の充実(「玉名学」の実践)
- 学校などでの子どもの音楽に触れる機会の充実(アウトリーチ事業の推進)
- 〇 親子参加型文化体験イベントの開催
- 伝統文化親子教室などの制度を利用した文化体験事業の充実
- 公民館等の身近な文化学習機会の充実(文化協会や地域人材の講師の活用による学習プログラムの充実など)
- 歴史博物館こころピアでの子どものための文化活動体験ワークショップの開催
- 高齢者をはじめ広い世代の文化活動機会の充実
- 市民の関心と参加を高める市民文化祭の企画(文化バザーなど併設イベントの開催など)



▲アウトリーチ事業

### (41) 歴史・文化を生かした地域づくり

### ≪基本的な考え方≫

住民自らが地域の歴史や文化を知り、護り、誇りを持つことから、文化財をまちづくりの 核として位置づけるとともに、積極的に発信し、あわせて観光資源としての活用を図ります。 歴史・文化資源を活用した地域振興策により、地域の活性化を図ることが必要です。

### ≪現状と課題≫

玉名市には貴重な文化財が数多くありますが、その保存・管理にあたっている地域では少子高齢化が進んでおり、コミュニティの維持も困難になってきています。従来のような、文化財を地域で護るための取り組みが難しくなりつつあり、神社などの建造物を修復したり、祭礼を行う際にも、氏子の減少により人的、資金的に負担が増加しているのが現状です。担い手不足は深刻さを増しており、関わる市民の減少は、文化財に対する関心が希薄になっていくことにもつながります。

- 多様な文化財の価値を明らかにし、まちづくりの核として、観光資源としての活用を 図ります。
- 歴史文化遺産に対する市民の理解を深め、地域に対する誇りと愛着の醸成を促します。
- 地域や関連する文化財ごとに特性を把握することによる歴史文化を活かした地域づく りを行います。



▲旧玉名干拓施設(明丑開堤防)



▲旧玉名干拓施設(末広開樋門)



▲大野下の大ソテツ



▲経塚古墳石棺

### 基本目標5 家庭、学校、地域が連携を深め協働することで、地域社会全体の教育力 を高める

### ◆13 家庭の教育力の向上

保護者は子どもの教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などの大きな役割を担うものです。現在、多くの家庭が家庭教育に努力している一方で、家庭環境の多様化や地域社会の変化などを背景として、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子どもの社会性や自立心などの育ちに課題が生じるなど、家庭教育が困難な社会となっています。このため、発達段階に伴う家庭教育の課題の変化に応じた親の育ちを応援することや、子育て家庭のネットワークと支援のネットワークを広げる地域の取組の活性化、また児童虐待の発生予防やいじめなどの社会的課題に対応した支援の充実などが求められています。以上のことから、親子の育ちを応援する学習機会の充実を図るとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援の充実を図っていきます。

### (42) 地域における家庭教育に対する支援強化

### ≪基本的な考え≫

家庭は教育の原点であり、出発点です。家庭は子どもたちが成長する上で最も多くの時間を過ごす場所であり、愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通して生活習慣など生きるために必要な多くのことを学んでいきます。子どもが健やかに成長していくためには、保護者が親として成長することも期待されています。また、様々な家庭の実態に配慮した教育・子育ての支援も必要とされています。

#### ≪現状と課題≫

家庭教育を向上させるために、まず保護者が自らその役割と責任を自覚し、子どもに向き 合うようにすることが大切です。また、住民相互のつながりを深め合い、地域が連携して家 庭支援の仕組みを構築することが必要です。

### ≪具体的施策≫

○ 子育てに不安や悩みを持つ家庭に対しては、学校をはじめ行政機関、民生委員等地域 人材、諸団体等が情報を共有しながら連携を進め、課題に応じた具体的な支援策を協議し、 誠意をもって助言指導していくよう努めます。

### (43) 家庭教育に関する講演会の機会等の充実

### ≪基本的な考え≫

家庭教育環境の改善および充実と幼児、児童・生徒の健全育成を図るためPTA等諸団体や 学校及び関係機関が連携した家庭教育講演会・学習会などを工夫します。

### ≪現状と課題≫

家庭教育を向上させるために、まず保護者が自らその役割と責任の自覚を高め、子どもに向き合うようにすることが大切です。また、家庭・学校・地域社会の役割分担を明確にし、それぞれのあり方を究明したり、相互のつながりを深め合ったりする場の設定が必要です。お互いの課題を共有し、共に学ぶことで、地域が連携して家庭支援の仕組みを構築する土台ができると考えます。

### ≪具体的施策≫

家庭教育環境の改善及び充実と、幼児・児童・生徒の健全育成を図るため、PTA等諸団体や学校及び関係機関が連携した家庭教育講演会・学習会などを工夫します。

### (44) 玉名市子ども読書活動推進事業の充実

### ≪基本的な考え≫

子どもたちは読書を通し、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができます。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、更なる知的探究心や真理を求める態度が培われます。このように、読書の果たす役割は極めて重要であり、子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、家庭、地域、学校を通じて様々な方々と連携し積極的に子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

### ≪現状と課題≫

平成21年3月に策定した「玉名市子ども読書活動推進計画」に目標を掲げ、家庭、学校、 行政の役割と取組を明確にしながら推進を行ってきました。図書館においては、乳幼児は ブックスタート等の啓発活動で確実に増加していますが、利用する年齢層で、就学と同時に 利用頻度が少なくなる傾向にあり、学校図書への利用変更が考えられます。そのことから学 校図書と連携をして、いつでも、子どもの身近な場所で読書活動が行える環境づくりに引き 続き取り組んでいきます。

- 家庭、学校、地域において子どもが読書に親しむ機会の提供 家庭、地域、学校を通じた社会全体で子どもの自主的な読書活動が推進されるよう、 その機会の提供に努めます。
- 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整備・充実 子どもが自主的に読書を行うようになるために、乳幼児期から読書に親しむ環境づく りに努めます。
- 図書館、学校、民間団体等との連携・協力体制の整備 子どもの自主的な読書活動を効果的に推進するために、子ども読書活動に携わる関係 者が、対等な関係のなかで、相互に連携し合いながら一体となり取り組みます。
- ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

子どもたちの自主的な読書活動のためにユニバーサルデザインの視点を踏まえ、障がいのある子どもを含むすべての子どもたちに配慮した読書環境の整備に努めます。

### ○ 子ども読書活動の啓発・広報の推進

子どもたちの自主的な読書活動のためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の理解・関心を深めることが大切です。そのためには、子どもの読書活動についての広報、啓発、子どもの読書活動に対する市民の気運を高めることに努めます。

### ◆14 家庭、学校、地域社会の連携と教育力の向上

活力のあるコミュニティが人々の学習を支えることで生き抜く力をともに培い、また人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるように、すべての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域と共にある学校づくりを推進します。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進していきます。

### (45) 教育における地域社会全体の横の連携強化

### ≪基本的な考え≫

今日、少子高齢化などにより社会経済の状況は更に変化し、教育に関する課題も複雑化・多様化しています。国では、平成25年6月に第2期教育振興基本計画を策定し、今後5年間の教育上の方策を示しています。その中で、学校、保護者、地域住民など社会全体の「横」の連携・協働などが示されています。

### ≪現状と課題≫

市民一人一人が生涯にわたって学び続け、時代の変化に対応できるよう、各発達段階の「縦」の接続をより円滑に行って学びの連続性を持たせるとともに、学校、地域住民、大学等の教育機関などの「横」の連携を強化し、市民ぐるみで支え合う体制をつくることが、これまで以上に重要だと考えます。

そのために、幼児期から生涯を通じて一貫した教育理念を掲げ、社会全体でその実現に向けた機運を醸成する必要があります。変化する社会経済情勢や複雑化・多様化する教育課題により的確に対応できるよう、これまでの教育施策を再構築する必要があります。

### ≪具体的施策≫

地域住民による読み聞かせや環境整備、登下校時の安全確保、学習補助など、地域住民が 積極的に学校支援活動に参加する学校支援地域本部事業を、現在は玉名中学校区(玉名中学 校・玉名町小学校・築山小学校・滑石小学校)で実施しています。今後はこの事業を更に充 実させ、地域の教育力の活性化や、学校を核とした地域づくりを推進します。

### (46) 子ども地域活動推進事業の拡充

### ≪基本的な考え≫

子どもたちは限りない可能性を持つ存在であり、子ども一人一人の豊かな個性を育むとともに、自ら考え、判断し、行動できる力を身につけていくことが大切です。次代を担う子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、一人一人がのびのびと健やかに育っていくことができるよう、子どもの視点に立った、主体的な成長を支える環境づくりを目



▲市子ども会連合会リーダーキャンプ

指す必要があると考えます。

### ≪現状と課題≫

核家族化や少子高齢化の進行など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、地域教育力の 低下などの社会問題が発生しています。子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身と もに健やかに成長していくことが望まれています。子どもが心豊かに成長していくためには、 家庭・学校・地域が連携し、地域全体で子育てを支援していく体制づくりが必要です。また、 地域の教育力を向上させるため地域活動団体などによる地域活動の充実を図る必要もありま す。

### ≪具体的施策≫

地域教育力の向上のため、『地域の子どもは、地域で育てる』を基本に様々な活動ができるように学校教育と連携して取り組んでいくとともに、子どもの健全育成とリーダー養成のため、市子ども会連合会と連携を図り、リーダーキャンプをはじめ、市青少年育成市民会議が主催するふれあいハイキングを開催します。

地域の公民館などで、地域住民の協力により、地域で守り育んできた歴史や文化等を活用しながら子どもたちに多彩な地域活動(伝承遊び、伝統行事、郷土料理、自然体験、ボランティア体験、環境美化活動、文化・スポーツ体験活動)の機会と場を提供し、自主性や創造性を育む事業を推進することにより、子どもの心に郷土愛の心がいつまでも残るように地域をあげて取り組んでいきます。

### (47) 放課後及び地域における子どもの居場所づくり

#### ≪基本的な考え≫

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の 低下等の緊急的課題に対応するため、放課後等 にすべての子どもを対象として、安全・安心な 子どもの活動拠点(居場所)を設け、様々な体験活 動や交流活動等の取組を図ります。



▲放課後子ども教室

### ≪現状と課題≫

近年、少子化や核家族化の進展、共働き家庭の増加及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下などが指摘されています。子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、 放課後等の子どものあり方についても課題が浮上しています。

### ≪具体的施策≫

放課後に小学校の余裕教室を活用し、安心・安全な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の協力を得て行われている放課後子ども教室推進事業を、平成26年度で3校実施しています。この事業を充実させるとともに、放課後児童健全育成事業(放課後学童クラブ)と連携

し、地域の人材を活用し、異なる世代や年齢の人との学習活動や体験・交流活動を通じ、子 どもが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

### (48) 児童通学合宿の推進

### ≪基本的な考え≫

社会教育と学校教育の「学社融合」を概念に、 学校・家庭・地域社会との連携を図りながら、子 どもの「豊かな心」と「生きる力」の育成が強く 求められています。

通学合宿は、子どもの「生きる力」を育むという課題解決に向け、親元を離れて地域の宿泊施設等の会場として学校に通う取組です。そこに集約される様々な教育機能を十分に活かしながら、様



▲みかんの里通学合宿

々な生活体験の場や機会を提供し、基本的な生活習慣を身につけるための「きっかけづくり」 を基本として、子どもの学校外活動の充実を図る必要があると考えます。

### ≪現状と課題≫

少子高齢化や核家族化の進展により住民相互のつながりが希薄になり、かつて地域社会が 持っていた子育てやしつけを地域で支える仕組みがなくなるなど、地域教育力が低下してい ます。

子どもの社会性、自主性、協調性を伸ばし、生きる力を育むためには、家庭、学校、地域などの様々な団体、組織の総合的な連携を図り、地域社会とのつながりや家庭教育を見直す機会が必要です。

### ≪具体的施策≫

公民館が主体となり、社会教育委員、学校長、PTA代表者、地域の協力者などで実行委員会を組織し、幅広い地域住民の支援のもと通学合宿を実施します。

子どもたちが一定の期間、家庭から離れ、地域の宿泊可能な施設において集団で寝食を共にしながら集団生活をおくり、学校へ通う取組であり、集団生活や地域との密接なふれあいを通して社会性、自主性、協調性、感謝の心等の育成を目的とします。また、同時に地域と家庭との結びつきを強め、地域の子どもは地域全体で育てるという意識向上を目指すよう推進します。

### (49) 青少年の非行防止と健全育成の推進

### ≪基本的な考え≫

次代を担う青少年が、安全・安心で健全な地域環境において、健やかに未来に向かい明るい希望を抱きながら、人間性豊かな社会人として成長することは、市民をはじめすべての人の願いです。

青少年の非行防止と健全育成に向けて、青少年が規範意識や社会の一員としての自覚と自

信を持ち、豊かな創造力のある人材となれるように、家庭・地域・学校が連携し、玉名市で育って良かったと実感できるような取組を推進することが重要であると考えます。

### ≪現状と課題≫

あらゆる情報が氾濫し青少年を取り巻く環境が著しく変化している昨今、青少年に対する様々な課題に対して、人間性や社会性をはぐくみながら子どもと大人のふれあいを基盤に据えた地域づくりを推進することが大切です。また、青少年の健全育成を図るためには、親や大人が姿勢を正し、「大人が変わらなければ、子どもは変わらない。」との認識をもち、市民ー人一人が他人を思いやる心、感謝する心、人としての生きるマナーを身につけることが重要となります。

### ≪具体的施策≫

青少年センターでは、時代の変化に対応した補導委員体制を整えるため、各種研修を充実させ、補導員の資質向上を図り、青少年の健全育成に関わる家庭、学校、警察、青少年育成市民会議、生活安全パトロール隊などの関係機関や団体等と連携し、互いに情報を共有しながら、地域の特色を活かした取組を推進します。

また、子どもたちをインターネットなどの各種メディアによる有害情報から守るため、家庭、学校、地域における情報モラル教育及び有害環境浄化活動を推進するとともに、補導委員による巡回指導や地域ごとの指導等により、子どもたちの非行を未然に防ぐともに、非行を誘発する有害な社会環境の改善に努めます。

### (50) ボランティア活動の推進

### ≪基本的な考え≫

経済成長優先の時代から、心の豊かさやゆとりのある生活を重視する成熟の時代へと私たちをとりまく社会は大きく転換しようとしています。「人生80年時代」が定着するなかで、それぞれのライフステージに応じた個性的で創造的な生き方を求める人々が増加しています。自立した個人が、人や地域または国際社会とのかかわりの中で共に支え合う社会の確立や多様な価値観を認め合い、社会に積極的に参加することで、生きがいづくりや自己実現がより可能となる「参加型社会」の実現が望まれます。

### ≪現状と課題≫

これまでは、ボランティアに対して特別な活動というイメージが強く、活動に参加する人々は限られていました。しかし、近年、日常生活にかかわるすべてのことがボランティアにつながるという認識が広がり、国際理解や共生社会の視点からの取組、豊かなまちづくりの取組など、様々な活動が行われています。

### ≪具体的施策≫

ボランティア意識を啓発し、循環型学習機能を充実させる生涯学習ボランティアなどの充 実及びボランティアの需要と供給の調整を図ります。

### 第6章 計画推進体制

### (1) 玉名市教育振興基本計画の周知及び市民の意見・要望の把握

玉名市教育振興基本計画に掲げる基本目標や具体的施策について、教育に対する市民の 関心を高めるため、思いや意見を取り入れながら意識の向上を図ります。

### (2) 玉名市教育振興基本計画について評価・点検の実施

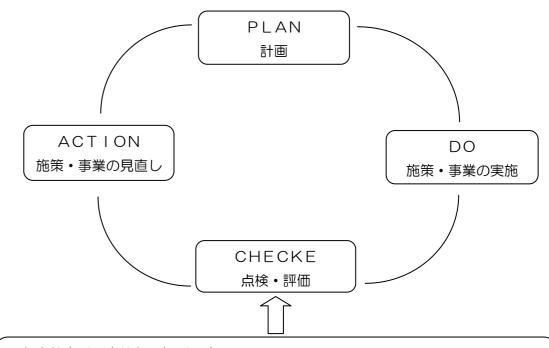
本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条の規定により、平成25年度から玉名市教育委員会外部評価委員会を立ち上げ、教育委員会の活動の自己点検・評価を行っています。

計画の実現に向けて、自己点検のみならず外部の本市教育委員会外部評価委員へ教育委員会に属する事務管理及び執行の状況について報告し、その結果に関する報告書を作成し、公表するとともに事業の見直しを行い、次年度の事業設定につなげ、計画の確実な進行と実現に努めます。

### (3) 市民、関係団体、NPO、企業、国・県等との協力・連携の推進

玉名市教育振興基本計画の推進にあたっては、家庭・学校・地域の連携が必要であることから、それぞれの役割を認識した上で、市民、関係団体、NPO、企業等の関係機関と連携を図りながら進めていきます。

また、国・県の教育施策を本市の実情に勘案しながら、その動向と社会的変化を常に把握しながら、本市の教育行政を推進します。



### 玉名市教育委員会外部評価委員会

玉名市教育委員会が実施する事務及び事業の管理及び執行の状況についての点検及び 評価を行う。

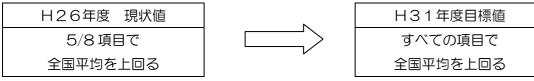
# 数値目標

### 第7章 数値目標

### 1 家庭教育憲章の認知率

| H21年度 | H26年度 | H26年度 | ] [ | H31年度 |
|-------|-------|-------|-----|-------|
| 現状値   | 目標値   | 現状値   |     | 目標値   |
| 39%   | 75%   | 64%   |     | 75%   |

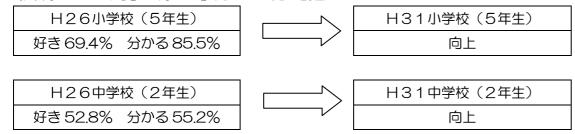
### 2 全国学力・学習状況調査の平均正答率



\*小6 国語・算数の(A)知識・(B)活用

\*中3 国語・数学の(A)知識・(B)活用

### 3 教科学習が「好き」「分かる」児童・生徒の割合



### 4 小中学校図書館における図書標準冊数達成校

| H21年度 | H26年度 | H26年度 |  | H31年度 |  |  |  |
|-------|-------|-------|--|-------|--|--|--|
| 現状値   | 目標値   | 現状値   |  | 目標値   |  |  |  |
| 63%   | 80%   | 66%   |  | 80%   |  |  |  |

### 5 児童・生徒が「学校が楽しい」と感じる割合

| H26年度 現状値 | H31年度目標値 |
|-----------|----------|
| 93%       | 100%     |

### 6 学校給食での地場産物使用割合

|       |       |       | _ |       |
|-------|-------|-------|---|-------|
| H21年度 | H26年度 | H26年度 |   | H31年度 |
| 現状値   | 目標値   | 現状値   |   | 目標値   |
| 55%   | 65%   | 62.6% |   | 65%   |

### 7 朝ごはんを毎日食べる児童生徒割合

| H21年度  | H26年度 | H26年度  | H31年度 |
|--------|-------|--------|-------|
| 現状値    | 目標値   | 現状値    | 目標値   |
| 86. 5% | 100%  | 88. 3% | 100%  |

### 8 市内小・中学校の耐震化率(非構造部材の耐震化対策を含む)

| H21年度 | H26年度 | H26年度 | H27年度       |
|-------|-------|-------|-------------|
| 現状値   | 目標値   | 現状値   | 非構造部材の耐震化対策 |
| 48.5% | 100%  | 100%  | 完了          |

### 9 市内小学校における1学年2学級~3学級の学校数

| H26年度 現状値 | H31年度 目標値 |  |
|-----------|-----------|--|
| 1校        | 3校        |  |

### 10 放課後子ども教室参加児童数及び地域の協力者数

| H21 年度<br>参加児童数   | H23 年度<br>参加児童数   | H24 年度<br>参加児童数   | H25 年度<br>参加児童数   | H26 年度<br>参加児童数<br>目標値   | H26 年度<br>参加児童数<br>推計値   |          | H31 年度<br>参加児童数<br>目標値   |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|----------|--------------------------|
| 56人               | 66人               | 37人               | 58人               | 62人                      | 66人                      | -        | 70人                      |
| H21 年度<br>ボランティア数 | H23 年度<br>ボランティア数 | H24 年度<br>ボランティア数 | H25 年度<br>ボランティア数 | H26 年度<br>ボランティア数<br>目標値 | H26 年度<br>ボランティア数<br>推計値 | <u> </u> | H31 年度<br>ボランティア数<br>目標値 |
| 30人               | 78人               | 67人               | 78人               | 38人                      | 82人                      |          | 90人                      |

### 11 4公民館講座の受講者数

### 1) 中央公民館

| H26受講生数 | H31受講生数 |
|---------|---------|
| 289人    | 450人    |

### 《参考》

| H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   |
| 370人   | 342人   | 356人   | 454人   | 398人   | 289人   |

### 2) 岱明町公民館

| _, _ , _ , , , , , , , , , , , , , , , |         |
|--|---------|
| H26受講生数                                | H31受講生数 |
| 326人                                   | 400人    |

### 《参考》

| H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   |
| 165人   | 140人   | 165人   | 222人   | 233人   | 326人   |

### 3) 横島町公民館

| H26受講生数 | H31受講生数 |
|---------|---------|
| 59人     | 120人    |

### 《参考》

| H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25年度 | H26 年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   | 受講生数   | 受講生数  | 受講生数   |
| 48人    | 51人    | 51人    | 63人    | 59人   | 59人    |

### 4) 天水町公民館

| H26受講生数 | H31受講生数 |
|---------|---------|
| 59人     | 120人    |

### 《参考》

| H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受講生数  | 受講生数  | 受講生数  | 受講生数  | 受講生数  | 受講生数  |
| 96人   | 103人  | 112人  | 64人   | 58人   | 59人   |

### 12 人権教育研究大会参加者数

| H21 年度 | H22 年度 | H23 年度 | H24 年度 | H25 年度 | H26 年度 | H31 年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 参加者数   | 参加者数   | 参加者数   | 参加者数   | 参加者数   | 参加者数   | 目標値    |
| 508人   | 531人   | 510人   | 508人   | 500人   | 538人   | 700人   |

### 13 歴史博物館こころピアの来館者数

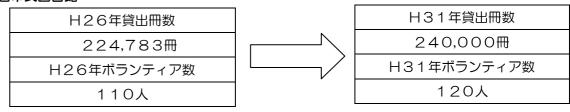
| H24年度   | H26年度    | H26年度   | H31年度    |
|---------|----------|---------|----------|
| 来館者数    | 目標値      | 来館者数    | 目標値      |
| 10,498人 | 15,000 人 | 12,818人 | 15,000 人 |

### 14 家庭において食事や片づけの手伝いをしている割合

| H26小学校(5年生) |   | H31小学校(5年生) |
|-------------|---|-------------|
| 68.0%       |   | 100%        |
|             | _ |             |
| H26中学校(2年生) |   | H31中学校(2年生) |
| 60.7%       |   | 100%        |

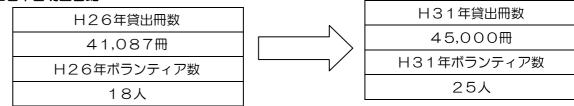
### 15 玉名市図書館(室)貸出冊数及びボランティア数

### 玉名市民図書館



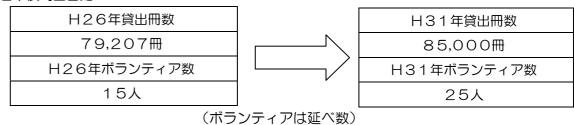
(ボランティアは延べ数)

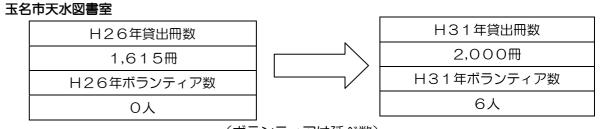
### 玉名市岱明図書館



(ボランティアは延べ数)

### 玉名市横島図書館





(ボランティアは延べ数)

# 資 料 編

- 71 -

# 1 玉名市教育振興基本計画の策定経過

| 会議名           | 開催日        | 議題                                 |
|---------------|------------|------------------------------------|
| 教育委員会議2月定例会   | H26. 2.19  | ・ 玉名市教育振興基本計画策定委員会条例の              |
|               |            | 制定について                             |
| 第 1 回作業部会     | H26. 6. 6  | ・概要及び本市の教育を取り巻く現状把握                |
|               |            | ・アンケート素案について                       |
| 教育委員会議7月定例会   | H26. 7.17  | • 第2期教育振興基本計画策定委員会名簿               |
|               |            | (案)及び今後のスケジュールについて                 |
| 第2回作業部会       | H26. 7.18  | <ul><li>アンケート(最終素案)について</li></ul>  |
|               |            | ・事業現状分析について                        |
| 第 1 回調整委員会    | H26. 9.17  | <ul><li>概要及び策定スケジュールについて</li></ul> |
|               |            | • 第 2 期教育振興基本計画体系図                 |
|               |            | ・第2期アンケート案について                     |
| 教育委員会議 9 月定例会 | H26. 9.22  | ・概要及び策定スケジュールについて                  |
|               |            | • 第 2 期教育振興基本計画体系図                 |
|               |            | <ul><li>第2期アンケート案について</li></ul>    |
| 第 1 回策定委員会    | H26. 9.25  | ・概要及び策定スケジュールについて                  |
|               |            | • 第 2 期教育振興基本計画体系図                 |
|               |            | <ul><li>第2期アンケート案について</li></ul>    |
| アンケート調査の実施    | H26.10.15~ | ・第2期アンケート調査の実施(810通)               |
|               | H26.11.14  |                                    |
| 第3回作業部会       | H26.10.31  | ・アンケート調査回答入力について                   |
|               |            | ・50 基本事業の分担と素案作成について               |
| 第4回作業部会       | H27. 2.10  | ・アンケート調査結果について                     |
|               |            | ・素案の修正と第2期数値目標について                 |
|               |            | ・策定委員会の日程について                      |
| 第2回調整委員会      | H27. 2.25  | ・アンケート調査結果について                     |
|               |            | ・第2期教育振興基本計画(案)について                |
|               |            | ・今後の進め方について                        |
| 第2回策定委員会      | H27. 3. 3  | ・アンケート調査結果について                     |
|               |            | ・第2期教育振興基本計画(案)について                |
|               |            | ・今後の進め方について                        |
| パブリックコメントの実施  | H27. 3.16~ | ・本庁教育総務課及び各支所市民生活課にて               |
|               | H27. 4.15  | 実施                                 |
| 教育委員会議 3 月定例会 | H27. 3.19  | ・第2期教育振興基本計画(案)について                |
|               |            | ・計画策定に関わるアンケート結果報告書                |
| 第3回策定委員会      | H27. 3.30  | ・第2期教育振興基本計画(案)について                |
|               |            | ・3月27日までのバブリックコメント結果               |

|              |           | ・今後の進め方について                       |
|--------------|-----------|-----------------------------------|
| ご意見に対する市の考え方 | H27. 4.16 | ・内部決裁にて、ご意見に対する市の考え方<br>について取りまとめ |
| 教育委員会議5月定例会  | H27. 5.11 | ・第2期教育振興基本計画について(決定)              |

# 2 第2期教育振興基本計画策定委員会委員名簿

| No | 区分      | 役 職       | 氏 名    |  |  |
|----|---------|-----------|--------|--|--|
| 1  | 学識経験者   | 大学准教授     | 山本 孝司  |  |  |
| 2  | 学識経験者   | 市教育センター   | 廣田 須美子 |  |  |
| 3  | 学校関係者   | 市校長会      | 坂本 孝明  |  |  |
| 4  | 学校関係者   | 幼・保の代表    | 中島 千麻子 |  |  |
| 5  | 学校関係者   | 高等学校の代表   | 鈴木田 光孝 |  |  |
| 6  | 保護者の代表  | 市PTA連絡協議会 | 藏原 隆浩  |  |  |
| 7  | 社会教育関係者 | 市社会教育委員   | 野田勝昭   |  |  |
| 8  | 社会教育関係者 | 市図書館協議会   | 上原 優子  |  |  |
| 9  | 社会教育関係者 | 市公民館支館長   | 城戸 良光  |  |  |
| 10 | 社会教育関係者 | 市文化財保護審議会 | 前川 清一  |  |  |

# 〇玉名市教育振興基本計画策定委員会条例(抜粋)

# (設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項に規定する教育振興基本計画 (以下「基本計画」という。)を策定するため、地方自治法(以下「策定委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 基本計画の策定業務の内容の調査及び研究に関すること。
  - (2) 基本計画の内容の検討に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の策定に係る重要事項の検討に関すること。

#### (組織)

- 第3条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから玉名市教育委員会(以下「教育委員会」という。) が委嘱し、又は任命した委員10人以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 学校関係者
  - (3) 社会教育関係者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めた者

# 3 計画策定に関わるアンケート結果報告書

≪アンケート調査の回収状況≫

 一般(保護者及び教育関係団体等)
 571人

 教職員等(幼・保等先生含む)
 239人

 配布数
 810人

回答者/配布数 314/571人 55.0% 158/239人 66.1% 472/810人 **58.3%** 

〇あなたの年齢をお答え下さい。

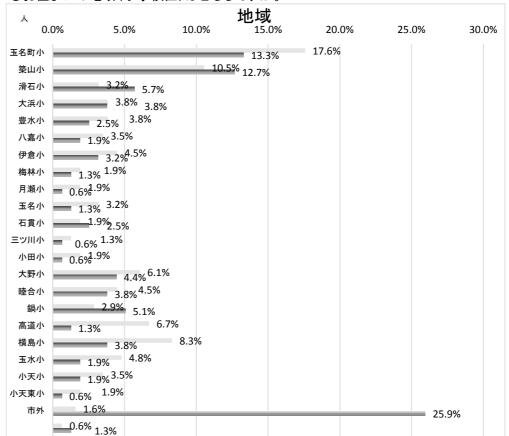
年齡 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 10代 0.0% 0.0% 20代 \_\_\_\_2.3% 3.2% 30代 \_\_\_\_\_\_\_\_11.5% 17.9% 18.6% 40代 \_\_\_ 13.2% 24.8% 20.9% 70代以上 = 1.3%

\*説明においては、一般と教職員等を合算した割合で表示しているため、左図の割合とは合致していません。

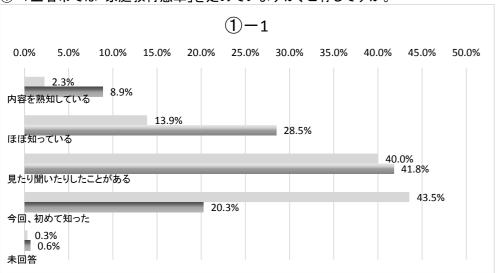
# 〇あなたの性別をお答え下さい。



# 〇お住まいの地域(小学校区)はどちらですか。

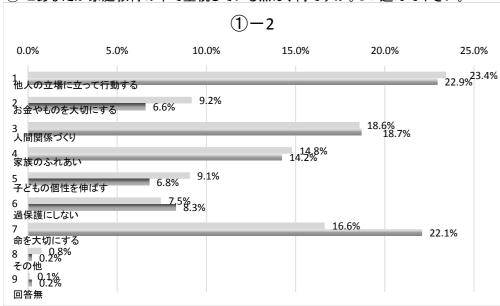


# ①-1玉名市では「家庭教育憲章」を定めていますが、ご存じですか。



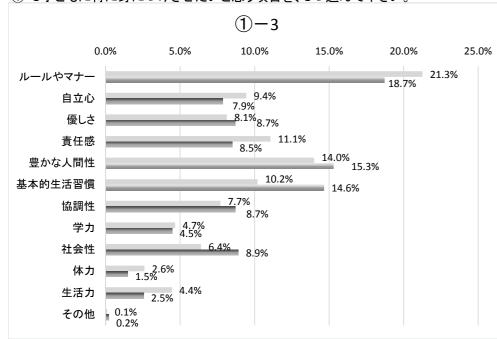
「家庭教育憲章」の認 知度においては、「今 回、初めて知った」を除 くと64.2%であるが、 「内容を熟知している、 ほぼ知っている」では 23.1%となっている。

①-2あなたが家庭教育の中で重視している点は、何ですか。3つ選んで下さい。



一般においては、13 ⑦の順に多いが、教職員 等においては、①⑦③の 順に多く、「他人の立場に立って行動する」と 「命を大切にする」が拮 抗している。

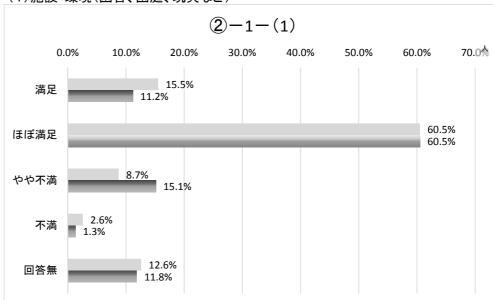
①-3子どもに特に身につけさせたいと思う項目を、3つ選んで下さい。



他市町村においては、 設問順に多い結果となっ ているが、本市での一般 の意見は、上位5項目 「ルールやマナー」「基 本的生活習慣」「責任 感」「豊かな人間性」 「自立心」の順となって いる。

# ②-1保育所・幼稚園等に感じることを、12項目についてお答え下さい。

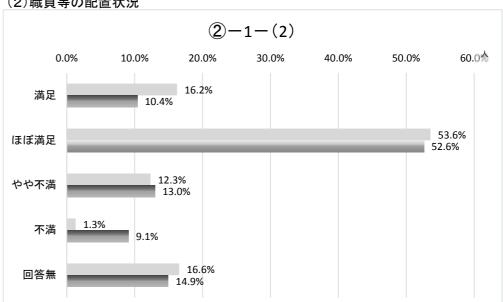
#### (1)施設・環境(園舎、園庭、玩具など)



子どもが保育所・幼稚 園等に通っている保護者 に対して、(1)~ (12) にわたる評価を 尋ねたところ、各項目と も「満足」、「ほぼ満足」 との回答が多く、多くの 方が保育所・幼稚園につ いて満足と感じているこ とがうかがえる。しか し、P31~P32に掲 載している「不満の理由」 について注視する必要が ある。

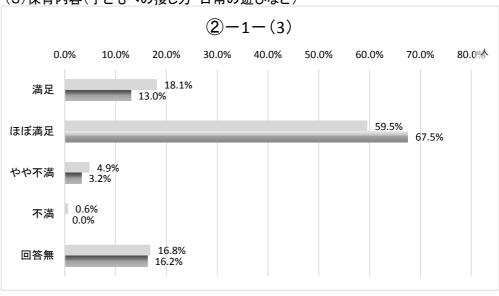
また、施設・環境(園 舎、園庭、玩具など)に おいて、「不満」「やや 不満」で12.7%とな り、考慮すべき事項で考 えている。

#### (2)職員等の配置状況

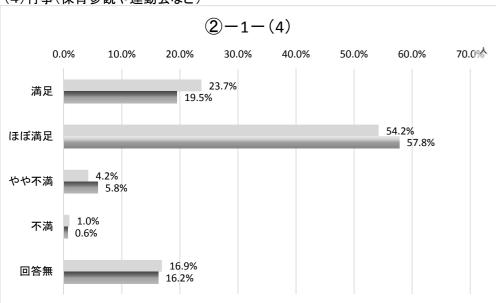


職員等の配置状況におい て、「不満」「やや不 満」で16.1%となり考 慮すべき事項と考えてい る。

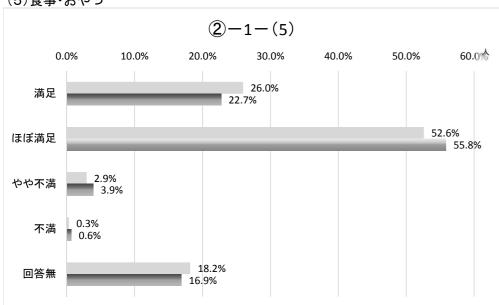
# (3)保育内容(子どもへの接し方・日常の遊びなど)



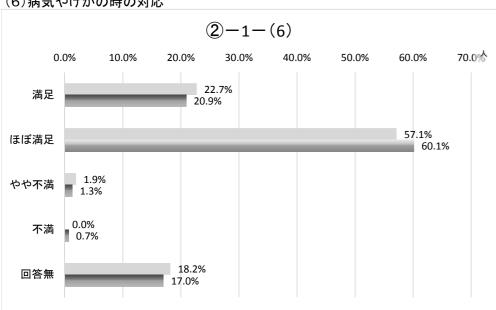
# (4)行事(保育参観や運動会など)



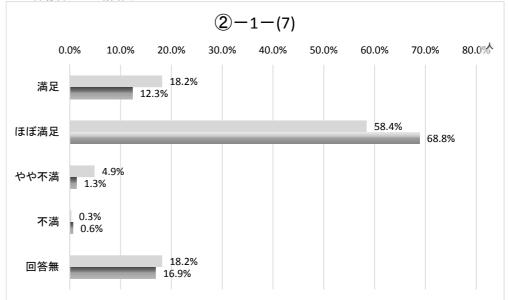
# (5)食事・おやつ



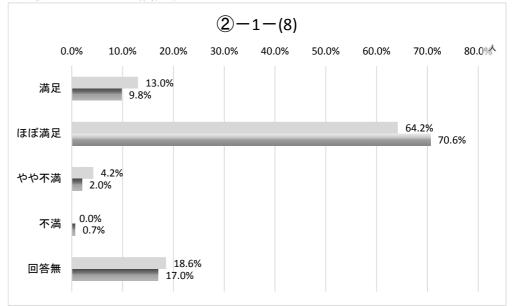
# (6)病気やけがの時の対応



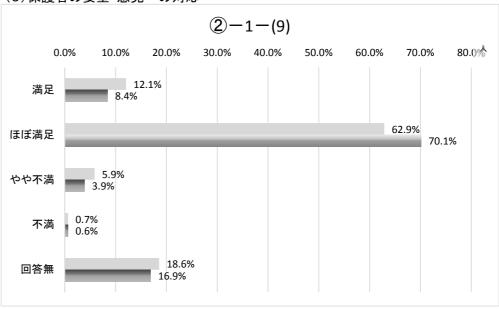
# (7)保護者への情報伝達



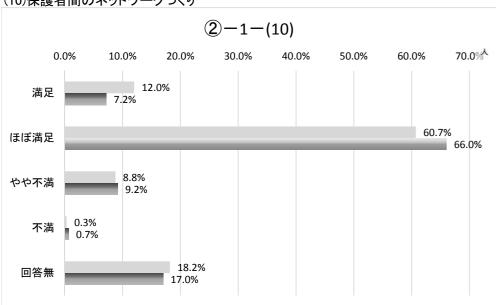
# (8)悩みごとなどへの相談対応



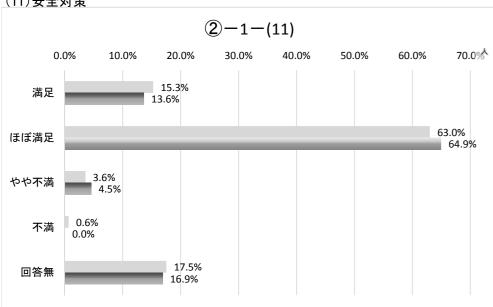
# (9)保護者の要望・意見への対応



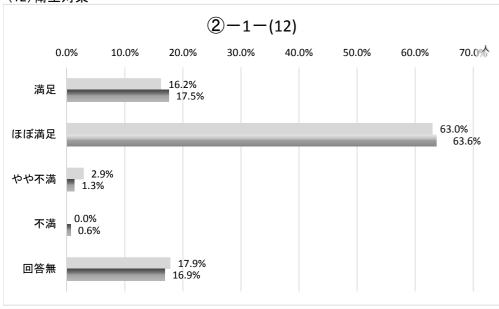
# (10)保護者間のネットワークづくり



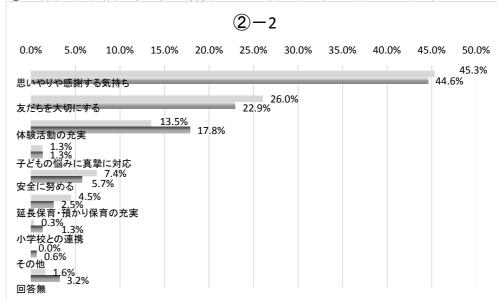
# (11)安全対策



#### (12)衛生対策

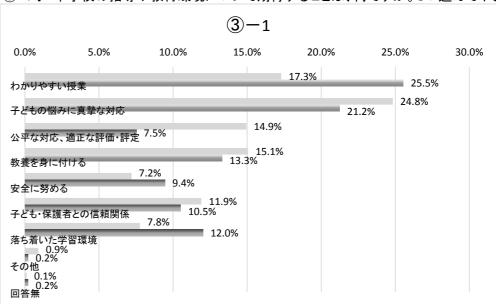


# ②-2保育所・幼稚園等に最も期待することは何ですか。1つ選んで下さい。



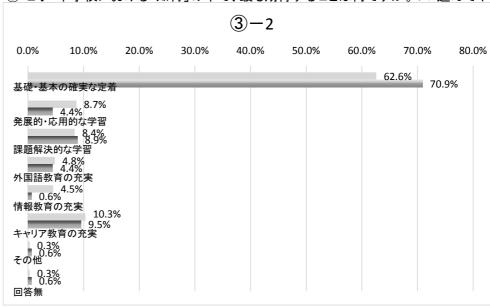
最も期待することについては、「思いやりや感謝する気持ち」が44.7%と最も多く、次いで「友だちを大切にする」が24.7%、「体験活動の充実」が14.8%となっている。

# ③-1小・中学校の指導や教育環境について期待することは、何ですか。3つ選んで下さい。



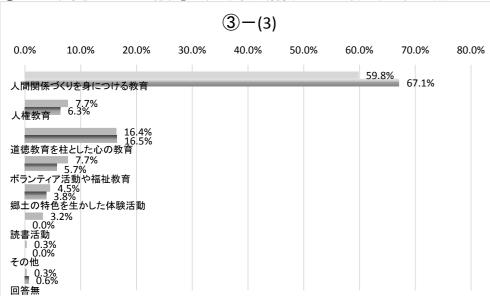
指導や教育環境について期待することとしては、「悩みに真摯な対応」が最も多く、次いで「わかりやすい授業」、「教養を身に付ける」の順になっている。

③-2小・中学校における「知育」の中で、最も期待することは何ですか。1つ選んで下さい。



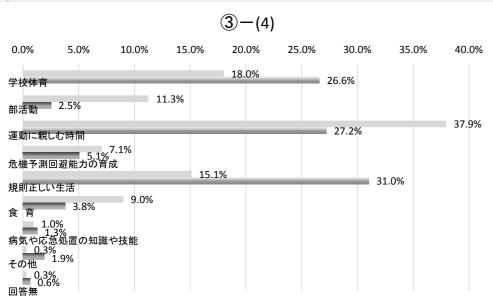
「知育」については、 「基礎・基本の確実な定着」64.8%と圧倒的に 多く、その他「キャリア 教育の充実」や「課題解 決的な学習」が求められ ていることがうかがえ る。

# ③-3小・中学校における「徳育」の中で、最も期待することは何ですか。1つ選んで下さい。



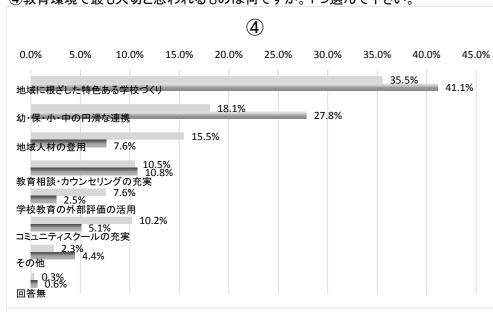
「徳育」については、 「相手の気持ちを察したり、 り、自分の感情を上手りませる。 会にしたりを見いる。 をしている教育の充実」が 61.8%を占め、コニケーション能力を重視 する傾向が最も強いことが読み取れる。

#### ③-4小・中学校における「体育・健康づくり教育」の中で、最も期待することは何ですか。1つ選んで下さい。



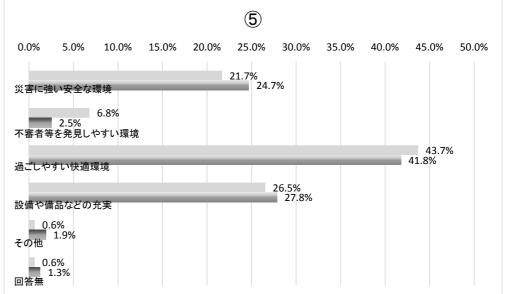
「体育・健康づくり教育」については、「運動に親しむ時間の充実(20.7%)と「学校、育の充実(20.7%)、「規則正しい生活のリー、ズムづくり」(20.3%)が上位を占めており、でもに親しむとともに生で動に親しむとともにではりずくりをしていくという意識がうかがえる。

# ④教育環境で最も大切と思われるものは何ですか。1つ選んで下さい。



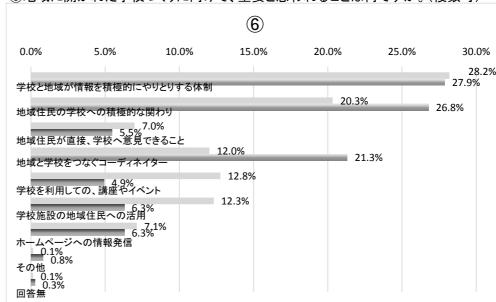
「教育環境」については、「地域に根ざした特色ある学校づくり」が36.6%と最も多くで「幼稚園、保育園、小学校、中学校の円滑なりで、各教育機関である。各教育機関である。とがうかがえる。

# ⑤小・中学校の施設・設備について、どのように整備するのが望ましいと思われますか?1つ選んで下さい。



小・中学校の施設・設備においては、「子とででの施設・設備においては、「子とでであること」が(42.5%)と最も多く、次いで「さまざる設備や備品などが充実していること」(26.7%)、「災害時でも安全な環境であること」(22.5%)となっている。

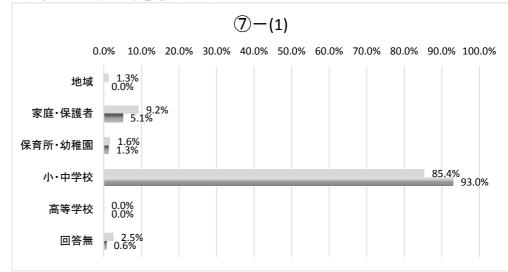
# ⑥地域に開かれた学校づくりに向けて、重要と思われることは何ですか。(複数可)



地域に開かれた学校づくりに向けて重要なができては、「学校と地域がりにつけて重要ながられること、「学校とものくること。」と最極的にあること。と最極的にでは、1.9%)がででいるのに学校とは、「地域では、1.33.7%)などをつかいる。

⑦子どもの健やかな育成に向けて、地域、家庭・保護者、保育園・幼稚園等、小・中学校、高等学校において、どこが最も重要な役割を持つかお尋ね致します。

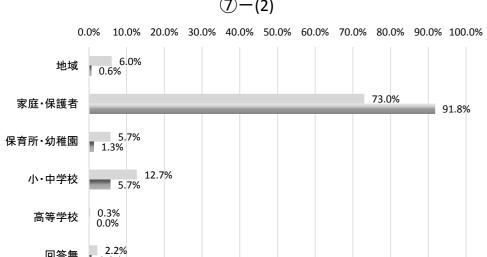
# (1)学力の基礎・基本を身に付けさせる



「学力の基礎・基本を身に付けさせる」においては、「小・中学校の役割」(87.9%)が重要視され、小・中学校への期待の大きさがうかがえる。

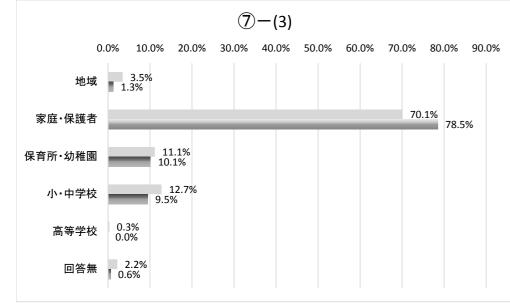
# (2)社会のマナーやルールを教える





「社会のマナーやルー ルを教える」において は、「家庭・保護者の役 割」(79.4%)が重要 視され、社会性の基礎と なる資質の育成について は家庭教育に大きな期待 が寄せられていることが わかる。

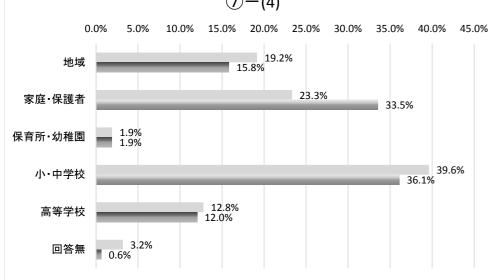
# (3)思いやりや他人を大切にする心を育てる



「思いやりや他人を大 切にする心を育てる」に おいては、「家庭・保護 者の役割」(72.9%) が重要視され、人間関係 形成のための資質につい ては、家庭でその基礎を 育むことが期待されてい ることがわかる。

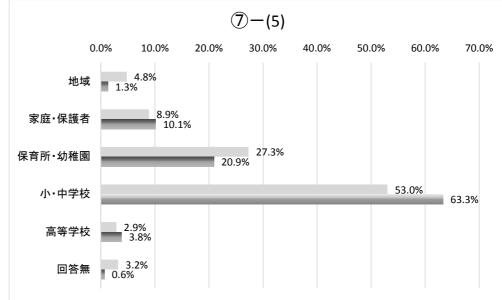
# (4)社会に貢献しようとする心を育てる

# (7) – (4)



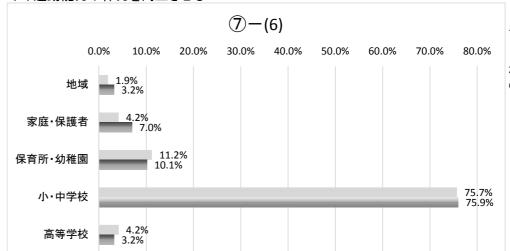
「社会に貢献しようと する心を育てる」におい ては、「小・中学校の役 割」(38.3%)、「家 庭・保護者の役割」 (26.7%)、「地域の 役割」(18.0%)が重 要視され、貢献の方法や 内容により育成の場が異 なることを示すものと考 えられる。

# (5)表現力やコミュニケーション力を伸ばす



「表現力やコミュニ ケーションカを伸ばす」 においては、「小・中学 校の役割」(56.6%) と「保育所・幼稚園の役 割」(25.2%)が重要 視され、様々な人との関 わりの中で育てることの 効果に期待するものと考 えられる。

# (6)運動能力や体力を向上させる



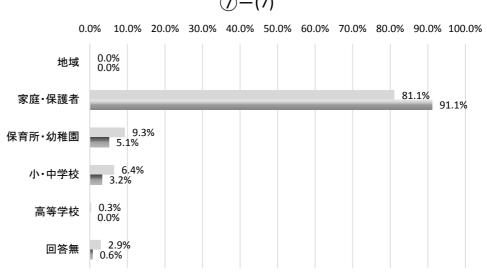
「運動能力や体力を向 上させる」においては、 「小・中学校の役割」 (75.6%) が重要視さ れ、教科体育や部活動へ の期待がうかがえる。

#### (7)規則正しい生活習慣を身に付けさせる

2.9%

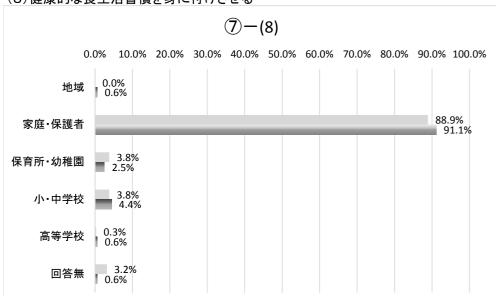
回答無 0.6%

# (7)-(7)



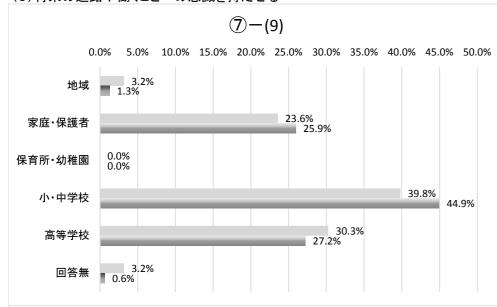
「規則正しい生活習慣 を身に付けさせる」にお いては、「家庭・保護者 の役割」(84.1%)が 重要視され、幼児期から の継続的な指導・支援の 必要性の認識によるもの と考えられる。

# (8)健康的な食生活習慣を身に付けさせる



「健康的な食生活習慣を身に付けさせる」においては、「家庭・保護者の役割」(89.8%)が重要視され、幼児期からの継続的な指導・支援の必要性の認識によるものと考えられる。

# (9)将来の進路や働くことへの意識を持たせる



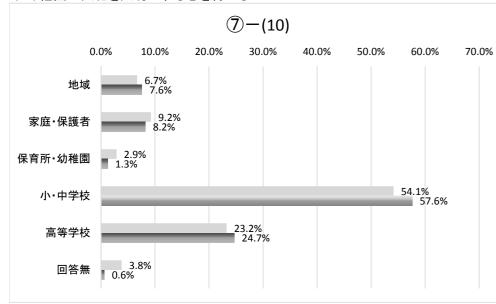
「将来の進路や働くことへの意識を持たせる」 においては、「小・中学校の役割」

(41.5%)、「高等学校の役割」

(29.2%)、「家庭・ 保護者の役割」

(24.4%) が重要視され、キャリア教育への期待がうかがえる。

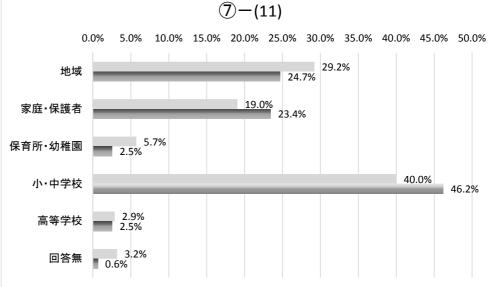
#### (10)他国の文化を大切にする心を育てる



「他国の文化を大切にする心を育てる」においては、「小・中学校の役割」(55.2%)と「高等学校の役割」

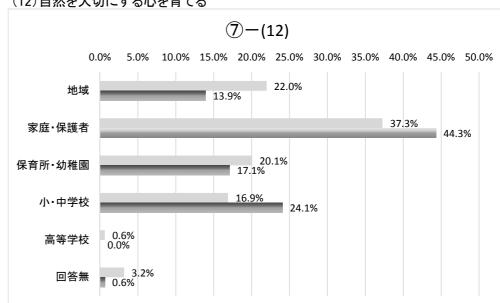
(23.7%)が重要視され、国際理解教育への期待がうかがえる。

# (11) 我が国や生まれ育った地域を愛する心を育てる



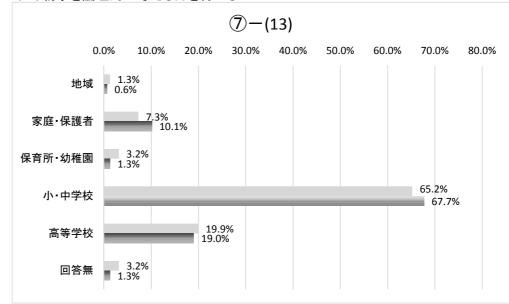
「我が国や生まれ育った地域を愛する心を育てる」においては、「小・中学校の役割」(42.2%)、「地域の役割」(27.7%)、「家庭・保護者の役割」(20.6%)が重要視され、学校教育のみならず、保護者や地域の役割にも期待が寄せられていることがわかる。

# (12) 自然を大切にする心を育てる



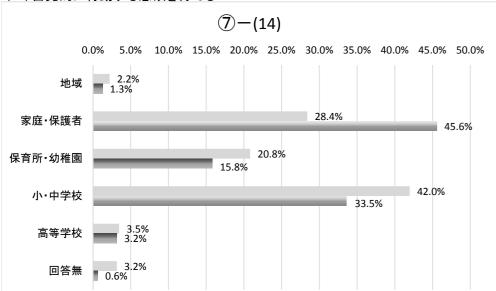
「自然を大切にする心を育てる」においては、「家庭・保護者の役割」(39.6%)、「地域の役割」(19.3%)、「小・中学校の役割」(19.3%)が重要視常、学校教育よりもける。保護者の役割に期待がある。

#### (13)物事を論理的に考える力を育てる



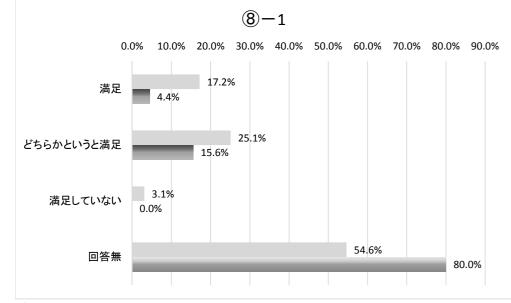
「物事を論理的に考える力を育てる」においては、「小・中学校の役割」(66.3%)が重要視され、教科等の学習を介して身に付けさせることへの期待がうかがえる。

# (14) 自発的に行動する意欲を育てる



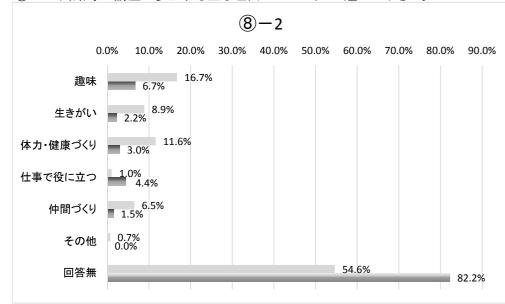
「自発的に行動する意欲を育てる」においては、教職員等は「家庭・保護者の役割」(45.6%)を重視し、一般の方は「小・中学校の役割」(42.0%)を重視していることから、意識のずれが生じていることがわかる。

#### ⑧-1公民館講座の参加経験のある人にお伺いします。講座内容はいかがでしたか。



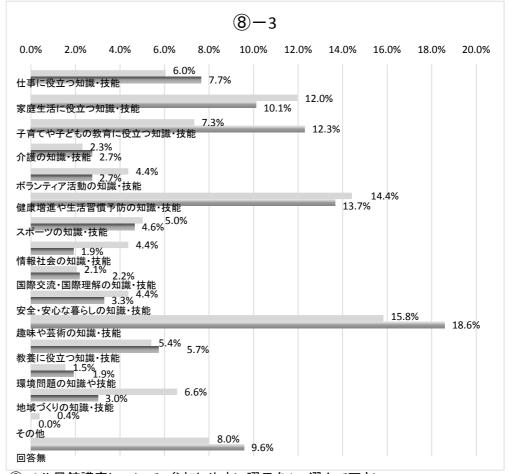
公民館講座の参加経験 者が 159 人であり、「概 ね満足」(94.3%) とい う評価をいただいている ことがわかる。

#### ⑧-2公民館等の講座に参加する主な理由について、1つ選んで下さい。



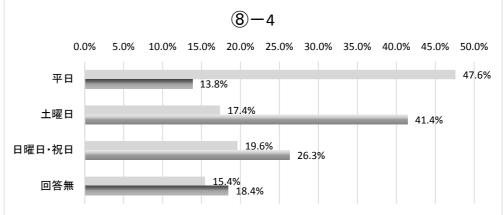
公民館等の講座に参加する主な理由として、「趣味」(28.3%)、「体力・健康づくり」(18.5%)、「生きがい」(14.1%)の順となっていて、様々な理由で講座に参加していることがわかる。

#### ⑧-3参加してみたい講座の分野について、3つ選んで下さい。



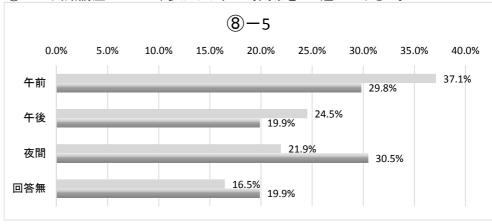
参加してみたい講座の 分野については、「趣味 や芸術の知識・技能」 (40.5%)、「健康増進や 生活習慣の知識・技能」 (34.3%)、「子育立つ知識・技能」 (21.6%)の順になっており、趣味 芸術と実生活に直接関わる知識・技能への関いが 高いことが分かる。

#### 8-4公民館講座について、参加しやすい曜日を1つ選んで下さい。



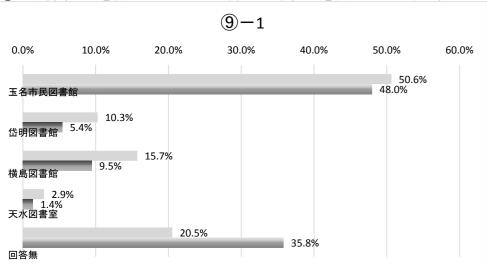
公民館講座の参加しやすい曜日において、「土曜日」(24.7%)、「日曜日・祝日」(21.3%)となっており、一般の方は平日、教職員等は土日・祝日等が参加しやすい結果となっている。

#### ⑧-5公民館講座について、参加しやすい時間帯を1つ選んで下さい。



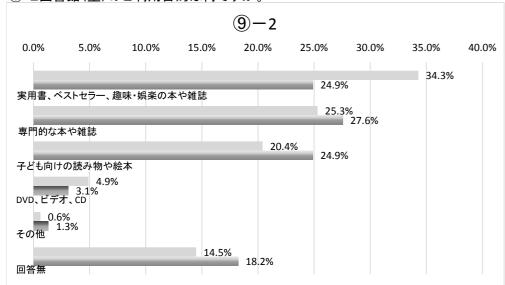
公民館講座の参加しや すい時間帯において、教 職員等においては「夜 間」が参加しやすい結果 となっている。

#### 9-1図書館(室)を利用している人にお伺いします。どこを利用していますか。



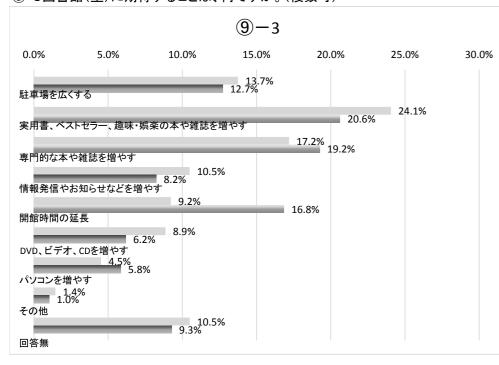
どこの図書館(室)は どこを利用しているかに ついて、玉名市民図書館 (48.5%)、岱明図書館(8.5%)、横島図書館(13.3%)、天水図書室(2.3%)となっている。

## 9-2図書館(室)のご利用目的は何ですか。

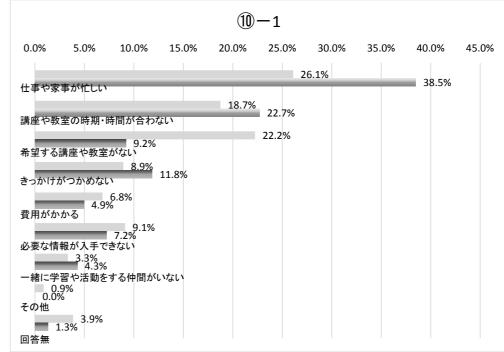


図書館(室)の利用目的について、教職員等は「専門的な本や雑誌」(27.6%)が多く、一般は「実用書、ベストセラー、趣味・娯楽の本や雑誌」(34.3%)が多い結果となっている。

#### ⑨-3図書館(室)に期待することは、何ですか。(複数可)

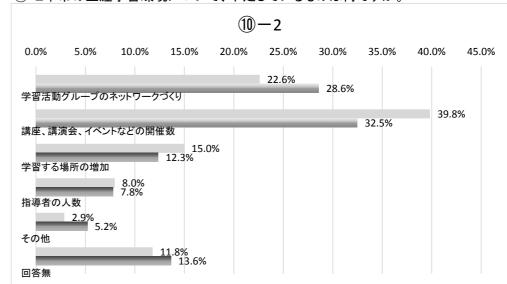


# ⑩-1生涯学習社会の確立に向けて、妨げになることは何ですか。(複数可)



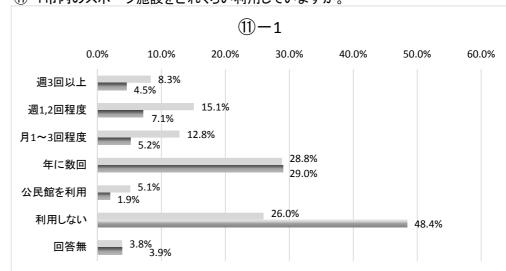
生涯学習社会の確立に向けて妨げになることについて、上位3項目は「仕事や家事が忙しい」「講座や教室の時期・時間が合わない」「希望する講座や教室がない」という結果になっている。

# ⑩-2本市の生涯学習環境について、不足しているものは何ですか。

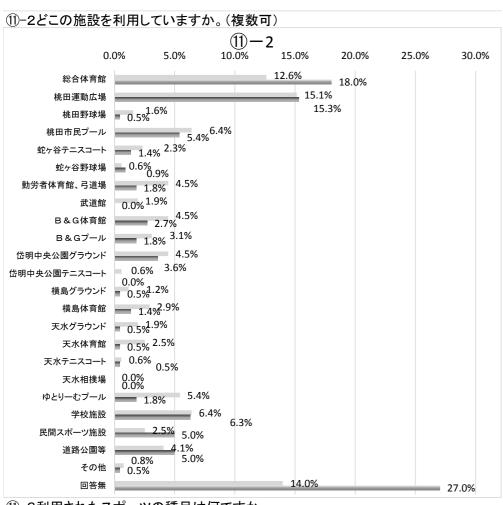


生涯学習環境の不足しているものについて、「講座、講演会、イベントなどの開催数」との回答が最も多い結果となっている。

### ①-1市内のスポーツ施設をどれくらい利用していますか。

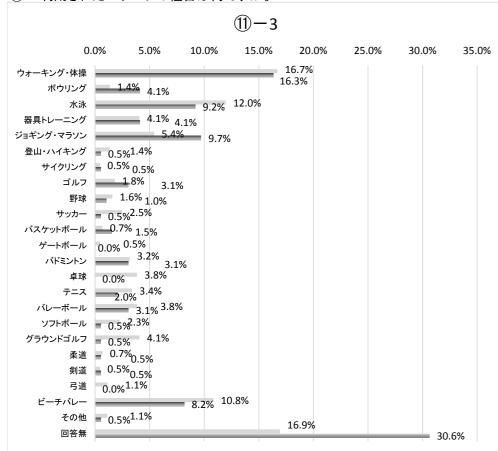


市内のスポーツ施設の 利用率について、上位3 項目は「利用しない」 (33.1%)、「年に数回」 (28.6%)、「週 1  $\sim$  2 回程度」(12.3%)の順 になっている。



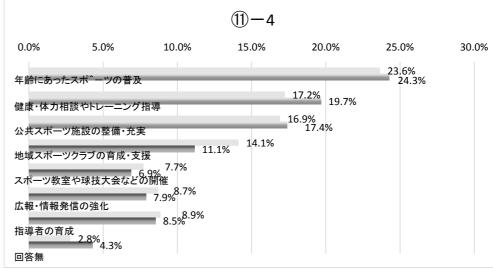
どこの施設を利用しているかについて、上位5項目は「総合体育館」「桃田運動広場」「桃田市民プール」「学校施設」「ゆとりーむプール」の順となっている。

#### ①-3利用されたスポーツの種目は何ですか。



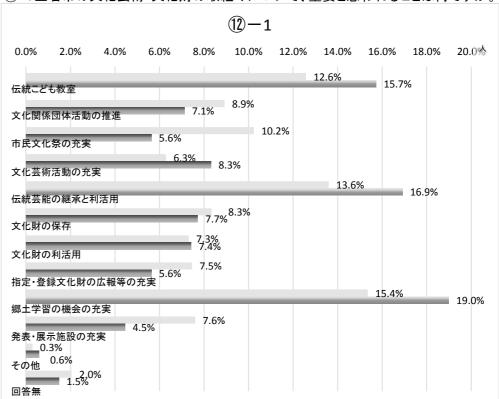
利用したスポーツ種目 について、上位5項目は 「ウォーキング・体操」 「ビーチバレー」「水 泳」「ジョギング・マラ ソン」「器具トレーニン グ」となっている。

# ⑪-4玉名市のスポーツ振興に向けて力を入れるべき内容は何だと思いますか。(複数可)



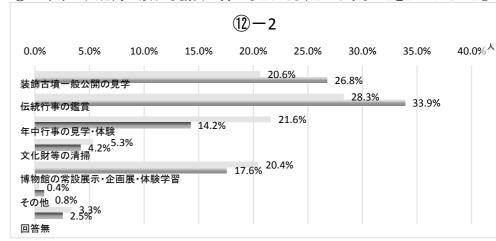
スポーツ振興に向けて 力を入れるべき内容について、上位3項目は「年齢にあったスポーツの普及」「健康・体力相談やトレーニング指導」「公共スポーツ施設の整備・充実」となっている。

①-1玉名市の文化芸術・文化財の取組みについて、重要と思われることは何ですか。(複数可)



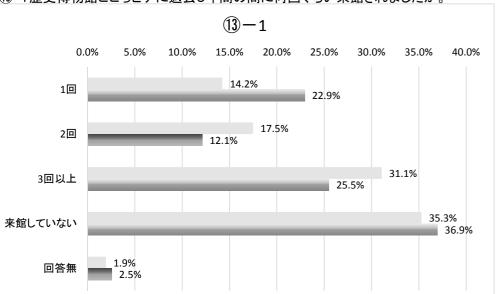
文化芸術・文化財の取組みについて、重要と思われることについて、上位3項目は「郷土学習の機会の充実」「伝統芸能の継承と利活用」「伝統こども教室」となっていて、教育分野への期待が大きいことがうかがえる。

①-2本市の文化財に触れる機会が持てるとしたら、どのようなことをしてみたいと思いますか。



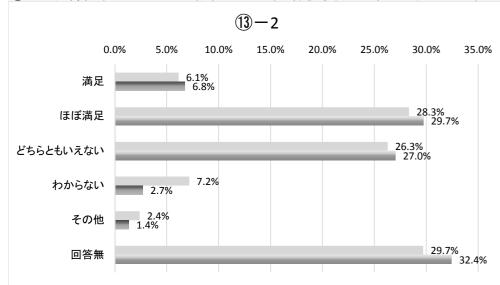
文化財に触れる機会が 持てるとしたら、どのよ うなことをしてみたいか について、上位3項目は 「伝統行事の鑑賞」「装 飾古墳一般公開の見学」 「年中行事の見学・体 験」となっている。

# ③-1歴史博物館こころピアに過去5年間の間に何回ぐらい来館されましたか。



歴史博物館こころピア に過去5年間の間に何回 ぐらい来館したかについ て、「来館していない」 (35.4%) を占めてい るが、「3回以上」 (28.8%) となってお り、関心がある方が複数 回にわたって来館してい るのが見てとれる。

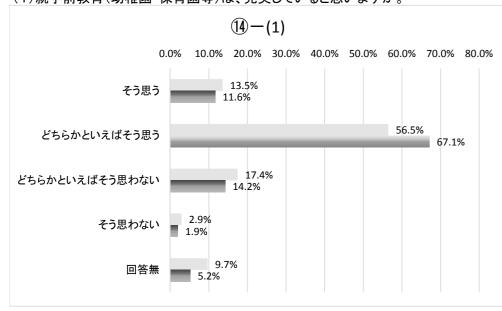
③-2歴史博物館こころピアの常設展示・企画展・体験学習の内容はどうでしたか。



歴史博物館こころピア の常設展示・企画展・体 験学習の内容について、 回答をいただいた方から は、「満足」「ほぼ満足」 で (46.0%) となって いる。

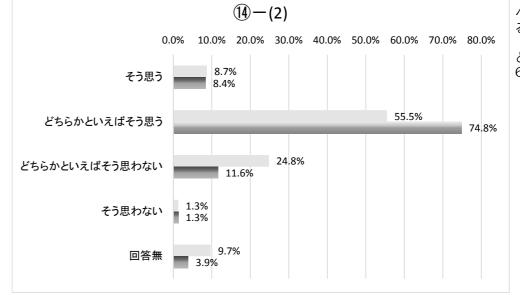
## (4) 玉名市の教育全般について、お尋ねします。

# (1) 就学前教育(幼稚園・保育園等)は、充実していると思いますか。



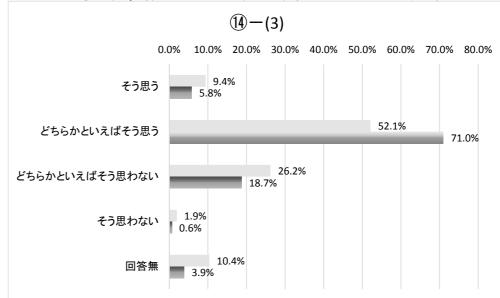
就学前教育(幼稚園・ 保育園等)は、充実して いると思うかについて、 「そう思う」「どちらか といえばそう思う」で 71.8%を占めている。

#### (2)児童・生徒の学力向上への取組は、充実していると思いますか。



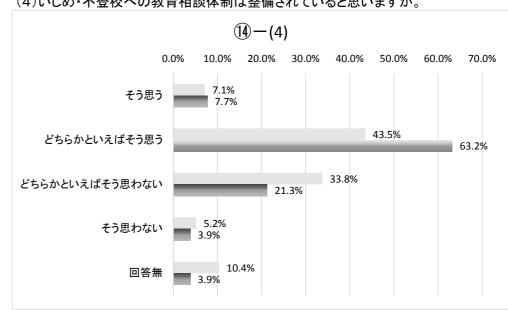
児童・生徒の学力向上 への取組は、充実してい ると思うかについて、 「そう思う」「どちらか といえばそう思う」で 69.5%を占めている。

#### (3)児童・生徒の健康・体力向上への取組みは充実していると思いますか。



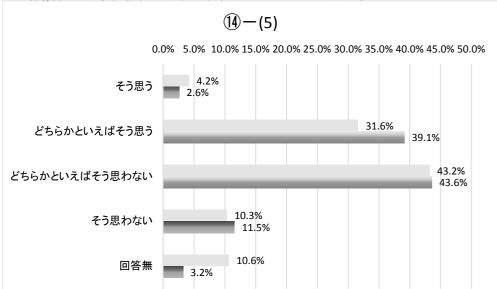
児童・生徒の健康・体 力向上への取組みは充実 していると思うかについ て、「そう思う」「どちら かといえばそう思う」で 65.5%を占めている。

#### (4)いじめ・不登校への教育相談体制は整備されていると思いますか。



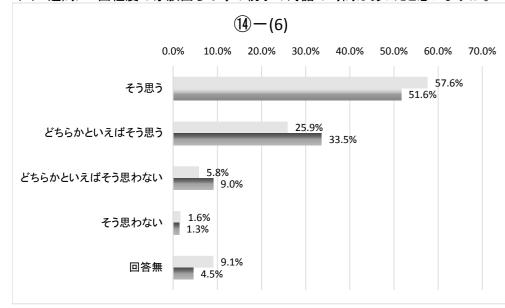
いじめ・不登校への教 育相談体制は整備されて いると思うかについて、 「そう思う」「どちらか といえばそう思う」で 56.4%を占めている。 一方「どちらかといえば そう思わない」「そう思 わない」で24.8%と なっており、また特に一 般での回答が多く考慮す べき事項と考えている。

#### (5)保護者向け家庭教育の取組は充実していると思いますか。



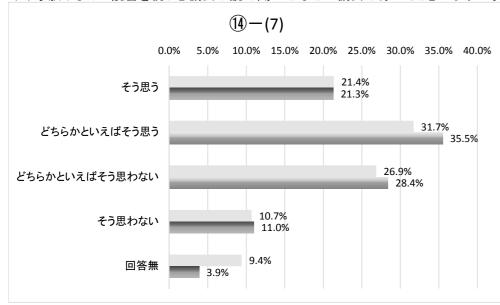
保護者向け家庭教育の 取組は充実していると思 うかについて、「そう思 わない」「どちらかとい えばそう思わないで 53.4%を占めており考 慮すべき事項と捉えてい る。

#### (6)1週間に1回程度の家族団らん等の親子の対話の時間はあったと思いますか。



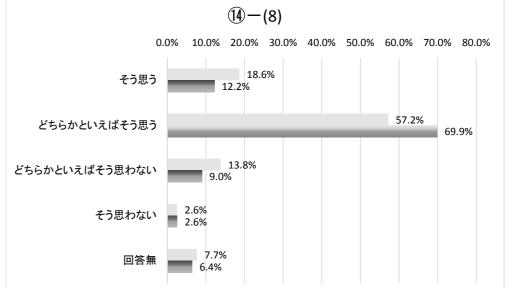
1週間に1回程度の家 族団らん等の親子の対話 の時間はあったと思うか について、「そう思う」 「どちらかといえばそう 思う」で82.6%を占め ている。

#### (7)家族ぐるみで読書を親しむ機会や読み聞かせなどの機会はあったと思いますか。



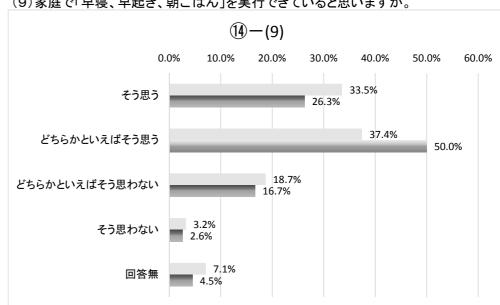
家族ぐるみで読書を親 しむ機会や読み聞かせな どの機会はあったと思う かについて、「そう思う」 「どちらかといえばそう 思う」で53.4%を占め ている。一方、「そう思 わない」「どちらかとい えばそう思わない」で 37.5%を占めており、 考慮すべき事項と考えて いる。

# (8)図書館(室)のサービスは充実していると思いますか。



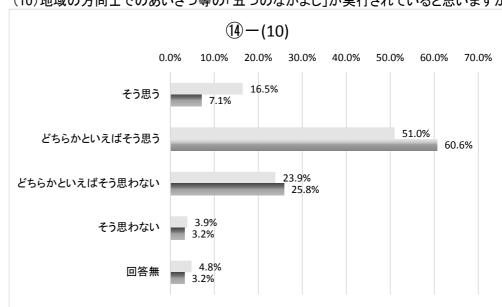
図書館(室)のサービ スは充実していると思う かについて、「そう思う」 「どちらかといえばそう 思う」で 77.1%となっ ている。

(9)家庭で「早寝、早起き、朝ごはん」を実行できていると思いますか。



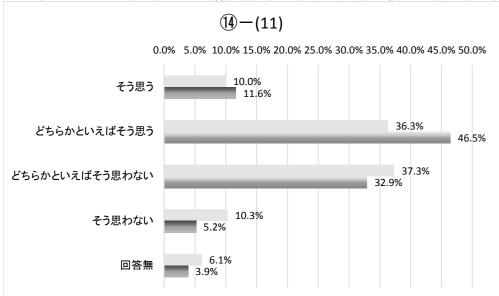
家庭で「早寝、早起 き、朝ごはん」を実行で きていると思うかについ て、「そう思う」「どち らかいえばそう思う」で 71.8%となっている。

#### (10)地域の方同士でのあいさつ等の「五つのなかよし」が実行されていると思いますか。



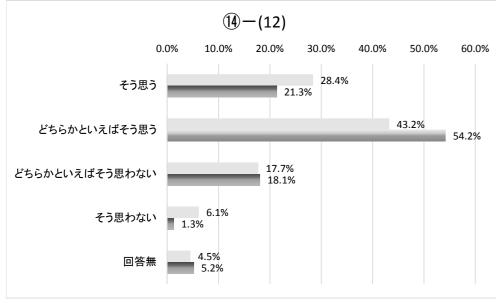
地域の方同士でのあい さつ等の「五つのなかよ し」が実行されていると 思うかについて、「そう 思う」「どちらかといえ ばそう思う」で66.5% となっているが、一方 「そう思わない」「どち らかといえばそう思わな い」で27.8%となり考 慮すべき事項と考えてい る。

# (11)あなたの地区は、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組む機運がありますか。



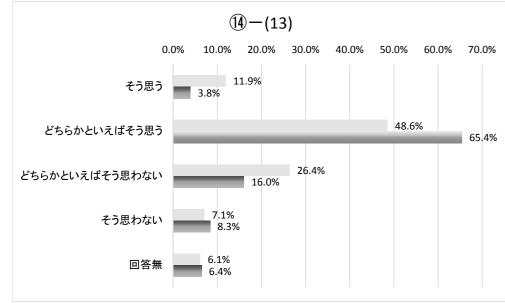
あなたの地区は、地域 ぐるみで青少年の健全育 成に取り組む機運がある かについて、「そうえば そう思う」で49.6%、 「そう思わない」「どちらかといえばそう い」で43.9%と拮抗 にいる状況にあり、 でいる でれる。

# (12)あなたの地区の公民館は、地域の活動を行う際などに役立っていますか。



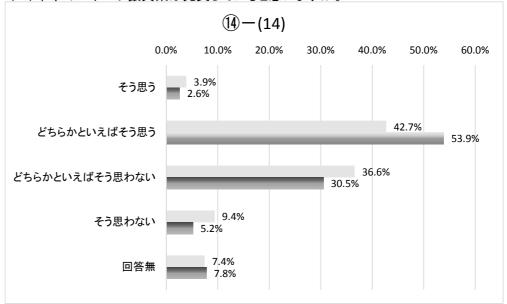
あなたの地区の公民館は、地域の活動を行う際などに役立っていますかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」で71.8%となっている。

#### (13)市内のスポーツ施設は利用しやすいと思いますか。



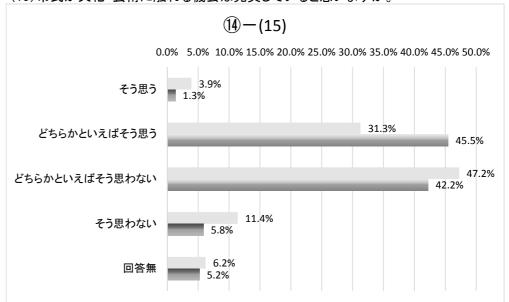
市内のスポーツ施設は 利用しやすいと思うかに ついて、「そう思う」 「どちらかといえばそう 思う」で62.7%となっ ている。

## (14)本市のスポーツ振興策は充実していると思いますか。



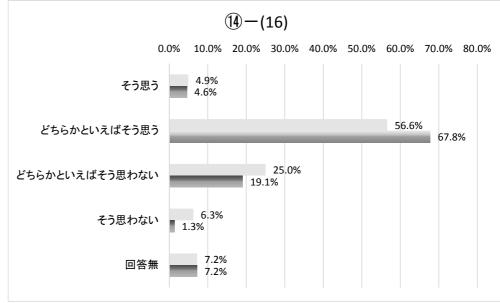
本市のスポーツ振興策は充実していると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」で48.9%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」で41.7%と拮抗している状況にあり、考慮しきますと考えている。

#### (15)市民が文化・芸術に触れる機会は充実していると思いますか。



市民が文化・芸術に触れる機会は充実していると思うかについて、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」で53.8%となっており考慮すべき事項と考えている。

#### (16)市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思いますか。



市内の文化財は、適切に保存・活用されていると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」で 62.9%となっているが、一方「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」で 26.7%となり考慮すべき事項と考えている。

- 100 -

⑤玉名市の教育全般(学校教育、社会教育、文化・文化財保護、生涯スポーツなど)における課題や問題点は何だと思いますか。(主なもの)

#### 【教職員等】

(就学援助補助金)

・就学援助について玉名市の場合、県立中の生徒は対象外になっている。他市町村、宇土市、八代市、 荒尾市等も援助している。教育の振興・策定という意味でも基本的な理念をまず考えるべきではないでしょうか?

(文化財保存整備及び啓発)

・玉名市には色々な文化財があるが市民にあまり知られていない。もう少し整備し市民が活用できるようにする方がよい。

(教育費予算の拡充)

- ・教育環境を整備する予算が少ないと思います。
- ・他の市町勤務の経験がありますが、明らかに学校教育に関する予算が少ないと感じます。

(芸術・文化活動・「音楽の都 玉名」)

・「音楽のあふれる町玉名」にふさわしい玉名市民会館を1,200人収容できるホールにしてほしい。

(幼・保等・小・中の連携強化)

・幼・保・小・中連携が時間の都合上取れないような状態です。ですから情報が入ってこないため就学時及び入学してからこのような子がいたんだという状態です。もっと互いの情報交換の場が欲しい。

(教育費予算の拡充)

・学校の施設においては、環境・資材の面での予算が少ないと感じています。職員の手出しは多いと思います。

(家庭教育の向上)

・学校の指導を受けつけない子供や親に対してどのように対処していくか。

(歴史・文化を生かした地域づくり)

・地域に根づく文化を各学校で学習し、自分の生まれた土地での文化を自慢できるような地域の活動にみんな一緒に関わる事が出来たらいいなと思う。

(部活動の社会体育への移行)

・学校部活動から社会体育への移行における体制整備・人材の育成。

(地域社会全体の横の連携強化)

・学校教育と社会教育等のネットワークが不十分で、互いに必要な時にすぐ連携をとりあっての取組ができていないように思います。地域の人的、物的、環境的な財産がうまく使われていないように思います。

(家庭教育と地域社会全体の横の連携強化)

・一番問題なのは、家庭教育、家庭で行うべき教育、しつけや社会でのルールを親として責任をもって教えてほしい。社会がもう少しやさしく、手助けを行れるように地域での見守りや玉名の将来を担う子ども達の為に、社会全体が力を入れていくべきだと思う。

(生涯スポーツの普及

・生涯スポーツの普及が課題だと思う。まず、校区毎に開設できるスポーツ種目を設定し、はじめのうちは、行政指導で定着を図り、軌道に乗ったら徐々に利用者に運営を任せていく。活動費の補助は、行政で何割か見続けていく。

(総合型地域スポーツクラブ等の体制づくり)

・子どもたちを地域スポーツに通わせるようにしてもらいたい。できるだけ早く子どもたちを地域で育てるようなうけ皿を早く作ってほしい。

(情報発信)

・スポーツ施設、図書館の読み聞かせ、文化財の活用など、情報が全く伝わってきません。

(家庭、学校、地域の役割分担)

・学校に家庭・地域ができないことを押し付けている。そこそこが担うべきところはお願いするべきだと思う。

(小中学校の設備の充実)

・市内の小中学校の冷暖房設備を整えるなど、子供たちが学習に取り組める環境づくりに力を入れてほしい。

(部活動の社会体育への移行)

・来年度から小学校部活動が社会体育へ移行するが体制が整っていない。

(社会全体での幼児期から生涯を通じた教育理念の構築)

・核家族化が進む中、家庭、又地域との関わりが少なくなっている。子どもより、大人の自覚、自己自浄作用が早道か。

(家庭教育の向上)

・「家庭の教育力」の低下はあると思う。学習に向かう心を入学前にあたためてもらいたい。我慢させること、集中できることを家庭生活の中で育てて欲しい

(家庭教育の向上)

・本来は家庭でしつけ、教育がなされるべきことが、保育園・幼稚園・学校に流れてきてしまっている。

(教育設備の充実)

・小中学校の児童・生徒が空調が整えられた教室で学習できるようになって欲しいと思います。

(学校と地域の子ども会活動のあり方)

・地域で子ども会に加入するように話しても、「部活で参加出来ない」「親の仕事の都合で・・・」と断られるところが多い。はたして、このような親・子どもが地域のために何かしよう、行事に参加しようと思うであろうか?学校は、「地域は大切である」と言いながら、地域と子どもを分断している。地域を意識し、大切にする気持ちを育てる出発点は子どもであり、子ども会活動であると思う。

#### 【一般】

(文化予算の拡充)

・市文化課は、玉名市文化協会と共催し、玉名市民文化祭を開催しているが、他市町村と比較しても文 化活動への市の予算投入が少なすぎるのではないかと思う。

(文化活動予算拡充と情報発信方法)

・市文化課は、玉名市文化協会と共催し、玉名市民文化祭を開催しているが、他市町村と比較しても文 化活動への市の予算投入が少なすぎるのではないかと思う。文化・生涯スポーツでは、情報が少ないよ うな気がする。広報に載せて「もう市民の方がわかっただろう」ではなく、広報車を走らせたり、回覧 板を回したりと幾重にも情報を発信して欲しい。インターネットがどの家庭でも使えるわけではない。

(文化財一般公開方法)

・文化財についても、一般公開を説明者付きでもっとして欲しい。地元にいて、地元の事をあまり知らないのはもったいないし、はずかしいと思う。

(通学時の指導)

・学校教育では、大人の手出しの前に子どもたちにまず経験させることが大事ではないかと思う。朝の登校にしても、大人が道路を渡す光景をよく見かけますが自分の目で確認して渡るように指導していくのが大切なのではないでしょうか。

(学校と地域を結ぶコーディネーターの育成)

・パソコンや携帯を見れば、すぐに情報を手に入れることはできると思うのですが、足りないのはやはり人と人とのコミュニケーションなので、コーディネーターの育成が必要。

(高校の専門指導の強化)

・高校で言うと教員・コーチの不足。専門分野の指導の不十分を感じる。

(市施設利用の手続き簡略化と使用料の減額)

・文化センター、市民会館、地区の公民館等を利用する機会が多いが、市の施設は使用料が少し高くまた利用手続きも面倒である。

(文化財を知る機会の充実と学校教育への反映)

・文化財は「玉名の宝」として子どもたちに知る機会を増やしてほしい。

(公民館講座の充宝

・生涯学習の講座について・・・募集があっても開催曜日に毎年変化がなく応募できない。新しい講座 をふやしてほしい。

(就学前教育の充実)

・家庭教育が子どもの人格形成の根っこだと考えるので、親子のふれあいを大事にしてほしい。

(食育・自校式給食の導入)

・学校給食に関しても民営化や臨採の栄養士が多いと思う。安心して子供が預けられるように、味覚を育てるために自校式給食は残してほしい。

#### (幼保等小中高大と連携した教育環境の構築)

・教育委員会の取組と努力が各家庭に行きわたってないのが残念。5校の高校で良い特色あるが、優劣がまだ付けられている。そのため、市外の高校を目指す子供も多いく、玉名という町に希望を感じていないのではないか。大人は「いかに夢を持たせられるか」という所に頭を使うべき。玉名市全体が幼保小中高大そして大人へと一貫した教育現場になるよう考えてほしい。

#### (部活動の在り方)

・部活動にお金を使いすぎ(経済的に入れない家庭もある)、特に小・中学校はたくさんの大人が教育 に関わってあげることが大切。

#### (学校再編の情報発信)

・小学校再編の情報がいまいち伝わってきません。議論の内容を学校を通じて発信してほしい。

#### (幼・保等・小・中の連携強化)

・幼・保・小・中等の連携にしても地域で違い、密な所と学校と園が実際の距離以上に遠い所があります。幼児期からゲレーゾーンの子ども達が多く見受けられる現在、もっと連携が必要だと思うし、就学前の先生方にも園の子どもを理解して頂けるような機会があっていいと思います。

#### (公民館講座の時間帯)

・公民館講座も、受講者が限られていて利用できない(就労中、育児中) 方も多いと思います。多くの方が参加できるように一つの講座を時間帯を変えて二つにする工夫もあっていいのではないでしょうか。

#### (生涯学習の機会や場の充実)

・生涯スポーツの面でも、高齢者が多くの方と交流しながら健康への知識を広め体力づくりをしているような場を失くさないようにしてほしいと思います。玉名市の老若男女全ての人が学び健康で過ごせるために活動できる場を大切にして下さい。

#### (公民館講座の申込方法等)

・公民館講座などで、文化センターの調理室を利用したことがありますが換気扇は今にもほこりが落ちてきそうな程汚れています。子連れでは、利用しにくいので作ったものをすぐ隣の和室に遊んでたべれるようなつくりだといいなと思います。講座の申し込み、往復はがきで申し込んでも人数に達しなかったので開催しませんということもあったのでもっとシンプルに電話の申し込みできるとありがたい。

# (各学校を核とした地域連携計画の策定)

・学校等を活用して、生徒と地区住民が触れ合える行事の計画を立て、年度(複数年可)ごとに市としての教育目標を具体的に掲げる。

#### (学校と保護者との関わり方)

・小学校の親の出方多すぎます。確かに必要だと思うが、あまりにも多い。役員をすれば増々多く、仕事しながらは難しい所もあります。何でも、親まかせ、家庭まかせになりすぎでは?

#### (地域との連携)

・人とのふれあいが少なくなり、コミュニケーション力がないと思う。もっと地域の人々とふれあいを深める取り組みをして欲しい。

# (コミュティスクールの研修)

・コミュニティスクール推進についても温度差があるように思える。実践校と未実践校との実践交流会のような研修に取り組まれているのか。

#### (自国愛レ郷十愛)

・保護者や大人たちも自分さえよければ、自分には関係なければ、それでよいという風習が目立つような気がします。自分の国や地域を愛することが出来ないとなると、将来がものすごく不安です。自分の国を愛していると胸をはって言える、子ども、又は、大人になって欲しいと思う。

#### (学校内部の意思疎通)

・教師がのびのびと児童生徒と交り、子どもと接する時間を確保して欲しい。あまり他に神経を使わず、学校内部の意思疎通を図り連帯して教育にあたって欲しい。

#### (文化・伝統行事の由来等の啓発)

・文化、伝統行事への子供の参加には、行事の意味を座学を通して理解してからの参加が望ましい。

#### (幼児教育の重要性啓発)

・子供の学習能力や人間形成に家庭の果たす役割は大きいが、それができていないと思う。保育園などは「預かり保育」ばかりに視点を置いていて、子供に対して親の愛情が十分に注がれていないと思う。

#### (家庭教育力の具体的施策)

・家庭教育力を活性化させる今一層の具体的施策むを望む。

#### (部活動と社会体育の充実)

・部活動の充実や社会体育の充実を期待します。(礼儀やマナーは、子どもたちにとって大きな教育になる)

#### (文化財の保存整備と観光資源としての活用)

・文化財について、木造、石造りを風雨にさらされることなように屋根をつけるなどの保護が必要と思います。文化財を、もっと観光資源として活用できないものでしょうか。

#### (伝統芸能の映像アーカイブへの記録・保存)

・文化的景観の調査、保全に努めるとともに後世に伝える行政指導や、少子高齢による郷土芸能の後継 者不足を見据えた、記録保存が必要と思う。

#### (教職員の地域学研修)

・学校教育分野での地域学習が不十分であり、教職員向けの校区の歴史や史跡・文化財などへの認識を深め、「生まれ育ったふるさと」への愛情と意識を高める授業へとつなげてもらいたい。

#### (美術館の整備)

・美術館がないので作ってもらって、常に時代を超えた絵画、書、工芸品などの展示会を開いてほしいです。

#### (公民館講座の教養講座実施)

・公民館講座は、カルチャースクール化している。もっと教養を伸ばすような講座を求む。

#### (道徳教育の充実)

・家庭崩壊が叫ばれて長い時が過ぎているが、大人の倫理観の無さには、唖然とする。幼児教育、小学校での道徳教育の充実を願う。

#### (部活動の在り方)

- ・以前に比べて、子ども達、保護者、PTAの活動が、土日も多く忙しく感じます。スポーツに対して勝ち負けのこだわりが強すぎのため毎日の家庭生活にゆとりがない様に思います。
- ・親の送迎なしでは成り立たないほどの活動があることです。頑張ることを応援したい気持ちはあるが、学校内、地域内での活動に抑えられないのかと感じる。

#### (家庭教育憲章の啓発)

・家庭教育憲章を一般市民のうち何人が知っているのかと思う。

#### (市民ぐるみで支え合う体制づくり)

・地域の子どもは地域で守る。学校、保護者、親戚の連携やそれらの人達をフォローしてもらう公的役員との和をもつようにして、子どもたちと接するように願う。

#### (教育機会の均等)

・家庭の状況で学校格差が生じないような教育の充実を。

# (市民会館の施設整備)

・音楽文化やコンサートなどが出来る施設設備の整備。

#### (友だちをかばう気持ちへの配慮)

・子供たちに何かあったときに、両方の話をじっくり聞いて欲しい。子どもの友達をかばっている心とか小さなところも感じて欲しい。

# (スクールバス運行による体力の低下への懸念)

・小学校の統廃合等で通学距離が長くなった子供においてはスクールバス利用となるが、バスに乗れない子供たちまでも保護者の送迎が当たり前になっているところがあり、登下校に歩かなくなったことでの体力の低下がみられると思う。

#### (高齢者へのスポーツ施設使用料金の負担軽減)

・高齢者のスポーツ参加は健康維持の面で有意義であるが、それに対する援助、対策が見られない。高齢者のスポーツ施設使用料金等の優遇措置などを考慮してていただき、高齢者の負担を少なくして欲しい。

#### (幼、保における年長児教育)

・幼、保において小学校入学時のプログラムに力を入れると良いのではないか。年長児では、45分授業に座っていられるような訓練やひらがな、数字遊びなどの教育に力を入れてもらえばと思います。

(公立保育所の保育時間の統一や土曜日の延長)

・玉名市の保育所で、保育料は同じなのに保育時間が違うのがおかしいと思う。5時までのところ、7時までの所、差がありすぎる。土曜も、預けても昼までなら仕事もいけない。

#### (フッ素塗布の実施)

・他の市町村が勧めているような、フッ素塗布やそれに近いフッ素のうがい等はとりいれたりはできないでしょうか。予防で指導や講話だけよりも効果があると思います。

#### (五つのなかよしの啓発)

「五つのなかよし」が実現したらすばらしいと思います。

## (スポーツ施設の充実とバリアフリー化)

・スポーツ施設など全てにおいてバリアフリー化が遅れているように感じます。まずは、ハード面の充実を希望します。

#### (子どもたちのゆとりのある教育の検討)

・子どもたちは月~金まで親から見てもハードスケジュールです。毎日学校から帰宅してクタクタに疲れ、宿題・決められた学習をこなし、家庭での団欒も大切にし・・・と、きれい事を言われましても、正直理解に苦しみます。どれも完璧にしようとは思いませんが、私も仕事をしておりますので、余裕を持って子どもと接したいと思う反面、思うようにいかないこともよくあります。 学校での学習時間配分の検討、子どもたちへの余裕を持った教育の検討をよろしくお願いします。

# (先生方の子どもたちへ向き合う姿勢)

・先生が何に対しても逃げ腰で話にならない。もっと、子どもの事を考えてほしい。親を怖がり、何も新しいことに取り組もうとしない。子どもたちを、ほめてあげない。お手本にできないです。勉強も分からない子はついていけず、最後には、「家庭学習してください」と。子どもたちのことを考えてくれているとは思えない発言です。子どもの事を良くしようと思う気持ちで親とぶつかり合うぐらいのある先生がいいなと思います。

#### ②-1保育所・幼稚園等に感じることを、お答えください。

(1) 施設・環境(園舎・園庭、玩具など)

#### (教職員等・不満の理由)

親を育てる体制づくりが十分でない。雨天時、テラスへの雨漏り。狭い敷地、幼児の数の多さ。園舎が 老朽化しているため。保育所と小学校が隣同士にあるが殆んど保育所の情報(便り等)が入ってこな い。施設が少なく、狭い。十分な環境が整っていない(保育室内)。遊具が少ない。保育室の環境(安 全面)。遊具、外での運動が制限されている。園舎が古くなっている。

#### (一般・不満の理由)

園庭が狭い。園舎が使いにくく、玩具が少ない。駐車場は雨の日滑りやすく、園までの距離が長い。駐車場が狭い。園庭などの草取りは、先生と一緒にさせる。遊べる広さが欲しい。園庭が狭く、運動会が大変。施設の老朽化、玩具や絵本が古い。せまい。おもちゃ等古い。体育館のような設備があってほしい。園舎が古いく、狭い、玩具も古い。園舎の耐震性は大丈夫か心配。時間延長や早朝などのニーズに柔軟に対応してもらいたい。

# (2)職員等の配置状況

#### (教職員等・不満の理由)

職員の数がギリギリのため、病気などでの休みが取りにくい。保育士が少ない。本採の先生がいない。 気になる子、手帳を持っていない多動の子が多い中人数がぎりぎり状態。均等に配置されていない。臨 時の保育士の方が多い。特別支援担当の職員が必要だと思う。休暇をとるときの人員の確保ができてい ない。学力の充実や子どもたちの人格形成を目指すためには、職員のかかわりが必要。特別支援担当者 不足。未満児の施設を充実できれば。

#### (一般・不満の理由)

職員不足、年長さん2名いるべき。職員の待遇をもっとよくして欲しい。正規職員の不足。臨時採用が多いのではと感じる。地域性の解る方を配置してほしい。もう少し人数が増えればいいなと思います。 先生の目が届いておらず、脱走している子も見かける。学力の低下。職員数が少ない時期があり、不安だったことがある。職員の教育スキルの不足。正職が少ない。

## (3) 保育内容(子どもへの接し方・日常の遊びなど)

#### (教職員等・不満の理由)

年齢に合った対応ではない。ひいきがある。しつけの面が不十分。人手不足でありながら業務増加。 (一般・不満の理由)

冬暖房があるが肌着で寝るのはかわいそう。過保護すぎる、もっと自由に。もっとのびのびと育むため、増員して欲しい。男らしさ女らしさということを小さい時から押し付けない。お遊戯会の会場として狭いため、別会場を提案しても応じてもらえない。年長児に昼寝があること。先生により子供目線ではない話し方が不満に思う。いつも忙しそうにしているため、聞きたくても聞けない。せまい。公立保育所のやる気のなさ。自由遊びばかりではなく、昔から外遊びでよくやるようなものを取り入れて欲しい。あぶなさをおしえてほしい。

#### (4) 行事(保育参観や運動会など)

#### (教職員等・不満の理由)

行事が多く、準備・練習に追われる。年間通して多すぎる。行事は旧玉名、旧岱明のミックスとなり、本来の指針より外れている。土曜日等にして欲しい。特に運動会は、小学校のように代休なく子供は2週間通して登園する。職員の人数不足、職員の分担にかかっているようだ。加配なく、出張・初任研等の際に人が足りない。保育参観を通して何かを発表させてもよいのでは。行うことの意図をもう少し意識する。

#### (一般・不満の理由)

台風接近中に運動会を決行されて、子供が体調を崩した。もっと多くして良い。幼保育園の運動会が土曜日で、参加できなく残念。ワンパターンなので工夫が欲しい。多すぎる。運動会の午後の競技は二つしかないため、改善が必要。昼前に終わるので昔ながらの祖母達と食事ができない。

# (5) 食事・おやつ

# (教職員等・不満の理由)

おやつは手作りの方が良いと思う。温かい食事だが値段が高い。常時、自由に与えていること。味付け、献立内容。温かいものがないため。

#### (一般・不満の理由)

多すぎる。孫は、満足している様子ですが、量が少ないように思う。手作り給食でない。おやつに関しては、市販品など塩分が多いものも多い。外注の給食の内容、冷凍食品(フライ)や缶詰が気になる。

#### (6) 病気やケガの時の対応

(教職員等・不満の理由)

医療補助はあるのに、治療に連れていかないこと。病気の時に預かってもらう施設がないこと。とても困っている。看護師がいれば安心。

(一般・不満の理由)

命に係わる時は病院へ、小さいすり傷などは、その場で良い。保健室がないので、教室の床にねかされていた。専門的知識が不足している。

#### (7) 保護者への情報伝達

(教職員等・不満の理由)

遅かったり、一部に伝わってなかったり。

(一般・不満の理由)

家庭と園との連絡ノートが2枚までで、園でどういう事をしていたかなどの色んな話を子どもからの情報でしか分からないので。

# (8) 悩みごとなどへの相談対応

(教職員等・不満の理由)

遅かったり、一部に伝わってなかったり。

(一般・不満の理由)

少なすぎる。ひとり親や核家族化など細やかに対応して欲しい。相談しにくい。ゆっくり話せる感じがなく、相談しない。

#### (9) 保護者の要望・意見への対応

(教職員等・不満の理由)

親の要望等を専門に聞く人がいない。苦情への対応はきちんとしているが、保育所側の気持ちとのすれちがい。自己中心な考えの方が多い。保護者の意見を聞いてもらえない。

(一般・不満の理由)

給食の質を変えてもらうことができなかった。ある程度必要だが、あまり気にする必要はない。意見しても伝統だからと聞いてもらえない。役員会などを開いても、結局は園にしたがう形になる。早くお迎えに来てほしい感を強く感じる。意見を言っても聞いてもらえない。はね返される事が多いと聞く。役員等で貢献していないと意見がいいづらい。

#### (10) 保護者間のネットワークづくり

(教職員等・不満の理由)

各種行事に参加出来ない。気の合う数人のみでの交換、ネットワークで不満が交換されている。PTA としての連携が難しくなっている。なかなか仲間に入れない保護者の方がいる。組織的なネットワーク につながっていない。LINEなどの活用など気になります。保護者間の交流、連携する機会が少ない。メディアでのやりとりの不安。

(一般・不満の理由)

特定の人とは話すが、関わらない人もいる。どの程度なされているのかわからない。子供のつながりしかないような気がする。仲良しママ友が偏り過ぎている様に思います。あまりなかったと思います。なかなか保護者同士が顔を合わせる機会がないので、誰が誰かわからない。

#### (11) 安全対策

(教職員等・不満の理由)

私立の安全対策が十分ではないようである。正門を閉めても駐車場側から自由に出入りできる。園庭から駐車場へ自由に行き来できるので柵などで仕切ってほしい。電灯の設置。

(一般・不満の理由)

外遊び中に知らない人(不審者)が入って来ても、わからないんじゃないかなと思います。今以上、必要ない。不審者の侵入は容易に思える。防犯対策が甘い。

# (12) 衛生対策

(教職員等・不満の理由)

清潔さが足りない気がする。

(一般・不満の理由)

園内、園庭の清掃。余り気にしすぎない様に。職員が多くいれば、もっと行き届くことだろう。

# 4 パブリックコメント結果報告書

#### 1 パブリックコメントの概要

◆募集期間 : 平成27年3月16日(月)~4月15日(水)

◆意見の件数: 1件 ◆意見提出者: 1名

#### 2 提出意見と対応

| No | 意見項目    | 意見内容            | 市の考え方            |  |
|----|---------|-----------------|------------------|--|
| 1  | 校区外通学につ | 中学校への校区外通学生が多   | 校区外通学に関するご意見につい  |  |
|    | いて      | いのではないでしょうか。各学校 | てですが、小中学校の通学区域を定 |  |
|    |         | でその実態をつかんでおかない  | める規則を基準とし、現行の通学区 |  |
|    |         | と通学区そのものが無意味とな  | 域割を定めています。       |  |
|    |         | ってしまうのではないでしょう  | また、区域外就学いわゆる就学指  |  |
|    |         | か。              | 定学校の変更を希望される場合は、 |  |
|    |         | 聞き取りでは不十分で実態を   | 審査基準を定めた指定学校変更及び |  |
|    |         | 見て欲しいものです。      | 区域外就学に関する要綱により判断 |  |
|    |         |                 | しています。           |  |
|    |         |                 | 審査対象となる事由として、住居  |  |
|    |         |                 | 移転・住宅新築等による一時転出・ |  |
|    |         |                 | 身体的理由・家庭環境・いじめ等の |  |
|    |         |                 | 特別な配慮を要するものがあります |  |
|    |         |                 | が、一定の許可基準を設け、審査の |  |
|    |         |                 | 上適切と認めた場合に許可を出して |  |
|    |         |                 | います。             |  |
|    |         |                 | 市教育委員会には、年間を通して  |  |
|    |         |                 | 多くの相談が寄せられますが、取り |  |
|    |         |                 | 決め内容を詳しく説明しご理解いた |  |
|    |         |                 | だくようにしています。      |  |

# 5 用語の解説

(P1、P5、P108)

パブリックコメント(Public Comment、意見公募手続、意見提出制度)とは、公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続をいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものである。通称パブコメ。

# (P4, P9, P33)

キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育・・・中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(平成23 年1月31 日)

キャリア教育は、子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけである。そして、キャリアの形成にとって重要なのは、自らの力で生き方を選択していくことができるよう必要な能力や態度を身に付けることにある。

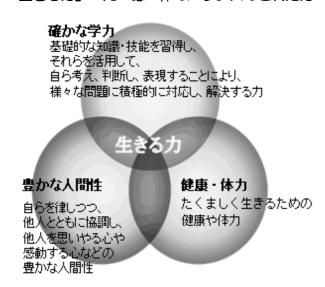
#### (P4, P10, P40~P44)

生涯学習(社会)とは、国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、 その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習し、その成果を適切に生かす こと(教育基本法第3条)。また、それができる社会。

#### (P7, P25, P35)

知・徳・体とは、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やか な体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切とされている。

#### 「生きる力」=知・徳・体のバランスのとれた力



# (P4, P7, P31)

国際理解教育は、現在、各学校において、社会科などの各教科,道徳,特別活動や総合的な学習の時間を通じて行われている。例えば、地域に住む外国人から、その国の郷土料理や民族舞踊などを教わり、それを体験し、料理の由来や踊りに込められた願いなどを学習することで異文化に対する理解を深めるなどの活動が行われている。

#### (P14, P45, P59)

ブックスタート事業とは、平成18年度より本市において絵本を通じた保護者と子どもの触れあいを進めるため、地域の保健センターで行われる4ヶ月児検診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者に読書活動の意義や価値を啓発しながら絵本を贈呈する事業である。

# (P17)

「くまもとの心」(道徳教育用郷土資料)とは、郷土の先人の伝記や逸話などから人間の生き方、 考え方を共感を持って学び取ることができ、また同時に子どもたちの郷土に対する愛着を深める ことができるよう作成した道徳教育用教材。

#### (P18~P19)

**タマにゃんチェックシート**とは、平成24年度から本市独自に小中学生を対象にいじめの有無や 日常生活の様子を知るためのアンケート調査(タマにゃんチェック)を月1回程度行い、いじめ の早期発見・きめ細かな教育相談を行っている。

#### (P32)

情報モラルとは、学習指導要領では「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」 と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。

具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容となっている。これらの内容は、情報社会の進展に伴って変化することが考えられ、今後も柔軟かつ適切に対応することが必要である。また、普及の著しい携帯電話をはじめとする携帯情報通信端末のさまざまな問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身につけさせる指導を適切に行う必要がある。

#### (P31~P32)

ICTとは、(Information and Communication Technology) の略で、情報通信技術のこと。 教科指導におけるICT 活用とは、教科の学習目標を達成するために教師や児童生徒がICT を活用 することで、学習指導要領では各教科において随所にICT活用が例示されている。これらは、1) 学習指導の準備と評価のための教師によるICT活用、2)授業での教師によるICT活用、3)児 童生徒によるICT活用の3つに分けられている。

# (P22)

メンタルヘルスとは、精神面における健康のことで、精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称され、主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神疾患の予防と回復を目的とした場面で使われる。

# (P22)

「運動部活動の指針」とは、小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の充実を図るために定め、本市では平成21年3月に「小学校における運動部活動の指針」「中学校における運動部活動の指針」を定め、運動部活動の意義、指導方針及び基本計画や顧問について、さらに練習及び大会参加等について詳しく示している。

## (P23)

フッ化物洗口とは、一定濃度のフッ化ナトリウム水溶液(5~10ml)を口に含んで1分間ブクブクうがいをする方法のことで、WHOや厚生労働省などの専門機関がむし歯予防のための有効な手段として推奨している。また、フッ化物洗口は歯を強くする効果があり、永久歯がはえ始める年齢からはえそろう中学生まで行うと、特に大きな効果がある。

# (P26)

インクルーシブ教育は、障がい者の権利に関する条約第24条によれば、「直訳:包容する教育」として、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みをいう。一人一人の教育的ニーズに的確に応えることが重要とされる。

#### (P28)

学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。平成 12 年 1 月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入され、平成 12 年 4 月から実施されている。

# (P28)

学校運営協議会(コミュニティ・スクール)は、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである。

# (P33)

学校版環境 I SOとは、環境にやさしい学校づくりを児童生徒・教職員が話し合い、全校をあげて実践活動に取り組むものである。子どもの頃から、環境について考える機会と実践を通して、将来を担う子どもたちの環境に対する意識を高めることを目的としている。

平成19年度から県内のすべての公立小中学校で学校版環境 ISOの取組を行っており、数値目標を掲げた活動や家庭・地域と連携した活動など「環境立県くまもと」の実現を図る取組が展開されている。

# (P4, P37, P66)

**非構造部材**とは、柱、梁はり、床などの構造体ではなく、天井材や外壁(外装材)など、構造体 と区分された部材をいう。非構造部材の被害は、構造体に被害が及ばない場合でも生じる可能性 がある。

## (P42)

放課後子ども教室事業は、小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子 どもたちと共に行う学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援している。具体的な活動内容は地 域によって様々で、各地域で決めていただいている。事業の主な実施主体は玉名市となっている。

#### (P62)

放課後児童健全育成事業(放課後学童クラブ)とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。

#### (P46)

「人権教育・啓発に関する基本計画」は、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととされている。我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国 民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・ 啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。

# (P47)

**総合型地域スポーツクラブ**とは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1)子どもから高齢者まで(多世代)、(2)様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、(3)初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

#### (P54)

アーティストバンクとして登録することにより、音楽家、作家、画家等の芸術活動を行う人材(以下「アーティスト」という。)の情報を集積し、アーティストの発表の場を拡充するとともに、市民に芸術鑑賞及びワークショップ等の芸術体験の機会を提供し、もって本市の芸術活動及び文化活動の振興に資することを目的とする。

# (P34, P53, P56)

「玉名学」は、玉名市独自の新しい科目で「探究」「礼節」「日本語」の3編から成り立っている。 内容的には、「礼節、道義、規範」「基本的生活習慣の定着」「玉名の自然と産業」「玉名の歴史と 伝統文化」「日本の伝統文化」「国際人としての知性」「自己の生き方」の7つを大きな柱としてお り、それらについて学ぶ中で、社会性や道徳性、伝統や文化を大切にしようとする心、国際社会 の中で自立していける力を身に付けていく教科である。

#### (P36)

【玉名学 探究】は、「玉名の自然と産業」「玉名の歴史と伝統文化」「国際人としての知性」「自己の生き方」について主に学んでいくものである。

# (P36)

【玉名学 礼節】は、その中の「礼節、道義、規範」「基本的生活習慣の育成」「日本の伝統文化」 「自己の生き方」について主に学んでいくものである。

【玉名学 日本語】は、「音読集」で声に出して、日本語の響きやリズムを楽しみ、その美しさを味わい、日本の豊かな四季を表す言葉などから、自然に深く影響を受けている日本人の感性や情緒などについて理解を深め、日本の文化の中に息づいている豊かな人間性について触れ、考えを深めることを目的とするものである。

# 6 関係法律、計画等

# 国・県

| 年 月 日    | 内容              | 備考   |
|----------|-----------------|------|
| 平成18年12月 | 改正 教育基本法        |      |
| 平成20年 7月 | 教育振興基本計画        | 閣議決定 |
| 平成21年 3月 | 熊本県教育振興基本計画     |      |
| 平成25年 6月 | 第2期 教育振興基本計画    | 閣議決定 |
| 平成26年 3月 | 第2期 熊本県教育振興基本計画 |      |

# 玉名市

| 年月E     | 3  | 内容               | 備考          |
|---------|----|------------------|-------------|
| 平成19年 3 | 3月 | 第1次玉名市総合計画       | H19年度~H28年度 |
| 平成21年 3 | 3月 | 玉名市子ども読書活動推進計画   | H20年度~H24年度 |
| 平成24年 3 | 3月 | 第1次玉名市総合計画後期基本計画 | H24年度~H28年度 |
| 平成22年 3 | 3月 | 玉名市教育振興基本計画      | H22年度~H26年度 |
| 平成26年 4 | 4月 | 輝け玉名「戦略21」       | H26年度~H30年度 |
| 平成27年 3 | 3月 | 玉名市文化振興基本計画      | H27年度~      |

第2期 玉名市教育振興基本計画

発行年 平成27年5月 発行者 玉名市教育委員会

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

TEL 0968-75-1133 FAX 0968-75-1138

E-mail kyoikusomu@city.tamana.lg.jp